

忠岡町みどりの基本計画 【案】

産業まちづくり部 建設課

令和 4 年 5 月

第1章 みどりの基本計画について

1	みどりの基本計画とは	1
1)	計画改定の背景	1
2)	計画の目的	1
3)	計画の位置づけ	2
2	対象となるみどり	3
1)	対象となるみどり	3
2)	都市公園の区分	4
3	みどりの役割	5

第2章 忠岡町のみどりの現況と課題

1	まちの概要	6
1)	位置	6
2)	水系	7
3)	地形	8
4)	気象	9
5)	歴史	11
6)	人口特性	13
7)	土地利用動向	17
8)	交通	19
9)	防災	21
10)	都市施設	28
2	みどりの現況	30
1)	まちの土地利用から見たみどりの現況	30
2)	都市公園及び公共施設緑地の現況	32
3)	道路におけるみどりの現況	37
3	上位計画・関連計画の整理	38
1)	みどりの大阪推進計画	38
2)	第6次忠岡町総合計画	40
3)	忠岡町都市計画マスタープラン	41
4	住民意向の把握	43
1)	住民アンケート調査	43
2)	公園を利用した社会実験から得た意向について	45
5	みどりづくりの主要課題	49
1)	環境保全（生物多様性の保全、親水空間の環境保全）	49
2)	防災（災害時の避難地・避難路、防災のためのみどりの確保）	51
3)	景観（景観形成、快適な生活環境の創出）	52
4)	健康・レクリエーション（健康・スポーツ、レクリエーション）	53

第3章 基本理念等

1	みどりの基本理念	54
2	みどりの基本方針	54
1)	環境保全（生物多様性の保全、親水空間の環境保全）	54
2)	防災（災害時の避難地・避難路、防災のためのみどりの確保）	54
3)	景観（景観形成、快適な生活環境の創出）	54
4)	健康・レクリエーション（健康・スポーツ、レクリエーション）	54
3	計画のフレーム	55
1)	対象区域	55
2)	目標年次	55
3)	人口フレーム	55
4)	計画期間における目標、指標	55

第4章 みどりづくりのための施策

1	みどりづくりのための施策	56
1)	環境保全（生物多様性の保全、親水空間の環境保全）	56
2)	防災（災害時の避難地・避難路、防災のためのみどりの確保）	58
3)	景観（景観形成、快適な生活環境の創出）	59
4)	健康・レクリエーション（健康・スポーツ、レクリエーション）	60
2	地域別みどりの配置方針	62
	（駅東地域）	63
	（駅西地域）	65
	（臨海地域）	67
	（忠岡駅周辺地域）	69
3	本計画の検証と見直し	71

資料編

- 都市公園及び施設緑地の緑視率

第1章 みどりの基本計画について

1 みどりの基本計画とは

1) 計画改定の背景

近年の地球温暖化をはじめとする環境問題への関心の高まりや、自然とのふれあいに
対する人々のニーズに応え、快適でうるおいのある生活環境を形成するため、みどりの
保全や創出に関する長期的な方針が必要となっています。また、少子高齢化社会の到来
や、災害に強いまちづくりの一層の推進等、みどりを取り巻く社会背景が大きく変化し
ています。そして、心の豊かさやゆとり、癒し、美しい景観といった様々な効果を有す
るみどりの役割が今まで以上に期待されています。

一方、平成30年6月の「大阪府北部を震源とする地震」をはじめ、国内の大規模地
震をとおり、公園及び公共施設緑地等に対しても防災的な役割が再認識されています。
また、同年8月の「台風第21号」では、公園および道路の植栽に多大な被害が発生し
たことから風水害も見据えたみどりの配置を検討することが求められています。

それらに加え、上位計画である「第6次忠岡町総合計画」及び「忠岡町都市計画マ
スタープラン」が令和2年度に改定されたことから、これら上位計画に即した計画へ
改定するとともに、現行計画の改定以降、新たに策定された関連計画との整合を図るこ
とが求められます。

このような状況を踏まえ、本町の有するみどりの特性や、固有のまちづくり・環境施
策などの独自性を活かした、みどりに関する全般の基本方針を定めた総合的な指針とし
て「忠岡町みどりの基本計画」を改定します。

2) 計画の目的

「忠岡町みどりの基本計画」では、こうした社会的背景や忠岡町のまちづくりへの取
り組みを踏まえつつ、みどりとオープンスペースの保全と整備、そして活用を計画的に
進めることを目的として、みどりに関する総合的な取り組みと施策の方針を示す役割を
担っています。

また、「都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年6月14日公布）^{注1}」によ
る都市緑地法の改正において、みどりの基本計画の記載事項に都市公園の管理の方針に
関する事項が追加されたことを受けて、都市公園の適正管理に関するマスタープランと
しての役割を担うことも期待されています。

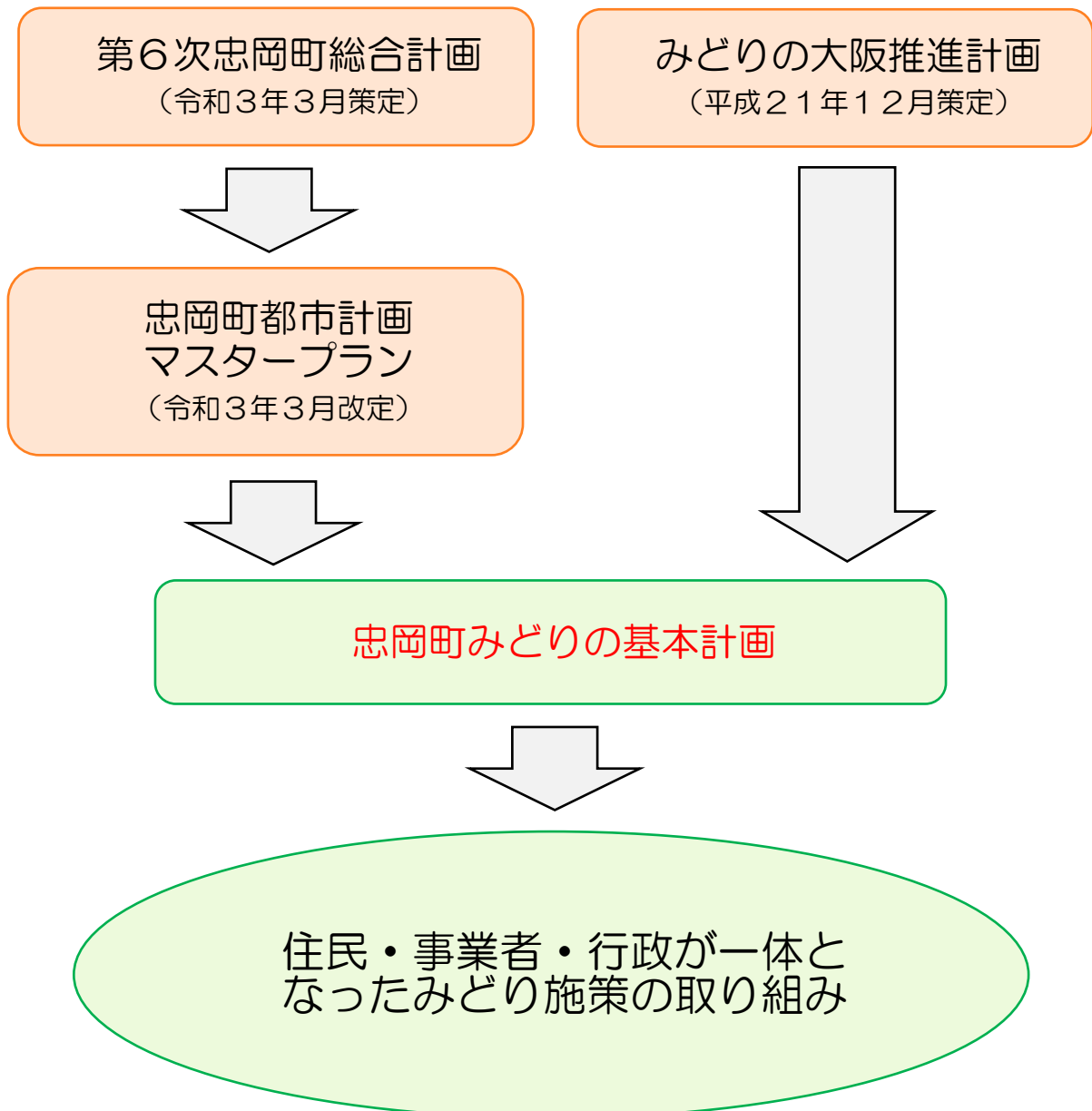
注1：人口減少社会における潤いある豊かな都市空間の形成に向けて、民間の力も最大限に活用しながら、量的な面
だけでなく質的な面も含め、緑地の保全・創出を総合的に図るため、都市緑地法をはじめとする都市の緑に関する一
連の改正が行われた。

3) 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法（旧都市緑地保全法）第 4 条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、本町の総合的な指針である「忠岡町総合計画」を上位計画として、「忠岡町都市計画マスタープラン」におけるみどりに関する方針をより具体化するものとして位置付けられ、大阪府の「みどりの大阪推進計画」の趣旨を反映して作成したものです。

また、防災・交通・産業等その他部門別計画と調和が保たれ、かつ、今後の住民・事業者・行政が一体となったみどり施策の指針となることが期待されます。

計画の位置づけ



2 対象となるみどり

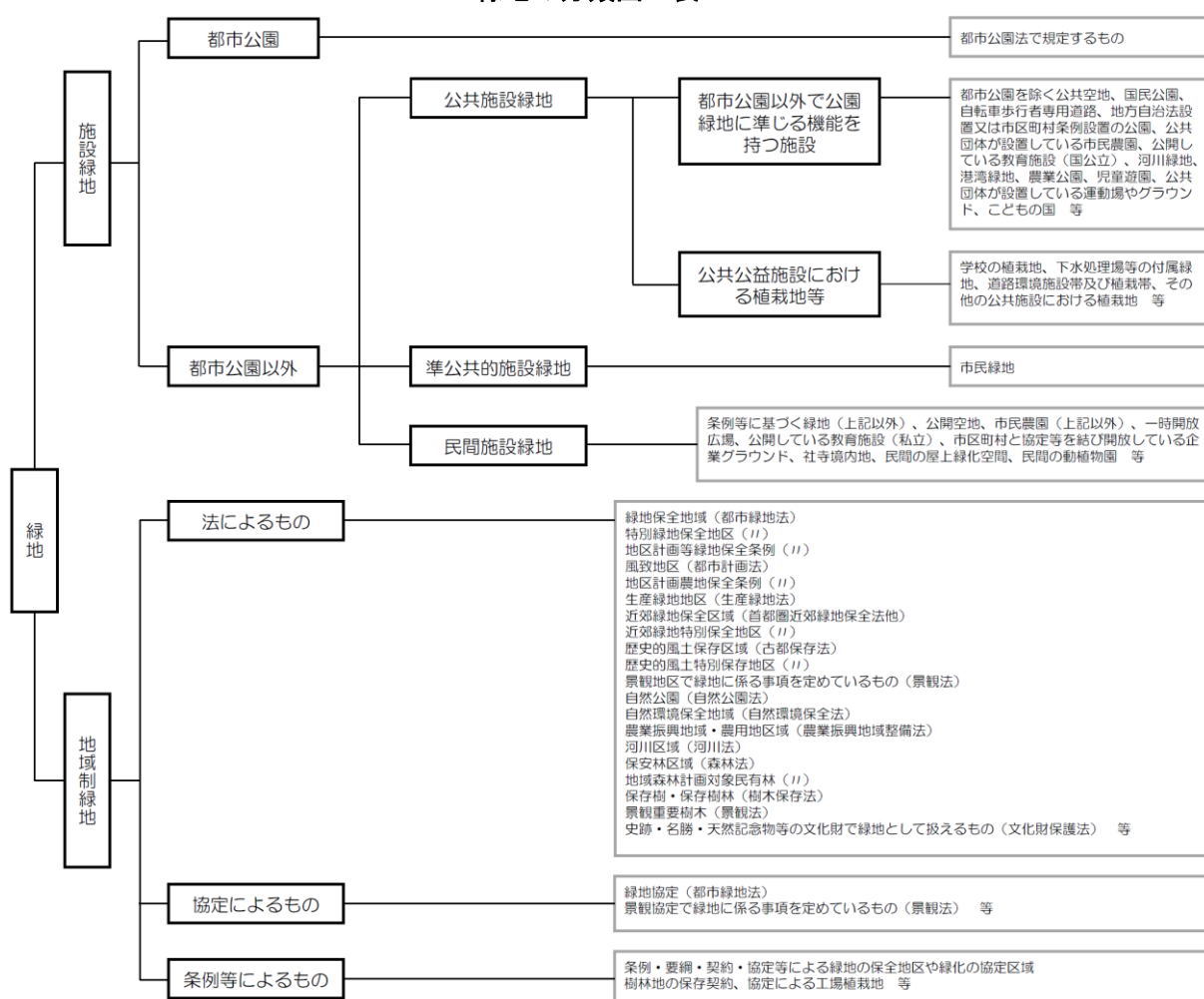
本計画における用語とその定義について、以下のとおり定義します。

1) 対象となるみどり

本計画では、みどりを「周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花、公園、農地に加え、これらと一体となった水辺・オープンスペースなど」と定義します。

また、みどりの中で担保性がある（将来にわたってみどりが残される可能性が高い）と判断できるものを「緑地」とし、さらに下表のとおり「緑地」を施設緑地と地域制緑地に分類します。

緑地の分類図 表 1-1



出典：「緑の基本計画ハンドブック（令和3年改訂版）」を基に作成

2) 都市公園の区分

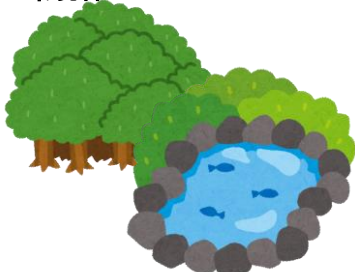
都市公園は、その目的や役割に応じて下記の通り分類されます。

都市公園の区分表 表 1-2

区分		種別	内容	町内における 該当施設の有無
基幹公園	住区基幹公園	街区公園 (旧児童公園)	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。	○
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。	○
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4ha 以上を標準とする。	
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。	
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。	
大規模公園	広域公園		主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市		大都市その他の都市圏域から発生する多様な選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。	
	特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	
	緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
	都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)	○
	都市林		主として動植物の生息地または生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園であり、都市の良好な自然的環境を形成することを目的として配置する。	
	広場公園		主として商業・業務系の土地利用が行われる地域において都市の景観の向上、周辺施設利用者のための休息等の利用に供することを目的として配置する。	
	緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	○
	国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所あたり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。	

3 みどりの役割

都市公園をはじめとする「みどり」や「オープンスペース」は、良好な環境の形成、防災、美しい景観の形成など、多様な機能を持っています。本計画では、下記に挙げる4つのみどりの役割に焦点を当てて、課題整理や施策検討を行います。

■環境保全 	・樹木等の植物は、温室効果ガスである CO2 削減に重要な役割を果たすほか、大気浄化、騒音防止、水源かん養などにも重要な役割を果たしている。 ・緑地は多様な生物の生息の場でもあり、みどりの適切な配置により、人と自然とが共生することができる。
■防災 	・大地震や大火災などの発生時において、人々の避難地や避難路、火災の延焼帯、消防活動やボランティア等の救援活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点等として多様な機能を持つことから、みどりを適正に確保することにより地域の安全性を高めることができる。
■景観 	・みどりは地域の気候、風土に応じて特徴ある多様性を有しており、美しい景観を創出することで四季の変化や快適な生活環境を実感できる。 ・みどりは地域固有の歴史、文化等と深く関わっており、地域個性の魅力化と地域文化を醸成することができる。
■健康・レクリエーション 	・みどりとオープンスペースは、自然とのふれあい、レクリエーション活動、健康運動、文化活動など多様な活動の拠点となっている。 ・みどりの持つ多様な機能を活用することにより、住民の健康、レクリエーションニーズに応じたみどり豊かで質の高い余暇空間を確保することができる。

第2章 忠岡町のみどりの現況と課題

1 まちの概要

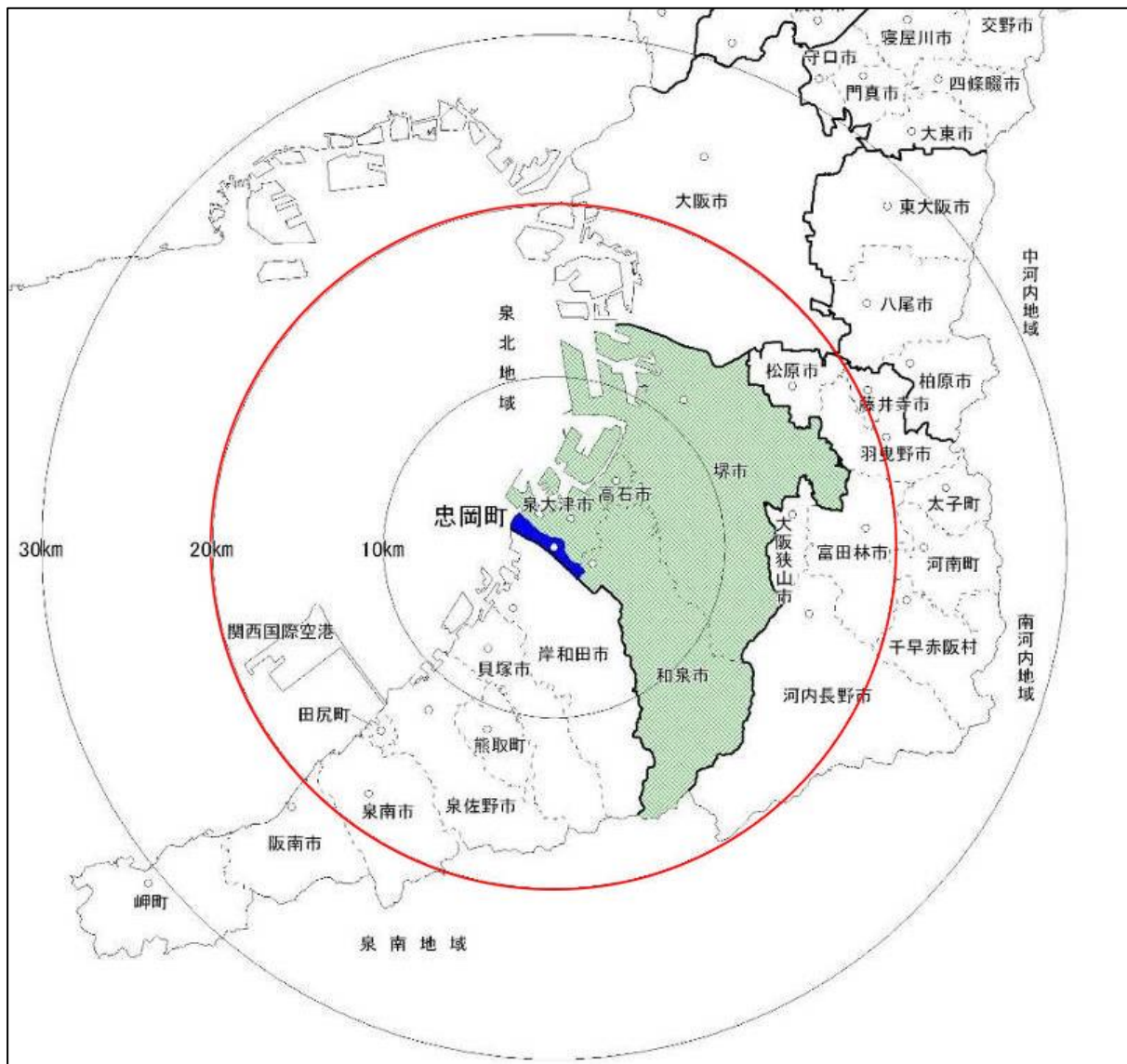
1) 位置

○忠岡町は、大阪府の西南部、町域の西側は大阪湾に面する臨海平坦部に位置し、北は大津川・牛滝川を境に泉大津市、東は和泉市、南は岸和田市に接しており、東西に長く南北に短い形状で、町域面積は 3.97k m²と町としては全国で最も小さく、全体的に平坦な地形です。

○大阪府の都心でもある梅田や難波まで約 20km、大阪府及び関西圏への玄関口ともなっている関西国際空港へも約 20km となっています。

○都市計画区域は南部大阪都市計画区域（南河内地域、泉北地域、泉南地域）に指定され、堺市・泉大津市・和泉市・高石市とともに泉北地域広域行政圏を構成しています。

位置図 図 2-1

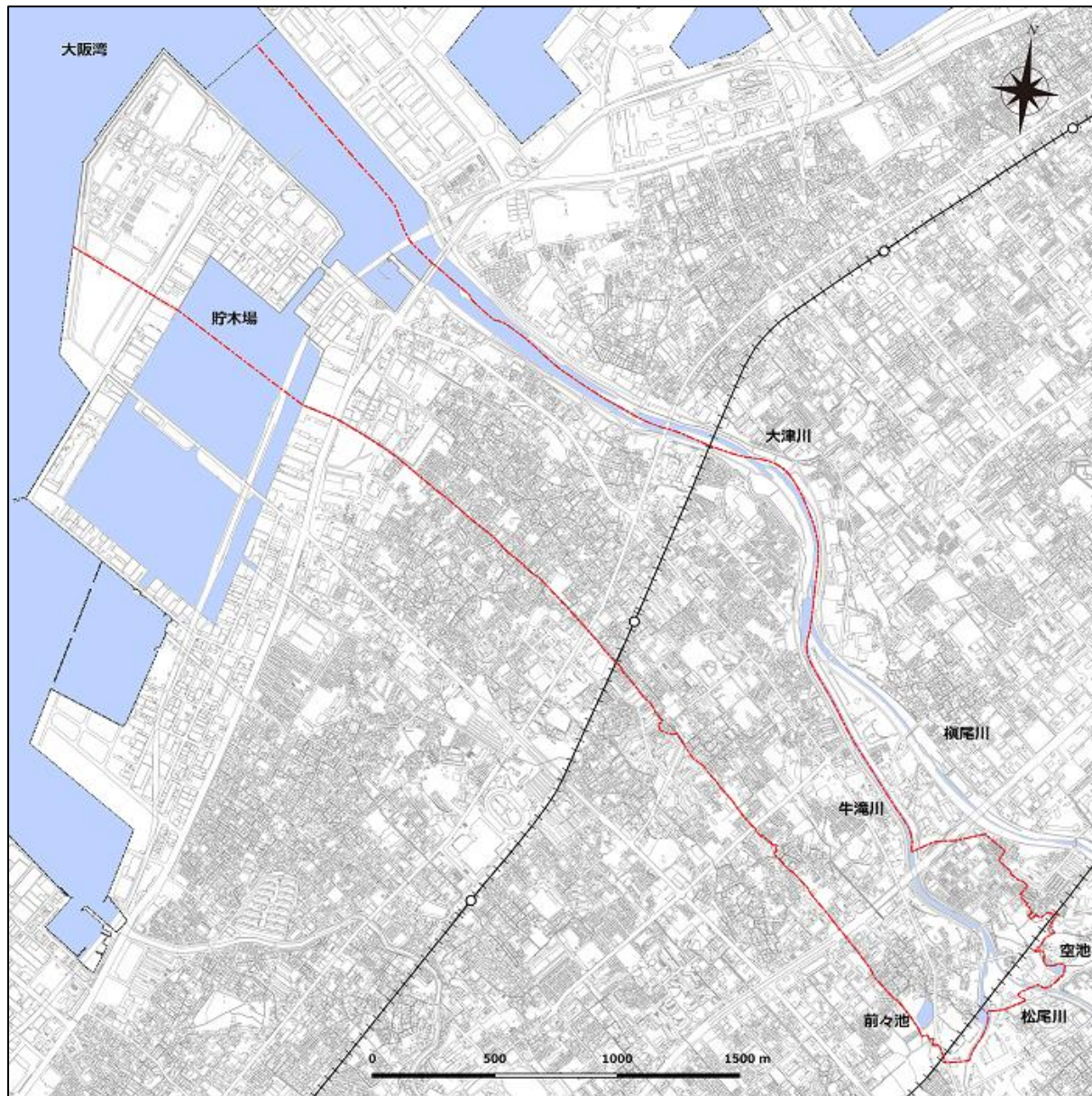


2) 水系

○本町の北側に位置する大津川水系は、町域東端の高月地区で松尾川と牛滝川が合流、さらに馬瀬地区付近で泉大津市内を流れる榎尾川と合流して大阪湾に注いでいます。

○泉州地域にはため池が多く見られ、本町では高月地区にため池（前々池、空池）が存在します。

水系图 图 2-2

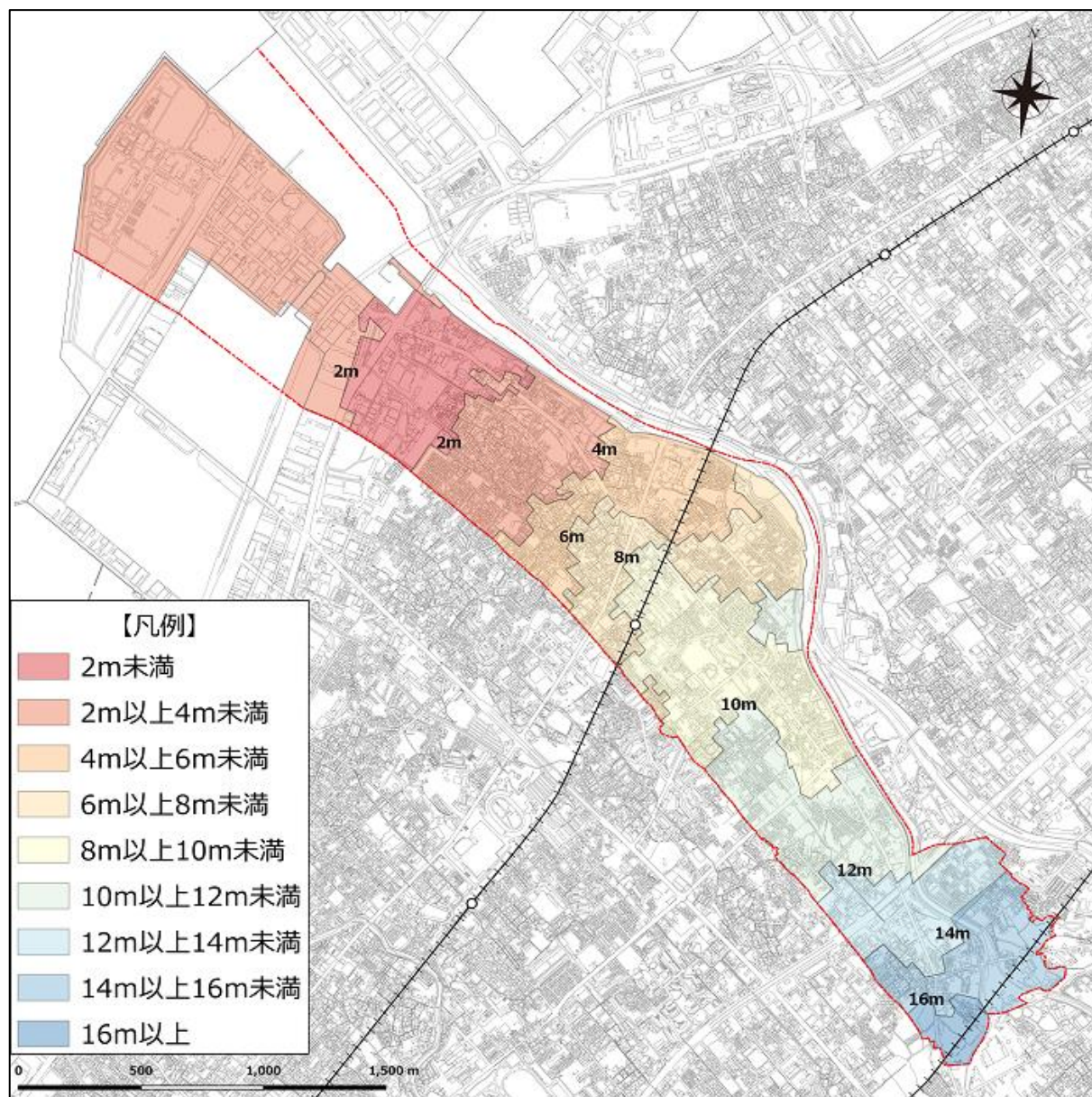


3) 地形

○本町は、南東部の低位段丘（標高約 10m より高い部分）、中央部の沖積部分（標高約 5～10m）、北西部の泉州臨海低地（標高約 5m 以下）の三つの部分から構成されています。

○町域で最も標高が低いのは、忠岡南（浜霊園付近）で 2m 未満、最も高いのは高月南（ＪＲ阪和線踏切付近）で概ね 16m 程度となっています。

地形図 図 2-3



4) 気象

○過去 10 年間（平成 23 年(2011 年)～令和 2 年(2020 年)）の気象概況（アメダス堺観測所）を見ると、平均気温 16.9℃(最高気温 37.5℃、最低－2.5℃)、平均総降水量 1,340.3mm、平均日照時間 2,095.4 時間となっています。

近年の気象概況 表 2-1

年次	気温 (℃)			降水量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)		日照時間 (h)
	平均	最高	最低	総量	最大時量	風速	風向	
H23 年	16.6	36.7	-2.4	1443.5	40.5	15.7	NE	2104.5
H24 年	16.4	37.9	-3.1	1348.5	50.5	22.9	SW	1994.0
H25 年	16.8	38.2	-3.0	1194.5	20.0	18.8	WSW	2237.6
H26 年	16.4	36.7	-2.9	1216.5	38.0	20.0	N	2081.6
H27 年	16.8	37.0	-1.5	1493.5	40.0	18.4	W	1950.0
H28 年	17.4	37.4	-2.1	1311.0	36.0	19.0	WSW	2077.1
H29 年	16.5	36.4	-2.4	1209.5	27.0	25.7	N	2104.0
H30 年	17.1	39.7	-2.8	1616.0	45.0	43.6	S	2217.3
R1 年	17.2	37.4	-2.3	1175.5	20.0	16.8	WNW	2093.8
R2 年	17.3	37.7	-2.1	1394.0	34.5	18.5	WSW	2094.2
H23-R2 平均	16.9	37.5	-2.5	1340.3	35.2	21.9	—	2095.4

出典：アメダス堺観測所データ（気象庁 HP）を基に作成

○直近（令和 2 年）の月ごとの気象概況（アメダス堺観測所）を見ると、7 月の降水量が突出して多く、年間降水量 1,394mm の約 26%が当該月に集中していることがわかる。また、年間を通して南や西寄りの風が強い傾向にあります。

年間の気象概況(令和 2 年) 表 2-2

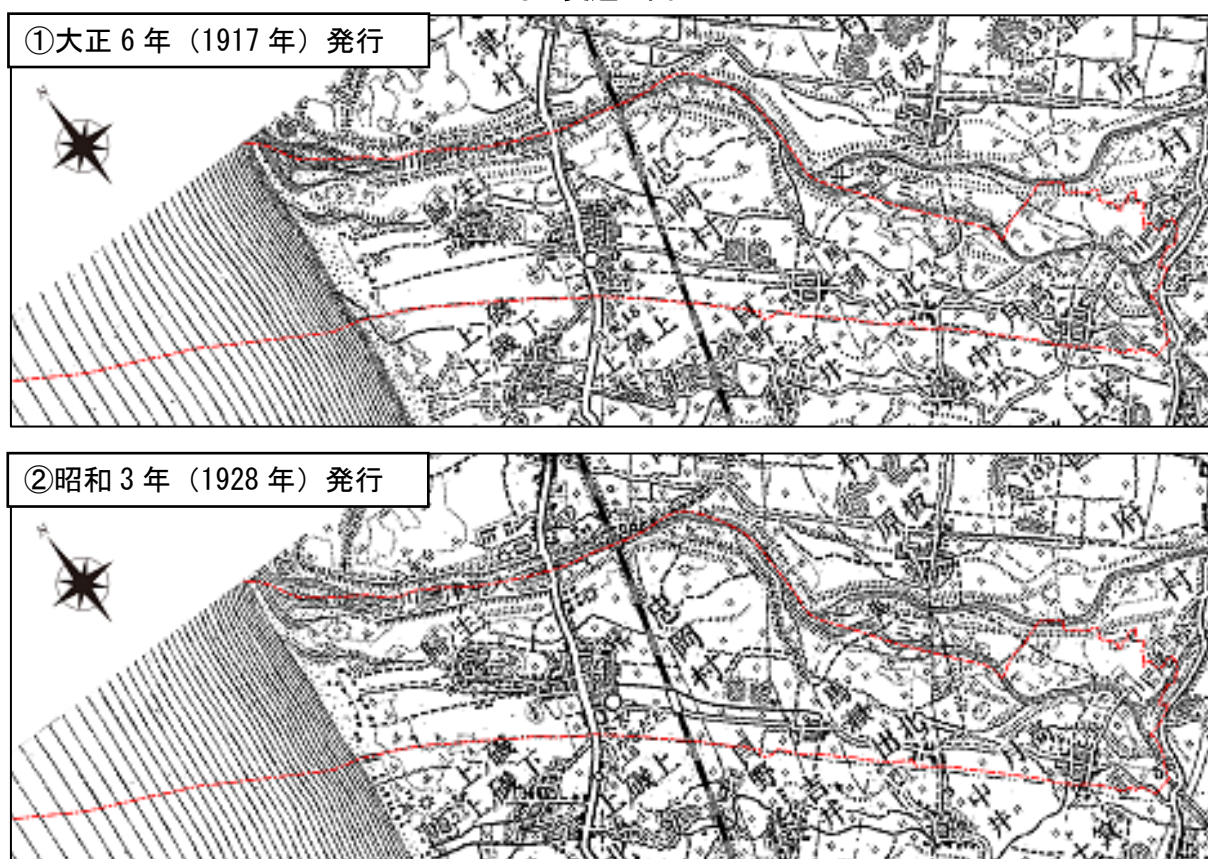
年次	気温 (°C)			降水量 (mm)		最大瞬間風速 (m/s)		日照時間 (h)
	平均	最高	最低	総量	最大時量	風速	風向	
1 月	8.4	18.6	-0.3	59.0	10.5	18.5	WSW	119.9
2 月	7.6	18.7	-2.1	67.5	10.5	14.9	W	135.9
3 月	11.1	22.9	-0.6	91.5	4.0	14.7	WNW	190.8
4 月	13.6	23.9	4.2	96.0	8.5	14.3	SW	228.9
5 月	20.3	28.4	10.6	89.0	11.5	12.2	S	219.9
6 月	24.5	32.9	16.3	155.0	11.5	14.9	WSW	168.3
7 月	25.9	34.0	19.7	360.0	32.0	15.9	SSW	100.7
8 月	30.2	37.7	23.9	64.0	34.5	13.7	S	298.1
9 月	25.3	36.3	15.7	127.5	19.0	13.4	S	122.9
10 月	18.0	27.6	6.8	219.0	7.0	14.7	E	174.1
11 月	14.0	27.5	4.9	44.0	7.5	10.9	W	166.2
12 月	8.2	17.4	0.0	21.5	5.5	16.3	W	168.5
平均	17.3	27.2	8.3	116.2	13.5	14.5	—	174.5

出典：アメダス堺観測所データ（気象庁 HP）を基に作成

5) 歴史

○本町の居住地としての歴史は深く、国土地理院の旧版地図から都市の形成過程を考察すると黎明期（1890～1910 年代頃）※図①には早くも 4 つの集落が確認できますが、河川の後背湿地に形成された集落は水田を挟んで河川から離れた位置に存在していました。その後、戦前（1920～1930 年代頃）※図②から戦後（1940～1950 年代頃）※図③にかけては、工業用水を求め浜や河川付近に繊維・染物工場が進出するものの、これら地域への居住の進出は限定的でした。しかし、高度経済成長期（1960～1980 年代頃）※図④⑤から平成前期（1990 年～2000 年代頃）※図⑥にかけて、河川改修事業や国道の敷設に伴う土地区画整理事業が進められたことで、埋め立て地を除く町全域が市街化され、概ね現在の都市骨格が形成されました。また、その過程で貯水機能を有する池や田が急激に失われたことも特筆すべき点と言えます。

町の変遷 図 2-4



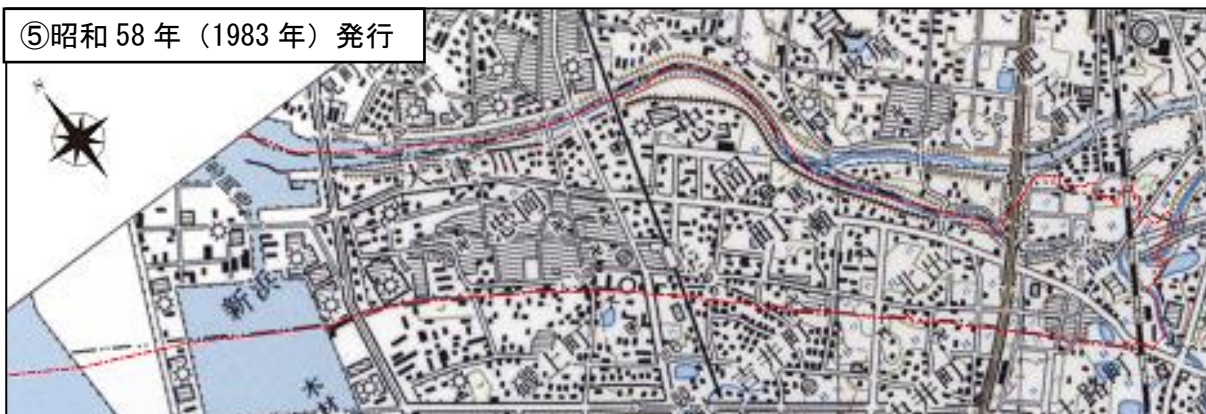
③昭和 30 年（1955 年）発行



④昭和 44 年（1969 年）発行



⑤昭和 58 年（1983 年）発行



⑥平成 6 年（1994 年）発行



出典：旧版地図（国土地理院）を加工して作成

6) 人口特性

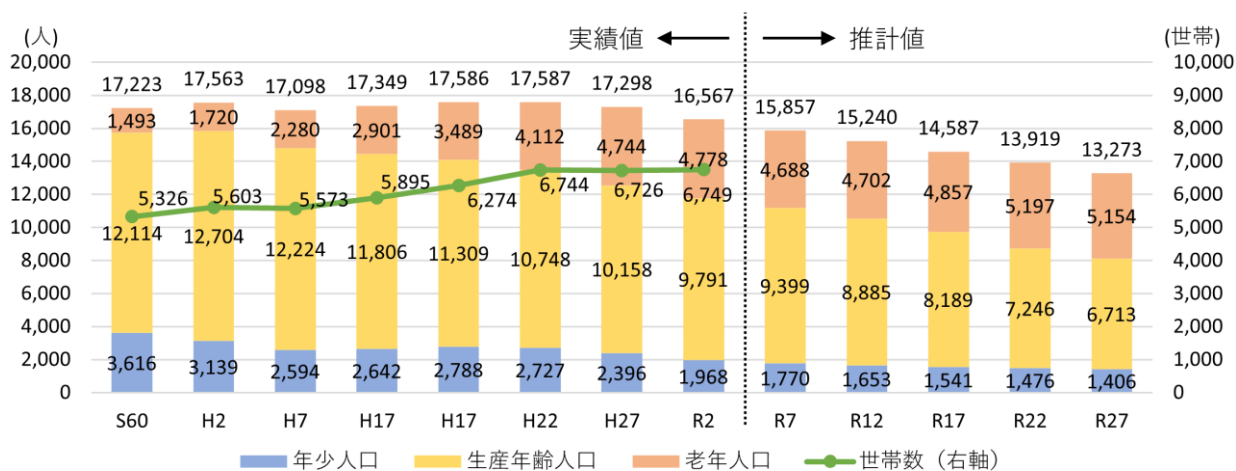
① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

○総人口は、平成 22 年をピークに減少傾向に転じており、令和 27 年には 13,273 人（平成 27 年と比べて約 4,000 人減少）になると推計されています。

○世帯数は、約 5,300 世帯から約 6,800 世帯の間で推移しており、平成 27 年時点では 6,726 世帯と、昭和 60 年と比べると 1,400 世帯増加しています。

○年齢3区分別人口は、年少人口（0～14 歳）・生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向、老年人口（65 歳以上）が増加傾向にあり、少子高齢化の進行が予測されます。特に年少人口が約4割減、生産年齢人口が約3割減（平成 27 年と令和 27 年の比較）と減少の幅が大きくなっています。

総人口及び年齢3区分人口の推移 表 2-3



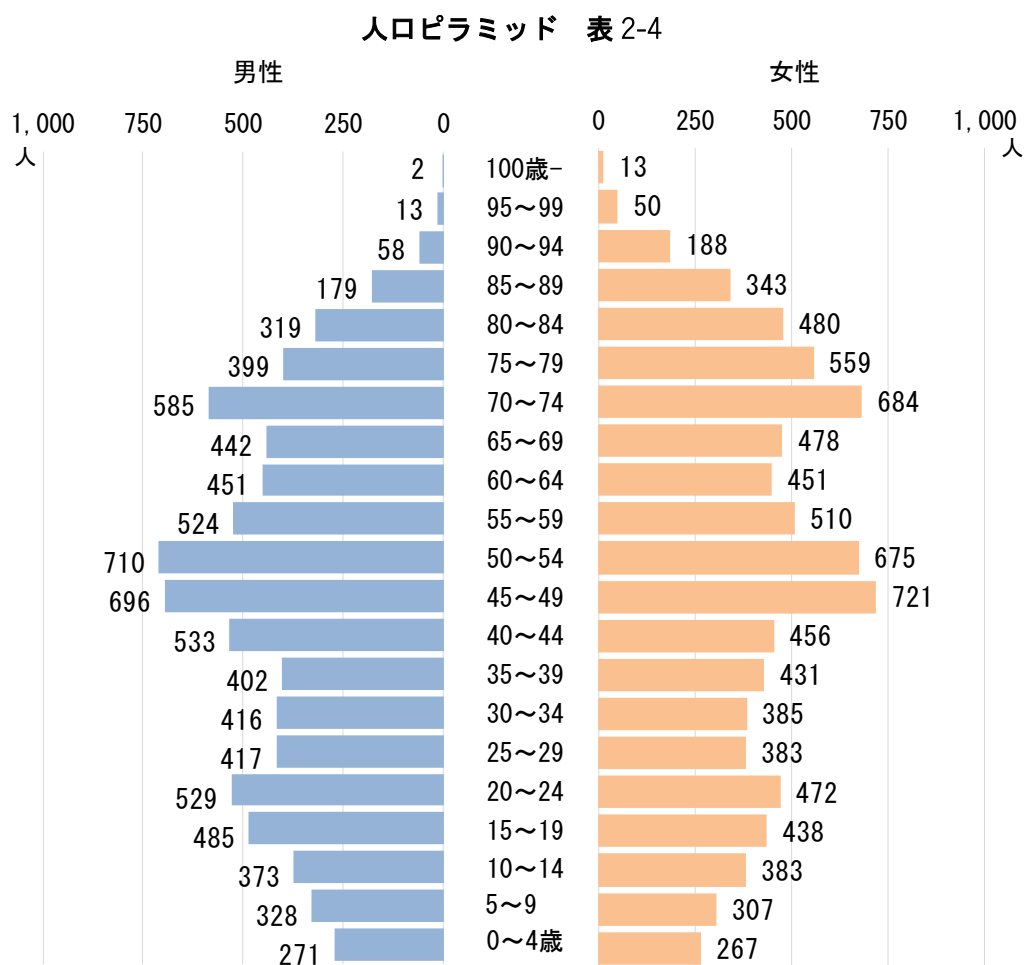
出典：実績値は国勢調査結果（総務省統計局）を基に作成

推計値は「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に作成

② 人口ピラミッド

○本町の人口ピラミッドを見ると、40 歳代後半にあたる第二次ベビーブーム世代が最も多く、次いで、70 歳代にあたる第一次ベビーブーム世代（団塊の世代）が多くなっています。

○20 歳代後半の人口が少なくなっており、就職や結婚、子育ての時期に本町から流出していると考えられます。年少人口は5歳階級ごとに減少しており、少子化の進行がうかがえます。

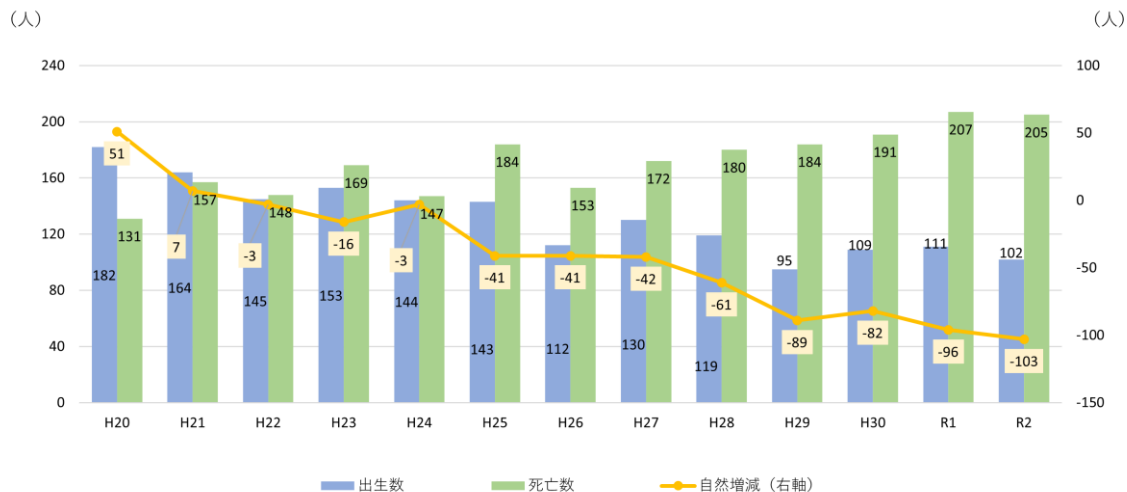


出典：住民基本台帳（令和3年11月末時点）を基に作成

③ 人口動態

○自然動態^注は、平成 22 年以降減少に転じています。近年は、約 60～100 人の減少で推移しています。

出生数及び死亡数の推移 表 2-5

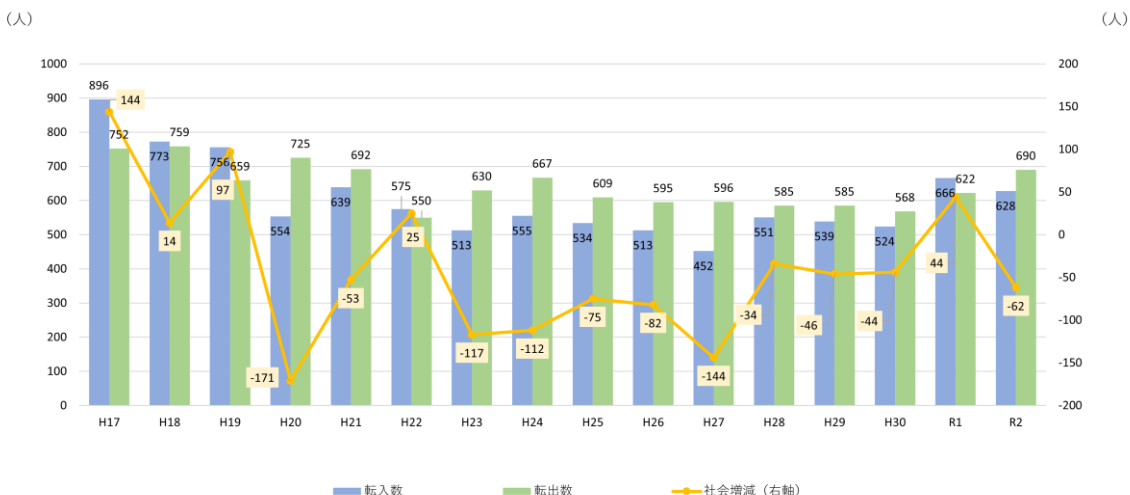


出典：住民基本台帳を基に作成

注) 一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。自然動態=出生児数-死亡者数

○社会動態^注は、平成 22 年以降は概ね転出超過となっています。近年は、令和元年を除いて約 30～50 人の減少で推移しています。

転入数及び転出数の推移 表 2-6



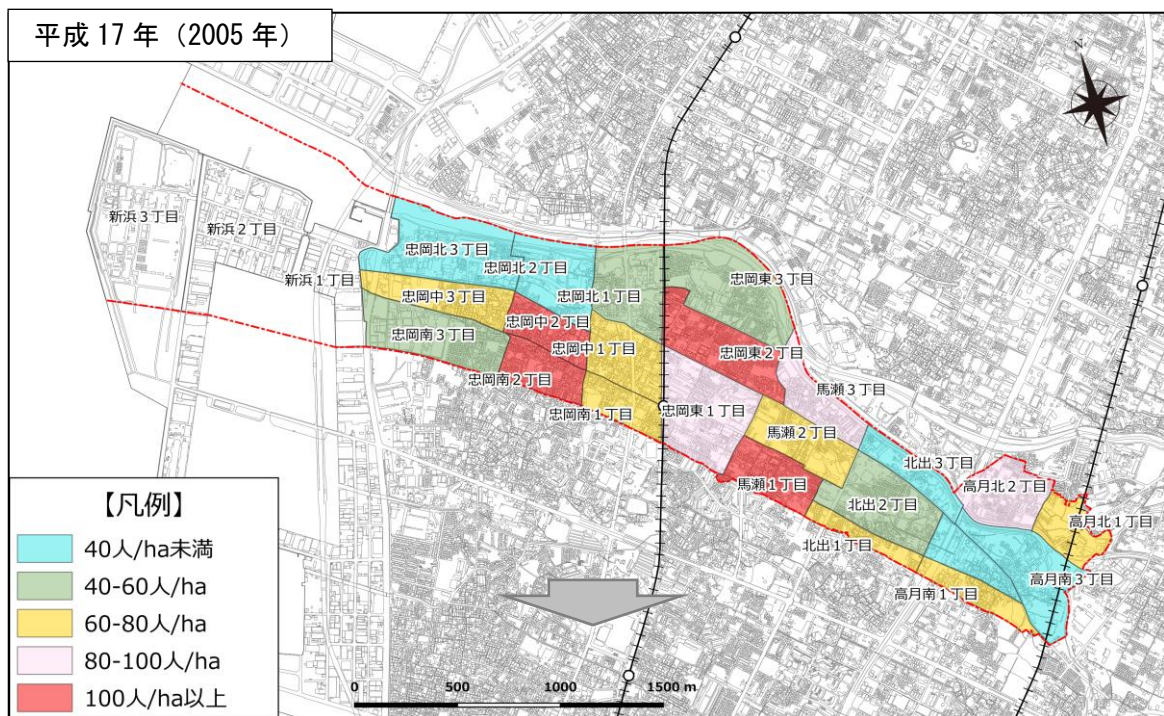
出典：住民基本台帳を基に作成

注) 一定期間における転入・転出及びその他の増減に伴う人口の動き。社会動態=転入数-転出数+その他増減

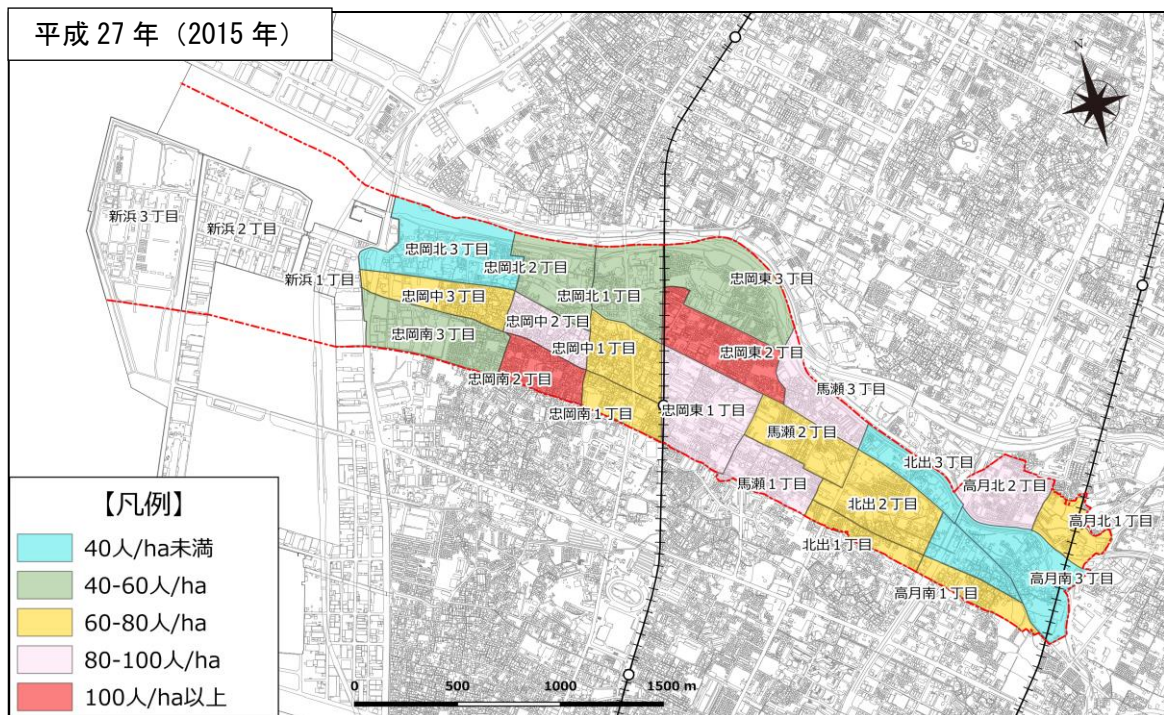
④ 町丁目別人口

○平成 17 年（2005 年）から平成 27 年（2015 年）の町丁目別総人口の推移をみると、忠岡中2丁目、馬瀬1丁目において人口減少がみられます。一方、忠岡北2丁目、北出2丁目では人口が増加しています。

町丁目別人口 図 2-5



出典：国勢調査結果（総務省統計局）を基に作成



出典：国勢調査結果（総務省統計局）を基に作成

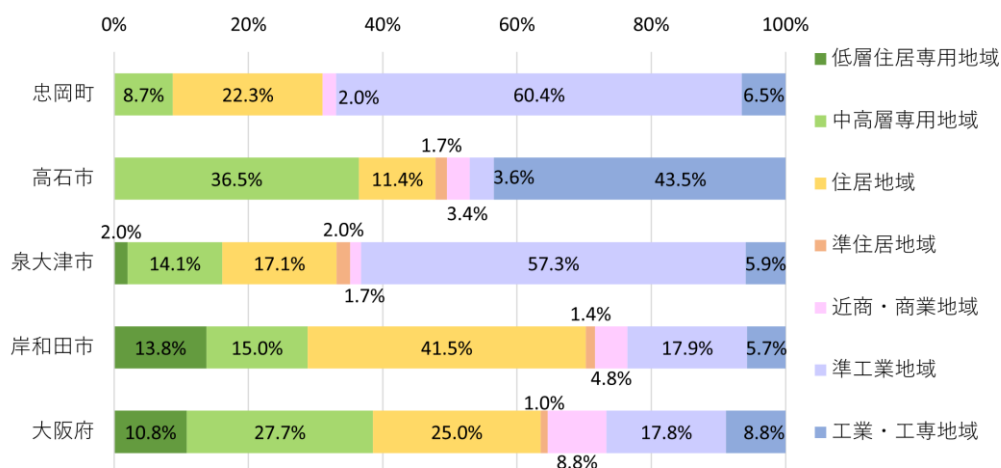
7) 土地利用動向

① 用途地域

○町全域は市街化区域であり、臨海部の貯木場を除く 385.5ha に用途地域を指定しています。

○用途地域で最も面積割合の多い準工業地域は約 6 割を占め、泉北地域や大阪府の割合よりも突出して多くなっています。

用途地域の指定割合 表 2-7



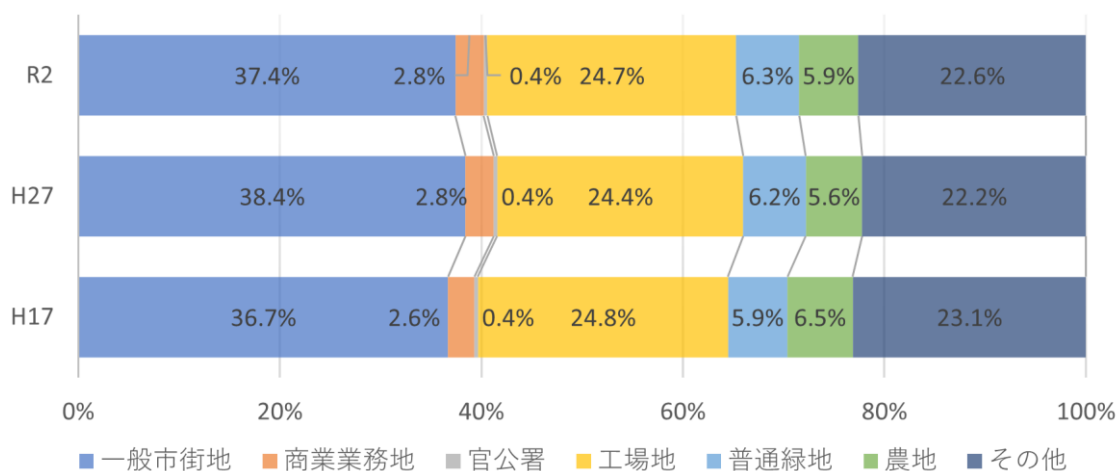
出典：大阪府統計年鑑（令和 2 年度）を基に作成

② 土地利用

○平成 17 年から令和 2 年にかけては、土地利用の割合に有意な変化は見られず、平成 17 年の時点で概ね現在の市街地が形成されていたことが伺えます。

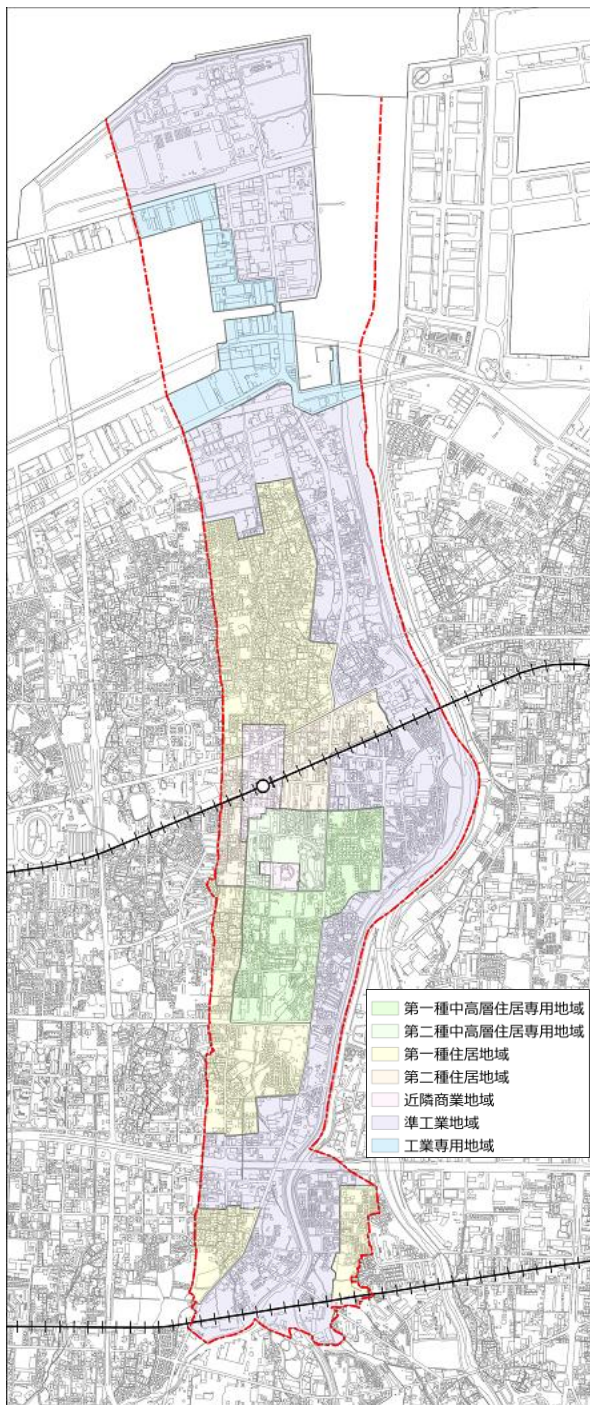
○ただし、農地については緩やかではあるものの減少傾向が見て取れます。

（参考）土地利用の割合の推移 表 2-8

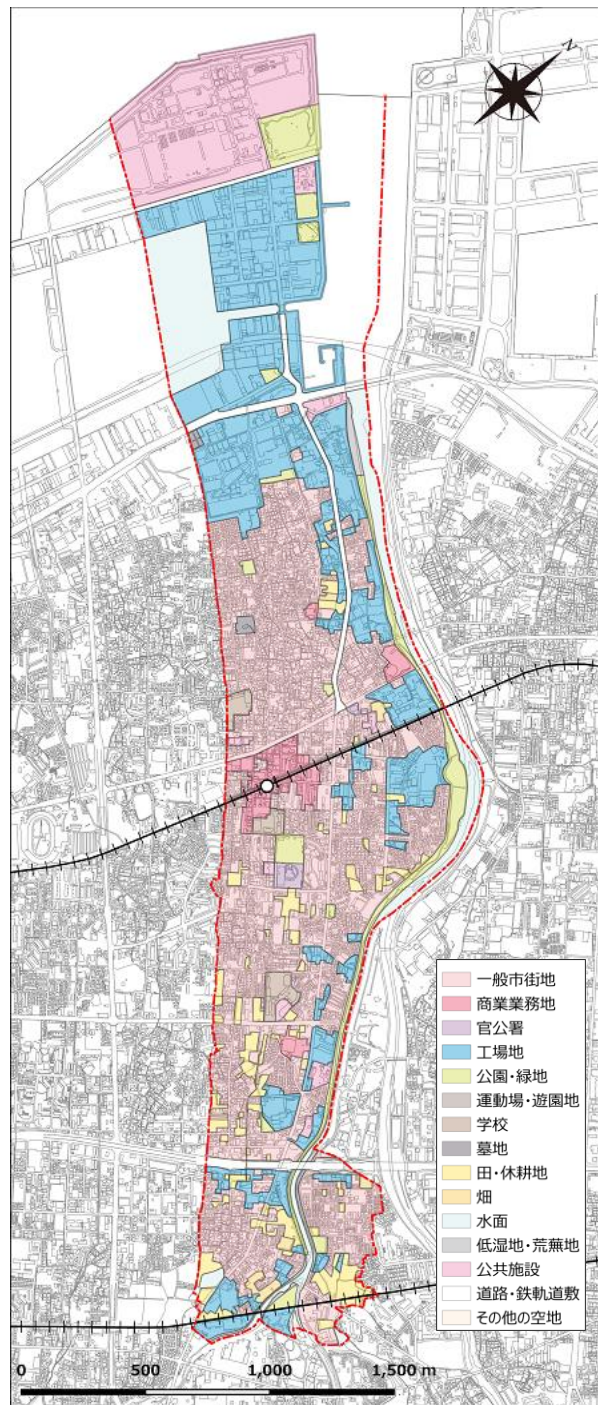


出典：都市計画基礎調査（令和 2 年実施）を基に作成

用途地域 図 2-6



土地利用現況（令和 2 年） 図 2-7



出典：用途地域は忠岡町作成（令和 4 年 3 月 31 日現在）

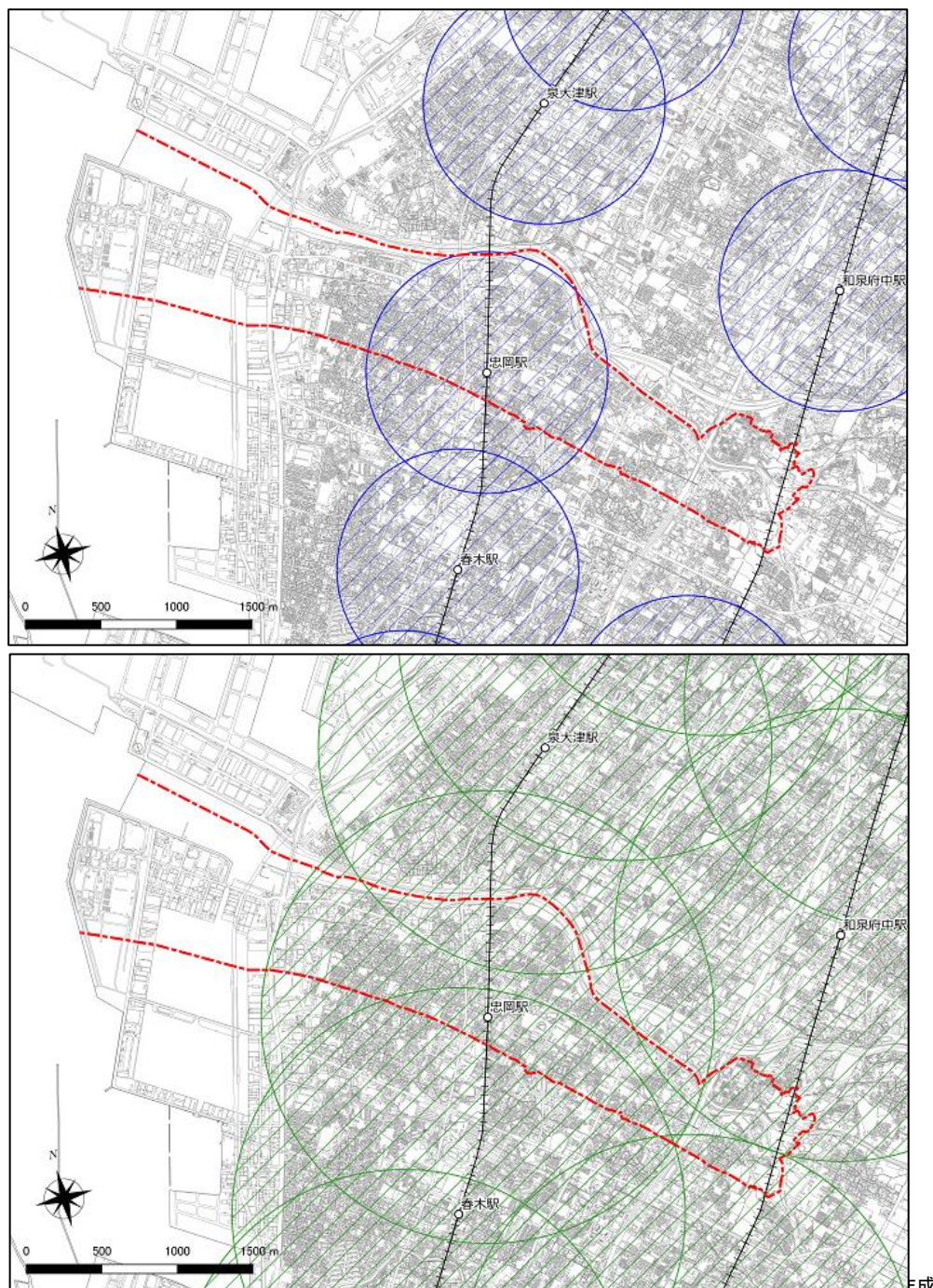
土地利用現況は都市計画基礎調査（令和 2 年実施）を基に作成

8) 交通

① 交通環境

〇町内には1つの鉄道駅が立地しており、その徒歩 800m圏域の人口カバー率は45.1%、自転車 1500m圏域の人口カバー率は98.4%となっています。

忠岡町周辺の駅勢圏（上図：徒歩圏域 800m、下図：自転車圏域 1,500m） 注） 図 2-8



注）徒歩圏域 800m は、時速 5km/時で歩いた場合、10 分間で到達可能な距離（都市構造の評価に関するハンドブックより）。

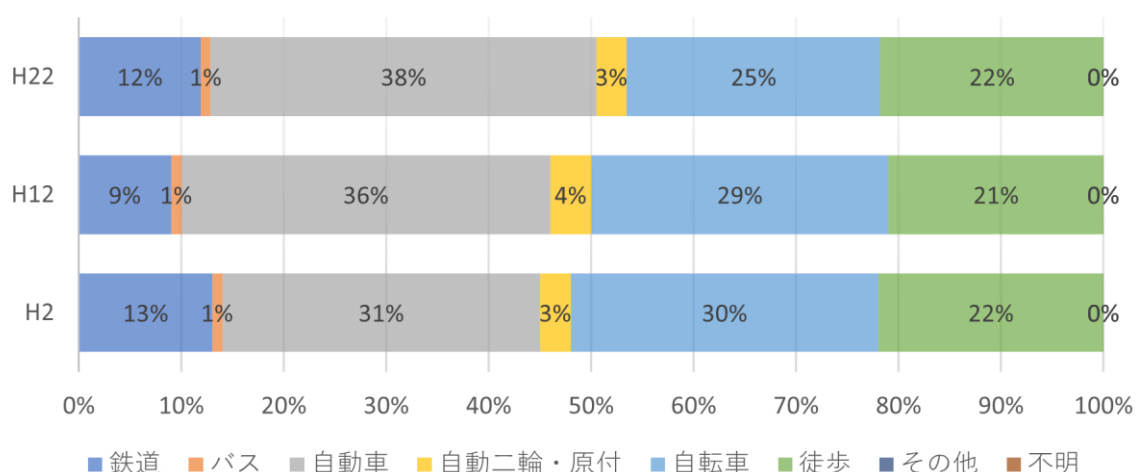
自転車圏域 1500m は、高齢者の自転車による走行速度を時速 10km/時と仮定した場合の 10 分間で到達可能なおよその距離（国土交通省資料より）。

② 交通手段の分担率

○平成 22 年のパーソントリップ調査では、自転車の代表交通手段としての分担率が 25.0%であり、平成 2 年、平成 12 年と減少傾向にあります。

○一方で、大阪府内市町村で比較すると大阪府平均の 22.5%を上回っており、府内 43 市町村中 13 位と、自転車利用が多い都市と言えます。

代表交通手段分担率の推移 表 2-9



出典：近畿圏パーソントリップ調査（平成 22 年実施）を基に作成

府内市町村の代表的な交通手段における自転車分担率 表 2-10

順位	市町村名	自転車 分担率	順位	市町村名	自転車 分担率	順位	市町村名	自転車 分担率
1	松原市	33.3%	16	高槻市	22.8%	31	富田林市	14.5%
2	守口市	32.6%	17	堺市	22.2%	32	和泉市	13.3%
3	門真市	32.5%	18	岸和田市	21.1%	33	大阪狭山市	13.0%
4	八尾市	31.4%	19	柏原市	20.2%	34	泉南市	12.8%
5	高石市	30.4%	20	島本町	20.1%	35	阪南市	12.4%
6	東大阪市	30.0%	21	豊中市	19.3%	36	岬町	9.8%
7	藤井寺市	29.4%	22	四條畷市	18.3%	37	熊取町	9.8%
8	摂津市	27.0%	23	羽曳野市	18.1%	38	河内長野市	7.7%
9	大東市	27.0%	24	吹田市	17.8%	39	河南町	6.5%
10	泉大津市	26.8%	25	交野市	17.2%	40	太子町	4.8%
11	茨木市	26.0%	26	枚方市	17.1%	41	能勢町	2.3%
12	寝屋川市	25.6%	27	泉佐野市	16.9%	42	豊能町	1.7%
13	忠岡町	25.0%	28	貝塚市	16.7%	43	千早赤阪村	0.3%
14	大阪市	23.4%	29	池田市	16.3%	大阪府 平均		22.5%
15	田尻町	23.1%	30	箕面市	15.4%			

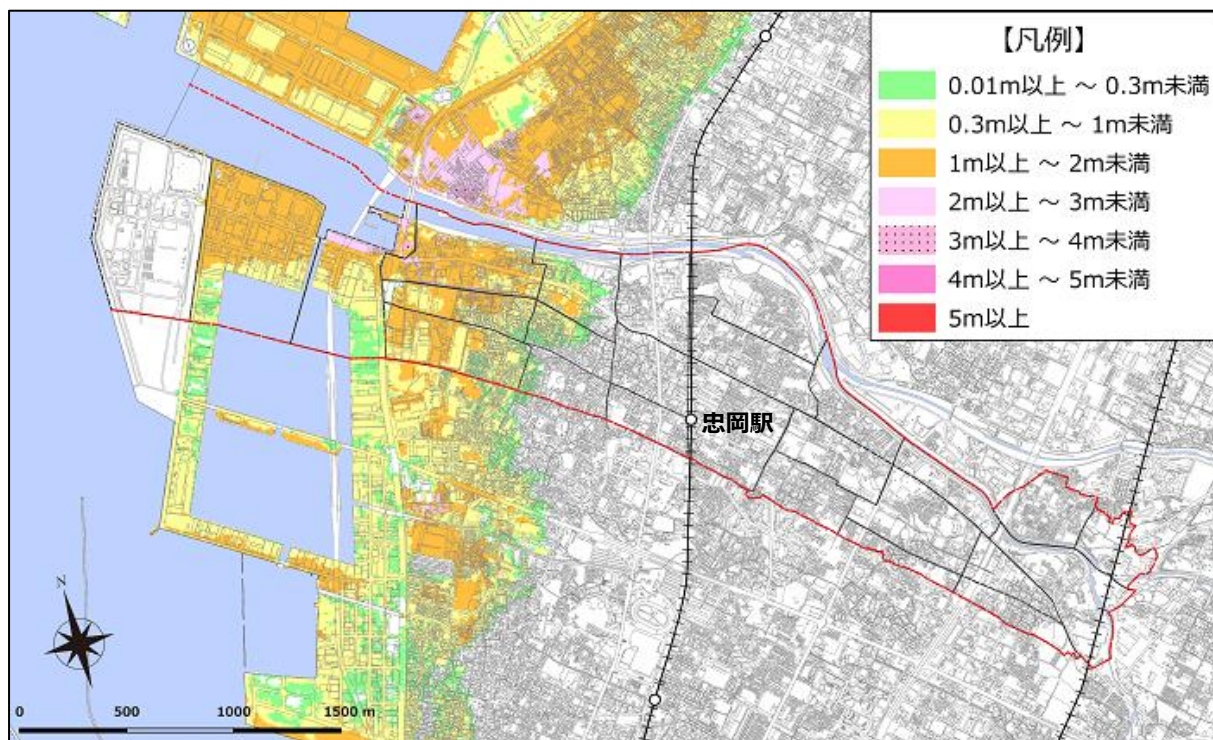
出典：近畿圏パーソントリップ調査（平成 22 年実施）を基に作成

9) 防災

① 津波浸水想定区域^{注)}

○沿岸部において津波による浸水が想定されており、一部の区域は浸水想定 2.0m以上となっています。

津波浸水想定区域 図 2-9



出典：大阪府津波浸水想定（平成 25 年 8 月 20 日公表）を基に作成

注) 津波浸水想定では、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した 11 のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース 3, 4, 5, 10 の 4 つのモデルが選定されています。

これら 4 つのモデルごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた 3 つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表しています。

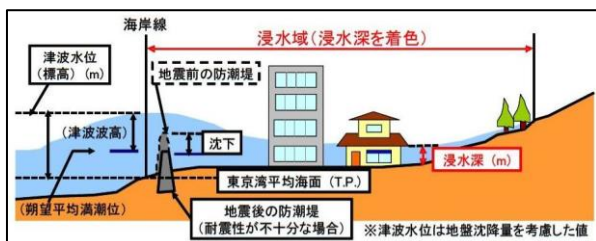
【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース 3, 4, 5, 10 重ね合わせ

堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）

構造物条件組み合わせ（3 条件の重ね合わせ）：

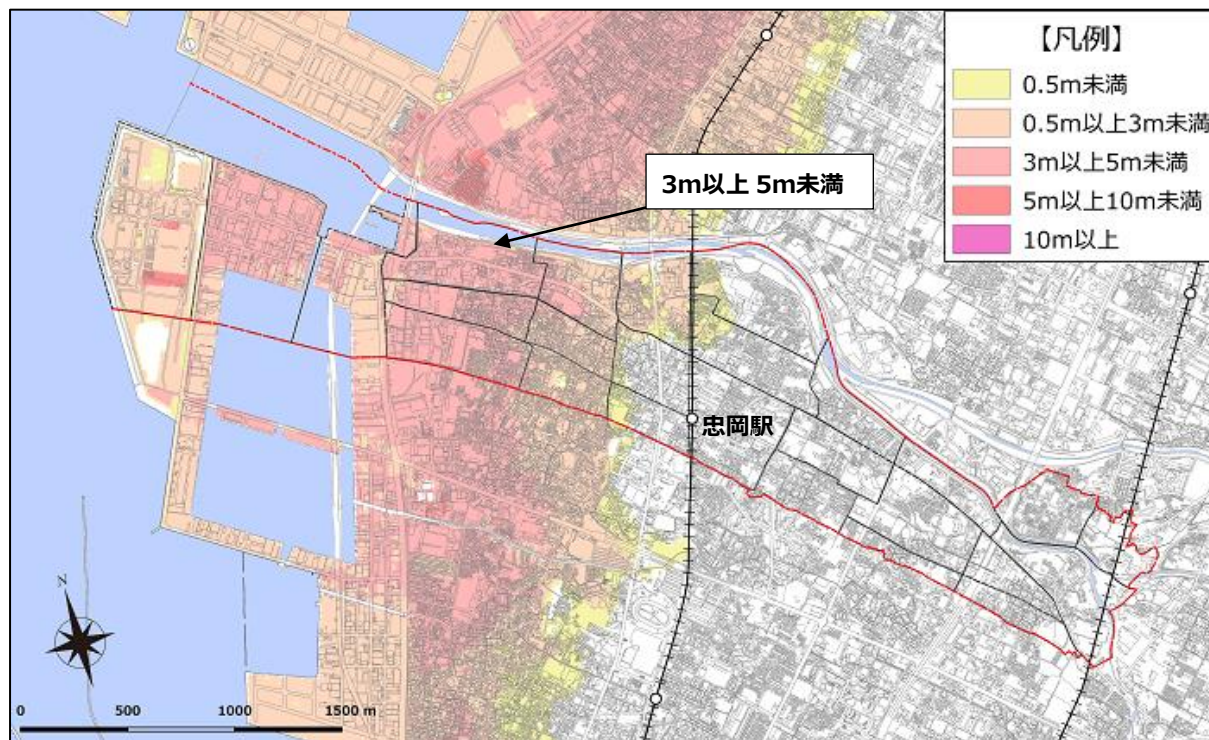
	防潮堤等	水門	陸閘
条件 1	地震時沈下量を考慮	開放	
条件 2		閉鎖	
条件 3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖



②高潮浸水想定区域^{注)}

○高潮浸水想定区域は、南海本線以西がその区域に指定されており、一部の区域は浸水想定 3.0m 以上となっています。

高潮浸水想定区域 図 2-10



出典：大阪府高潮浸水想定区域図（令和2年8月5日公表）を基に作成

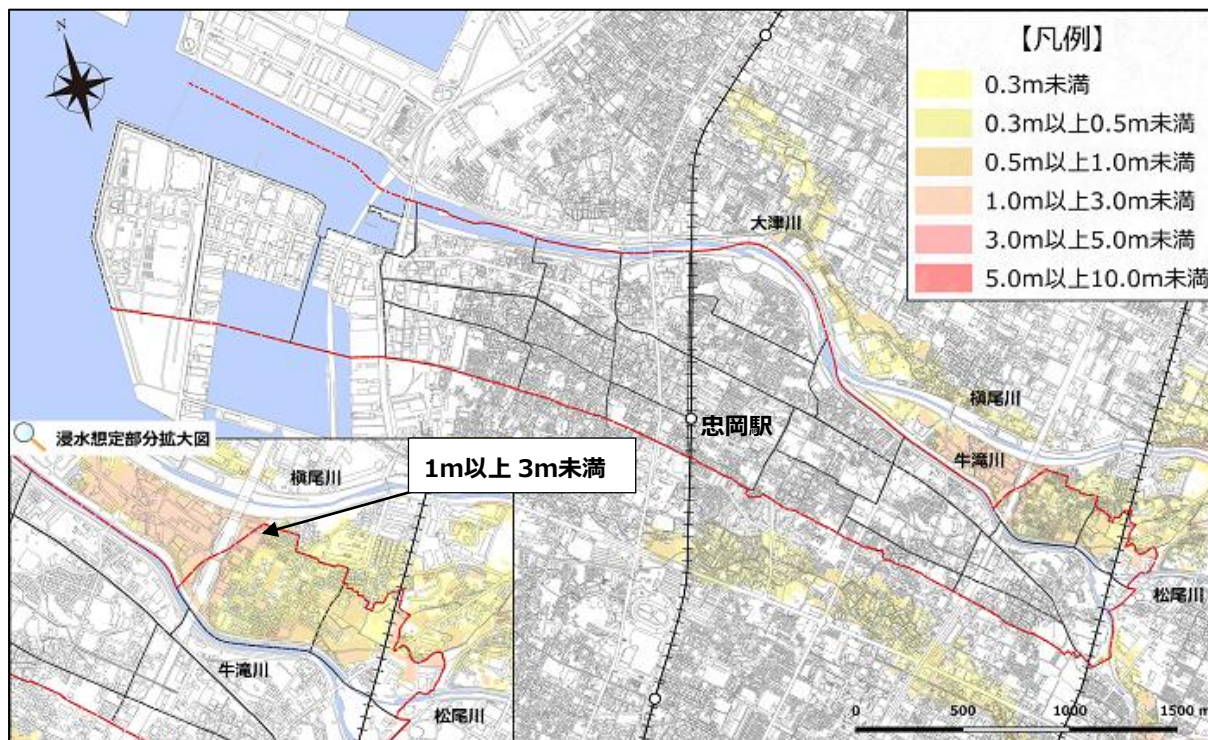
注）この図は、大阪湾沿岸（大阪府区間）において、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に、浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）、想定される浸水の深さを示しています。

最悪の事態を想定し、我が国における想定最大規模の台風により、大阪湾沿岸で潮位偏差（実際の潮位と天文潮位の差）が最も大きくなる複数の経路を設定して、高潮浸水シミュレーションを実施しています。

③ 洪水浸水想定区域（1/100 年確率降雨）^{注）}

○概ね 100 年に一度の確率で発生する大雨に伴う洪水による浸水想定では、町東部の一部がその区域に指定されています。

洪水浸水想定区域（1/100 年確率降雨） 図 2-11



出典：大津川水系洪水浸水想定区域図（大阪府鳳土木事務所、大阪府岸和田土木事務所（平成 31 年 3 月））を基に作成

注）この図は、大津川水系大津川、槇尾川、松尾川、牛滝川の大阪府管理区域について、水防法の想定（一部準用）に基づき計画降雨により浸水が想定される区域、浸水した場合に想定される水深を示しています（算定的前提となる降雨：高津地点上流域の 24 時間総降雨 345.0mm、1 時間最大降雨 86.9mm）。

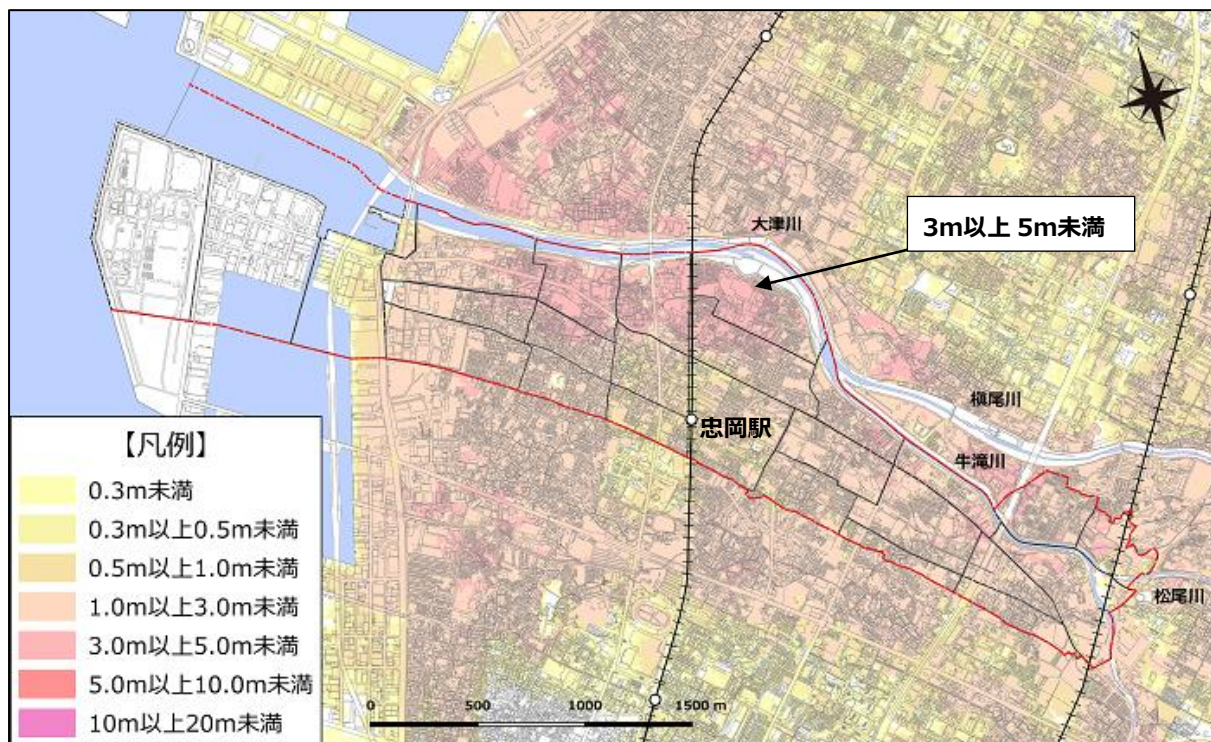
公表時点（平成 31 年 3 月 20 日）の大津川、槇尾川、松尾川、牛滝川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率 1/100（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/100）の降雨に伴う洪水により、大津川、槇尾川、松尾川、牛滝川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。なお、忠岡町においては、東部の一部地域において浸水が想定されています。

④ 洪水浸水想定区域（想定最大降雨）^{注）}

○想定されうる最大クラスの大洪水による浸水想定は、臨海部を除いた町全域がその区域に指定されており、一部の区域は浸水想定 3.0m 以上となっています。

○本町では、土砂災害警戒区域等の土砂災害のおそれのある区域は指定されていません。

洪水浸水想定区域（想定最大降雨） 図 2-12



出典：大津川水系洪水浸水想定区域図（大阪府鳳土木事務所、大阪府岸和田土木事務所（平成 31 年 3 月））を基に作成

注）「水防法等の一部を改正する法律（平成 27 年 5 月完全施行）」により洪水浸水想定区域は、「河川整備において基本となる降雨を前提とした区域」から「想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域」へと変更されています。

この図は、大津川水系大津川、榎尾川、松尾川、牛滝川の大阪府管理区域について、水防法の想定（一部準用）により想定最大規模による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を示しています（算定の前提となる降雨：高津地点上流域の 24 時間総降雨 875.0mm、1 時間最大降雨 101.4mm）。

指定時点（平成 31 年 3 月 20 日）の大津川、榎尾川、松尾川、牛滝川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率 1/1,000（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率が 1/1,000）の降雨に伴う洪水により、大津川、榎尾川、松尾川、牛滝川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

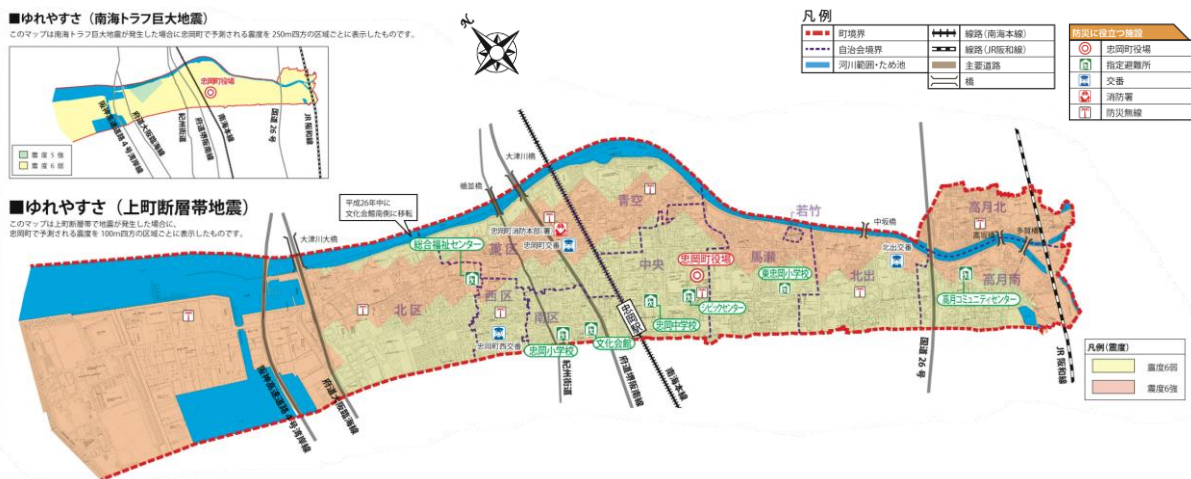
⑤ ゆれやすさ・建物被害率

1) ゆれやすさマップ※ハザードマップ完成後差し替え

○町域の西側に近接する上町断層帯で地震が発生した場合においては、ほぼ全域において6弱または6強の震度が予測されています。

○また、南海トラフ巨大地震が発生した場合においては、ほぼ全域において6弱の震度が予測されています。

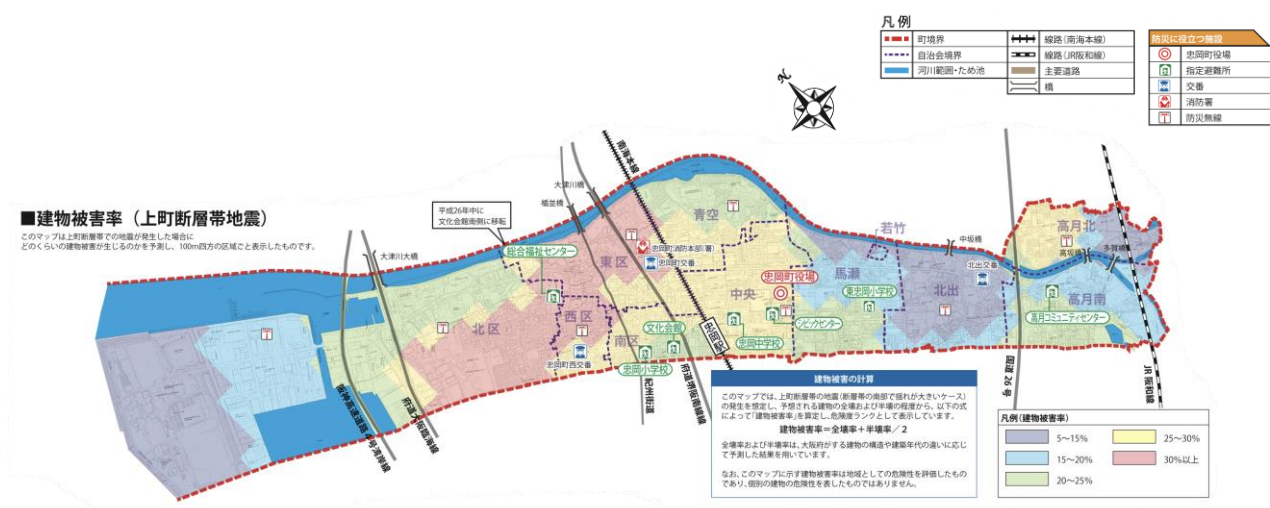
ゆれやすさマップ 図 2-13



2) 建物被害率マップ※ハザードマップ完成後差し替え

○町域の西側に近接する上町断層帯で地震が発生した場合においては、町域西側の旧市街地において建物被害率が高い傾向が見られます。

建物被害率マップ 図 2-14

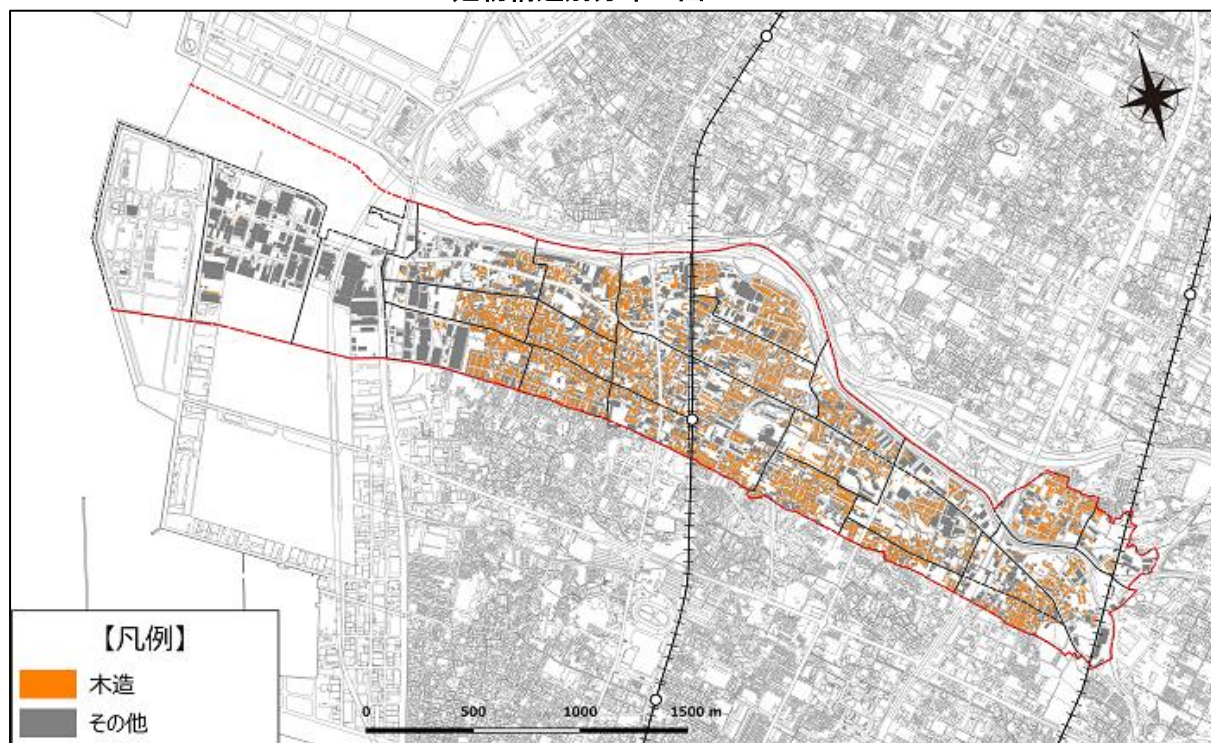


⑥ 建築物分布

1) 建物構造別分布

- 建物構造は、木造が 67.9%、鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造が 4.1%、鉄骨造・軽量鉄骨造が 25.5%と、木造の建物が全体の約7割を占めています。
- また、町西側地域では比較的木造建築物の密度が高いことが見受けられます。

建物構造別分布 図 2-15



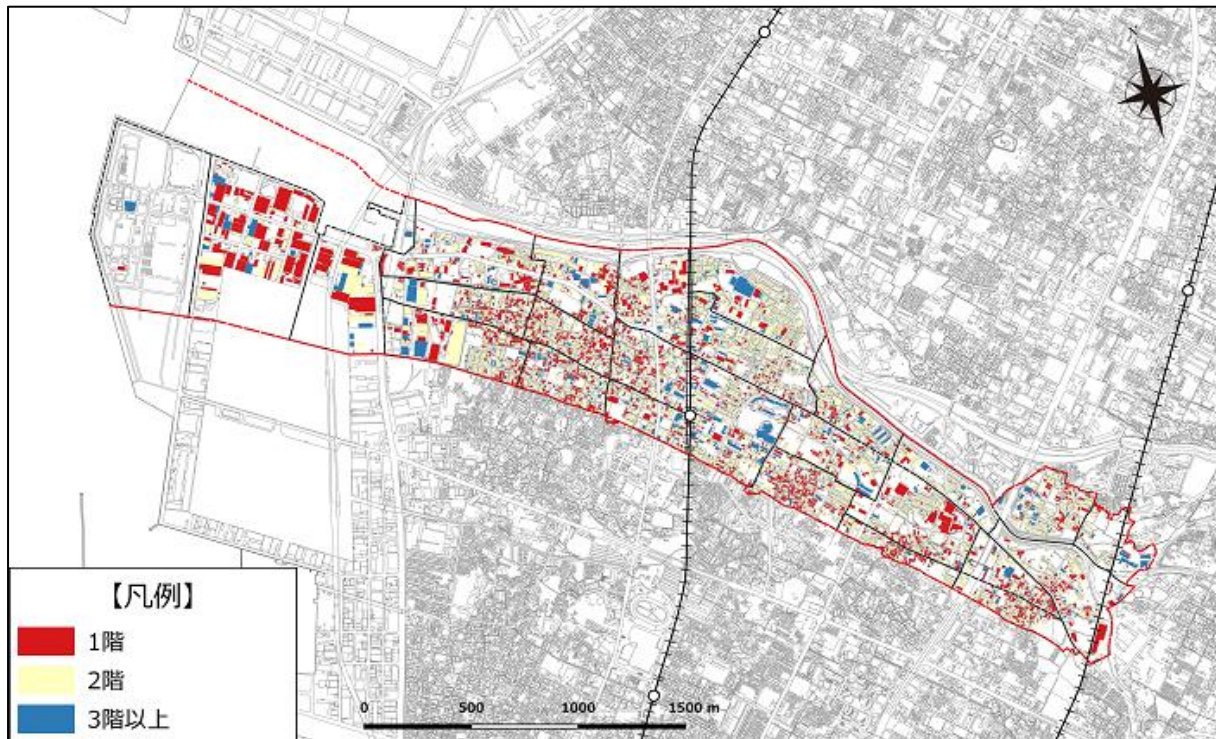
出典：忠岡町（令和2年12月）調べ

2) 建物階層別分布

○建物階層は、1階が32.8%、2階が58.9%、3階以上が7.3%と、2階の建物が全体の半数以上を占めています。

○5階以上の建物はあるものの、割合としては1%未満となっています。

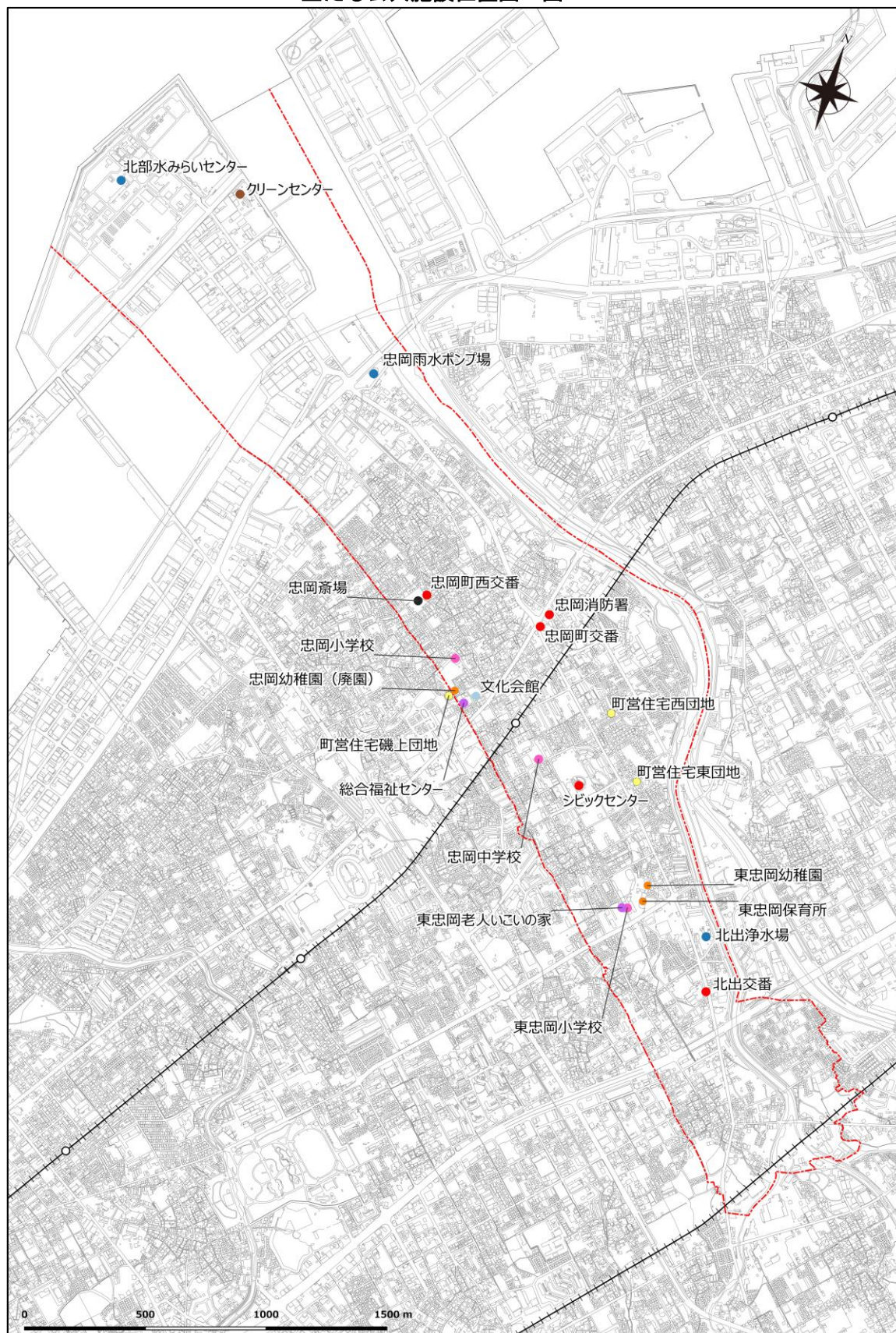
建築物階層別分布 図 2-16



出典：忠岡町（令和2年12月）調べ

10) 都市施設

主たる公共施設位置図 図 2-17



主たる公共施設 表 2-11

分類		施設名称	延床面積 [㎡]	建築年
●	文化施設	文化会館	1,995.6	S59
		図書館	1,005.0	S59
●	教育施設	忠岡小学校	5,329.0	S53
		東忠岡小学校	7,700.0	H25
		忠岡中学校	7,440.0	S47
●	子育て支援施設	東忠岡保育所	1,724.3	H5
		忠岡幼稚園（廃園）	1,366.5	S52
		東忠岡幼稚園	1,524.5	S52
●	高齢者福祉施設	総合福祉センター	1,360.4	H26
		東忠岡老人いこいの家	184.8	S53
●	官公庁施設	シビックセンター	5,441.1	H9
		消防署	1,203.6	H15
●	公営住宅	町営住宅東団地	794.5	S27
		町営住宅西団地	768.5	S29
		町営住宅磯上団地	84.3	S28
●	供給処理施設	クリーンセンター	2,255.4	S60
●	上下水道施設	北出浄水場（大阪広域水道企業団）	565.5	S47
		雨水ポンプ場	1,695.5	S57
		北部水みらいセンター（大阪府）	-	-
●	その他	忠岡斎場	367.7	H2

出典：忠岡町調べ

2 みどりの現況

1) まちの土地利用から見たみどりの現況

① 緑地的空間の分布

○本町は、臨海部の平坦な地域であるため山地や丘陵に見られるようなまとまりのある自然林、人工林等はほぼ見られず、学校敷地などを含めた緑地的空間地の面積は町域面積の25%程度で、大津川水系がみどりの骨格となっています。

○市街地内においては、水田・畑、草地や社寺、公共公益施設の樹木等が小規模なまとまりを持って残されている程度となっています。

○いずれにしても、みどりの要素が少ない本町において、今後は都市公園を含む公共公益施設をはじめ住宅地、商業地、工場等の民有地においてもみどりを確保していくことが望まれます。

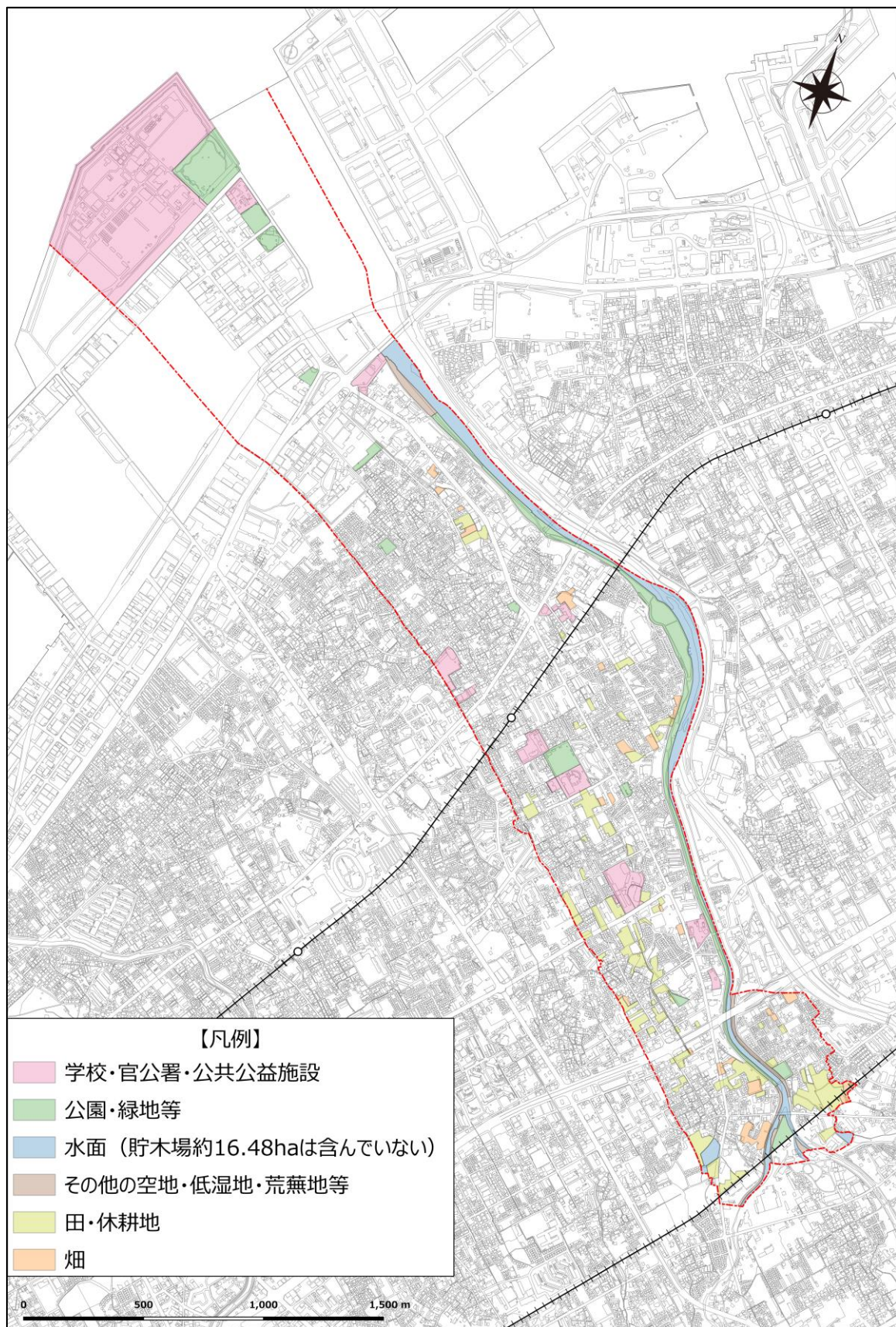
緑地的空間の内訳 表 2-12

	面 積
学校・官公署・公共公益施設	45.67 ha
公園・緑地等	17.69 ha
水面（貯木場約 16.48 ha は含んでいない）	13.88 ha
田・休耕地	17.42 ha
畑	4.41 ha
緑地的空間 計 （対町域面積（397ha）比）	99.07ha (25.0%)

出典：都市計画基礎調査（令和2年実施）を基に作成

※都市計画基礎調査（令和2年実施）における土地利用区分のうち、p.3「対象となるみどり」の定義に当てはまる「公園・緑地等」「水面」「田・休耕地」「畑」とともに、本町においてまとまったみどりを確保し得る「学校・官公署・公共公益施設」を緑地的空間とし上表にその内訳をまとめています。

緑地的空間の分布図 図 2-18



出典：都市計画基礎調査（令和2年実施）を基に作成

2) 都市公園及び公共施設緑地の現況

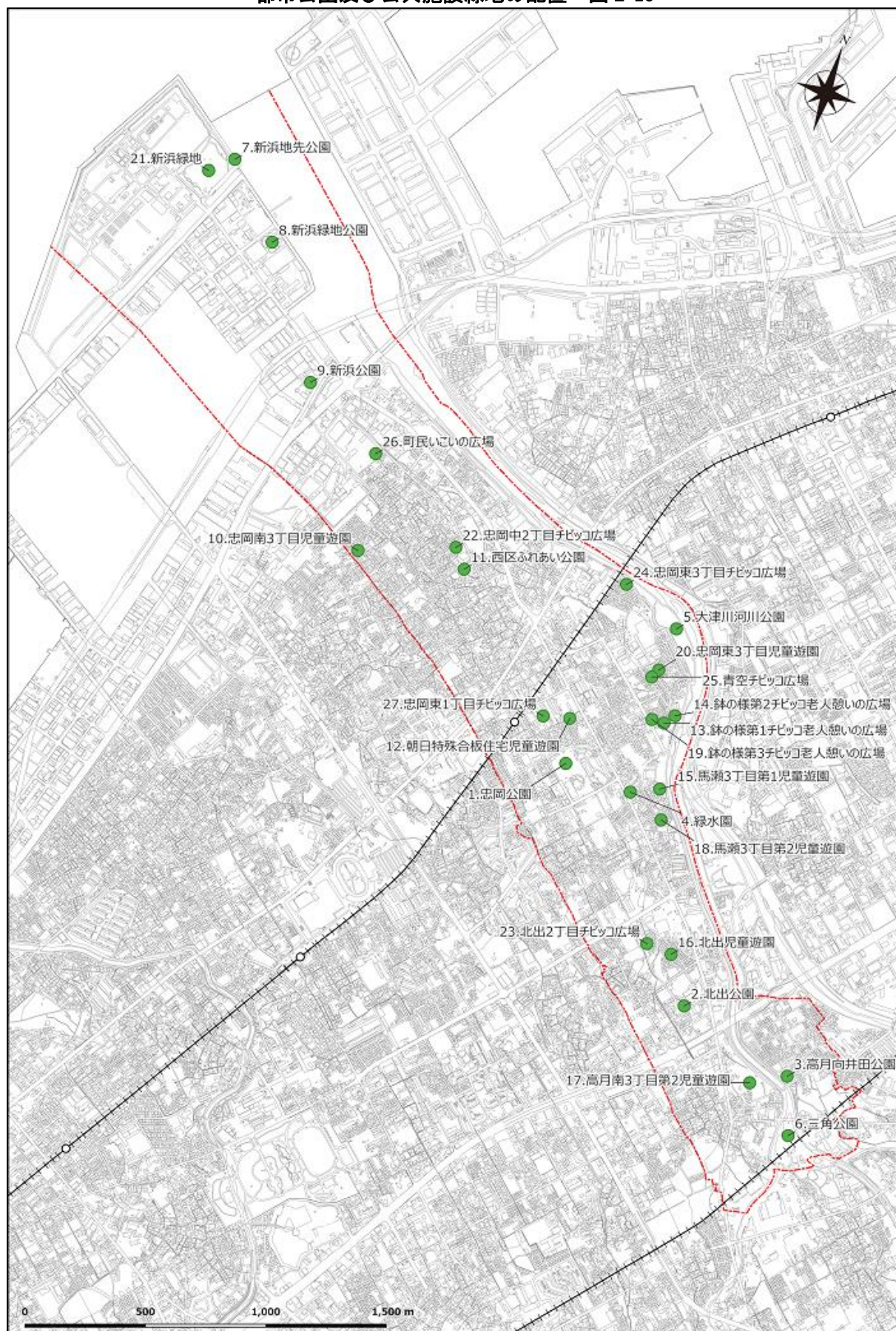
① 都市公園及び公共施設緑地の配置

○忠岡町では6箇所の都市公園と21箇所の児童遊園広場等、2箇所の緑道が整備されており、町域北側の大津川に沿って広範囲に及ぶ大津川河川公園があります。また、府道大阪臨海線以西の新浜地区では大規模な港湾緑地が存在しています。

都市公園及び公共施設緑地の配置 表 2-13

		名称	所在地	面積 (ha)
都市公園	①	忠岡公園	忠岡東1丁目34	1.21
	②	北出公園	北出2丁目17	0.17
	③	高月向井田公園	高月北2丁目20	0.25
	④	緑水園	忠岡東2丁目1	0.11
	⑤	大津川河川公園	高月南3丁目5～ 忠岡北3丁目12	5.81
	⑥	三角公園	高月南3丁目11	0.39
児童遊園 広場等	⑦	新浜地先公園	新浜3丁目	0.29
	⑧	新浜緑地公園	新浜2丁目5-4	0.73
	⑨	新浜公園	新浜1丁目2-6	0.31
	⑩	忠岡南3丁目児童遊園	忠岡南3丁目15-84	0.08
	⑪	西区ふれあい公園	忠岡中2丁目19	0.05
	⑫	朝日特殊合板住宅児童遊園	忠岡東1丁目25	0.01
	⑬	鉢の様第1チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2	0.01
	⑭	鉢の様第2チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目19	0.01
	⑮	馬瀬3丁目第1児童遊園	馬瀬3丁目7	0.02
	⑯	北出児童遊園	北出2丁目9-38	0.03
	⑰	高月南3丁目第2児童遊園	高月南3丁目4	0.01
	⑱	馬瀬3丁目第2児童遊園	馬瀬3丁目9	0.01
	⑲	鉢の様第3チビッコ老人憩いの広場	忠岡東3丁目2	0.01
	⑳	忠岡東3丁目児童遊園	忠岡東3丁目17	0.01
	㉑	新浜緑地	新浜3丁目	9.62
	㉒	忠岡中2丁目チビッコ広場	忠岡中2丁目15	0.01
	㉓	北出2丁目チビッコ広場	北出2丁目4	0.01
	㉔	忠岡東3丁目チビッコ広場	忠岡東3丁目10	0.01
	㉕	青空チビッコ広場	忠岡東3丁目18-11	0.04
	㉖	町民いこいの広場	忠岡中3丁目7	0.35
	㉗	忠岡東1丁目チビッコ広場	忠岡東1丁目18	0.01
緑道	㉘	地区施設1号緑道	忠岡東1丁目33、34	0.11
	㉙	地区施設2号緑道	忠岡東1丁目37~40	0.02

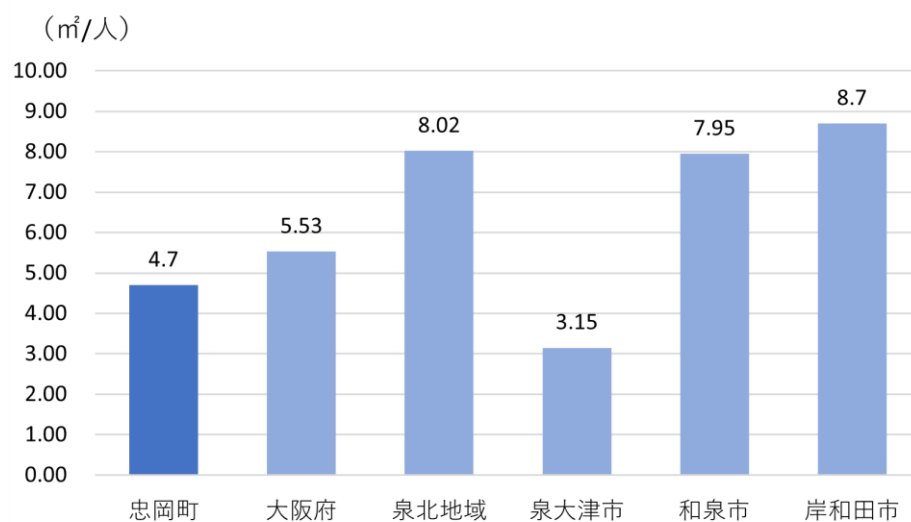
都市公園及び公共施設緑地の配置 図 2-19



② 都市公園の整備状況

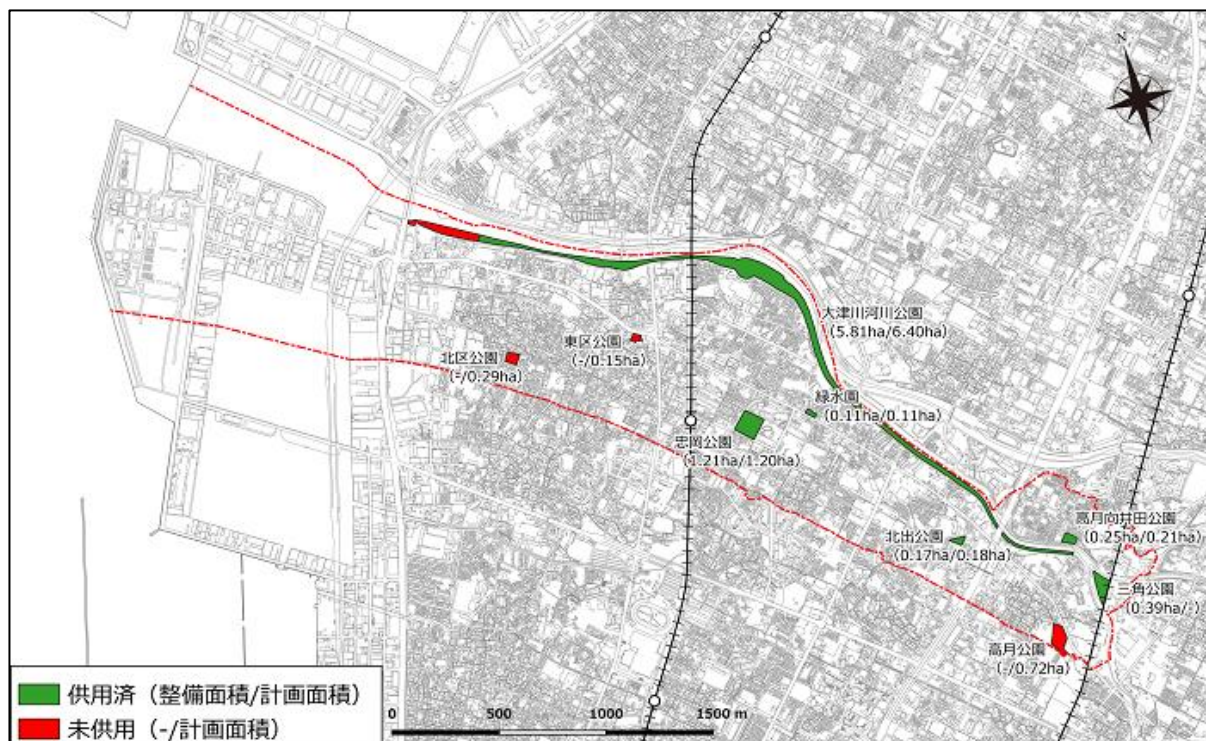
○平成 31 年における人口 1 人当たりの整備済み都市公園面積は 4.70m²/人となっており、大阪府平均や近隣市と比べて、低い数値となっています。

人口 1 人当たりの整備済み都市公園面積 表 2-14



出典：大阪府統計年鑑（令和 2 年度）を基に作成

都市公園の配置 図 2-20



○都市公園の内、都市計画公園・緑地8箇所を都市計画決定し、内訳は街区公園6箇所、近隣公園1箇所、都市緑地1箇所となっています。

○都市公園における人口一人当たり整備済み面積は、4.72 m²/人であり「忠岡町都市公園条例」（昭和 53 年 3 月 11 日条例第 10 号）に規定する標準面積（5 m²/人以上）を僅かに下回っています。

○都市公園の内、大津川河川公園（緑地）が約7割を占めるなど偏りが見られます。

都市公園の整備状況（令和3年9月末現在） 表 2-15

区 分			名 称		区域面積（h a）		人口一人当たり 整備済み面積 （㎡／人）
					計画済 又は重複	整備済	
都市公園	住区基幹公園	街区公園	2・2・341-1	高月公園	0.72	-	-
			2・2・341-2	北出公園	0.18	0.17	-
			2・2・341-3	高月向井田公園	0.21	0.25	-
			2・2・341-4	緑水園	0.11	0.11	-
			2・2・341-5	東区公園	0.15	-	-
			2・2・341-6	北区公園	0.29	-	-
			-	三角公園	-	0.39	-
		近隣公園	3・3・341-1	忠岡公園	1.20	1.21	-
	緑 地		341-1	大津川河川公園	6.40	5.81	-
	都市公園 計				9.26	7.94	4.72
令和3年9月末人口							16,817 人

③ 都市公園及び主要な公共施設緑地における緑視率

- 緑水園を除く街区公園や同じくまちなかにある町民いこいの広場においては、いずれも 20%を下回っており、緑視率の向上に寄与する効果的な緑化の推進が必要です。
- グラウンドとしての利用が主である忠岡公園においては、10%を下回る低い数値となっており、既存利用を確保した効果的な緑化の推進が必要といえます。
- 居住区の周辺に位置する大津川河川公園や忠岡新浜緑地等においては、目安となる 25%を超えており、今後も適正に維持管理し、緑量の維持・向上を図ることが重要です。

都市公園及び主要な公共施設緑地における緑視率 表 2-16

名称	区分	緑視率
忠岡公園	都市公園（近隣公園）	4.7%
緑水園	都市公園（街区公園）	49.1%
北出公園	都市公園（街区公園）	18.5%
高月向井田公園	都市公園（街区公園）	12.1%
三角公園	都市公園（街区公園）	15.3%
大津川河川公園	都市公園（緑地）	53.9%
新浜公園	公共施設緑地	56.3%
新浜緑地公園	公共施設緑地	26.9%
忠岡新浜緑地	公共施設緑地	35.9%
町民いこいの広場	公共施設緑地	18.8%

出典：忠岡町調べ（令和 4 年 1 月）

- ※緑視率とは、ある地点における人間の視野内に占める緑の見かけ量の割合を示します。緑視率が高まるにつれ、潤い感、安らぎ感、さわやかさなどの心理的效果が向上し、緑視率が 25%を超えると、緑が多いと感じるとされています。（※「都市の緑量と心理的效果の相関関係の社会実験調査について」（国土交通省：平成 17 年）による）
- ※地点により緑視率が大きく異なる公園等については、複数地点の平均値（小数点以下第 2 位を四捨五入した数値）を採用しています。
- ※範囲が広範となる公園等については、最も利用者の目に触れることが想定される地点を選別しています。
- ※主要な公共施設緑地については、都市公園に準ずる機能を持つものとして、街区公園の標準面積である 0.25ha を超えるものを対象としています。
- ※未供用である北区公園、東区公園、高月公園は対象から除いています。
- ※算定資料は、巻末資料編に掲載しています。

3) 道路におけるみどりの現況

① 主要道路の街路樹整備状況

○平坦な市街地において街路景観は、まちを特徴づける最も重要な景観要素であると考えられ、本町では道路別に街路樹の選定を変えることによって、個性と特徴ある街路景観形成が行われています。

街路樹の整備状況 表 2-17

路線等の名称	緑化現況	
	整備の内容	規模
町道中央線	(歩道) クスノキ (中央分離帯) クスノキ (中央分離帯) ヒラドツツジ	351 本 30 本 1,217.8 m ²
町道野田線	(歩道) ケヤキ	59 本
町道吉井線	(歩道) コブシ ハナミズキ アベリア	40 本 10 本 230.0 m ²
町道東 2 号線	(歩道) ハナミズキ	10 本
町道北出 18 号線	(歩道) クロガネモチ	23 本
町道本通り線	(中小企業団地付近) トチノキ	22 本
町道深田線	(中央分離帯) モチノキ アベリア	56 本 1051.2 m ²
府道堺阪南線	(歩道) クスノキ	76 本

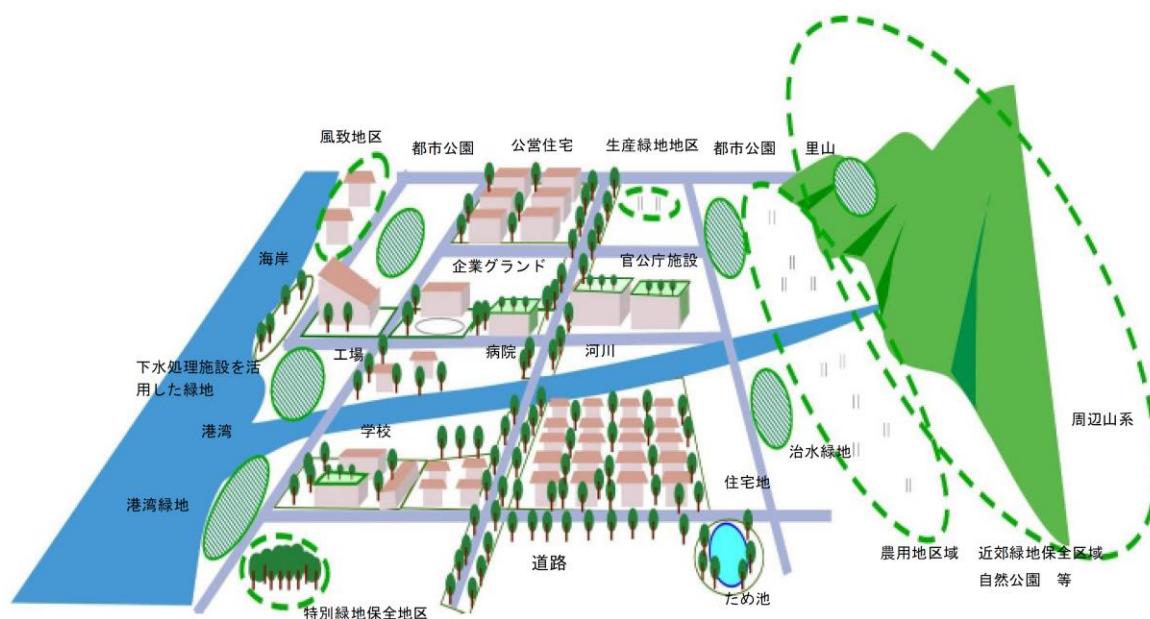
出典：忠岡町調べ（令和 4 年 1 月）

3 上位計画・関連計画の整理

1) みどりの大阪推進計画（平成 21 年 12 月策定）

みどりの大阪推進計画（大阪府）では、山林から施設緑地など幅広いみどりを対象に「みどりの風を感じる大阪」を実現するため 4 つの基本戦略が位置づけられています。また、地域別将来像として泉州地域におけるみどりの将来像が示されています。

【対象とするみどりのイメージ図】



【みどりの大阪 4 つの基本戦略】

①みどり豊かな自然環境の保全・再生

目標 周辺山系や農空間、大阪湾の豊かな自然環境の保全・再生により、「みどりの環境保全機能の発揮」「生物多様性の確保」「府民の憩いの場づくり」を実現します。

②みどりの風を感じるネットワークの形成

目標 主要道路・主要河川・大規模公園緑地を軸や拠点として、環状・放射状・東西方向などの、みどりの連続性や厚みと広がりを確保し、周辺山系や大阪湾の豊かな自然を街へと導く「みどりのネットワーク」を形成します。

③街の中に多様なみどりを創出

目標 今あるみどりの保全・育成・活用、様々な空間への新たな緑化を進め、多様なみどりをきめ細やかにつなぎ、広げていくことにより、「都市の中でもみどりの風を感じる街づくり」を進めます。

④みどりの行動の促進

目標 府民や企業、NPOなどとの協働による保全の体制や仕組みづくりなどにより、「みどりを通じた地域力の再生」を目指します。

【泉州地域におけるみどりの将来像】

(5)泉州地域



海と山をつなぐみどりの風の軸の形成

骨格となる
みどり

骨格に準ずる
みどり

きめ細やかな
みどり

周辺山系・丘陵地のみどり

- ・金剛生駒紀伊国定公園、近郊緑地保全区域及び農用地を中心とした和泉葛城山系の保全、整備
- ・泉南西部地域における府立自然公園の指定の推進
- ・和泉葛城山系の山麓から丘陵部にかけての市街地からの景観に十分配慮した緑地の保全、整備

臨海部のみどり

- ・大阪臨海線等の街路樹の育成と充実
- ・自然海浜保全地区、干潟、港湾緑地及び公共施設を活用した緑地の保全、整備

主要道路（大阪中央環状線）を主軸としたみどり

- ・大阪中央環状線の街路樹の育成と充実

主要河川（大和川）を主軸としたみどり

- ・大和川の環境整備

大規模公園緑地を拠点としたみどり

- ・泉州臨海部北及び泉州臨海部南における構想段階の府営公園の整備
- ・大泉緑地、浜寺公園、二色の浜公園、蜻蛉池公園、りんくう公園、せんなん里海公園、（仮称）泉佐野丘陵緑地等の保全、整備

- ・府立少年自然の家、大規模古墳等の緑地等の保全、整備
- ・末広公園、大仙公園、松尾寺公園等の都市基幹公園、住区基幹公園、岬町多奈川地区多目的公園等の保全、整備

- ・紀州街道、熊野街道などの旧街道周辺環境の保全、整備

- ・泉大津美原線、泉州山手線等の街路樹の育成と充実

- ・松尾川、春木川、石津川等の河川の環境整備

- ・北部水みらいセンター等の下水処理場の緑化

- ・臨海部の大規模施設等の緑化

- ・男神社特別緑地保全地区や大山風致地区等の神社、古墳等の歴史的資源と一体となった地域の貴重な自然の保全

- ・良好な都市環境に資する生産緑地地区の保全、市民農園や市民緑地等の整備

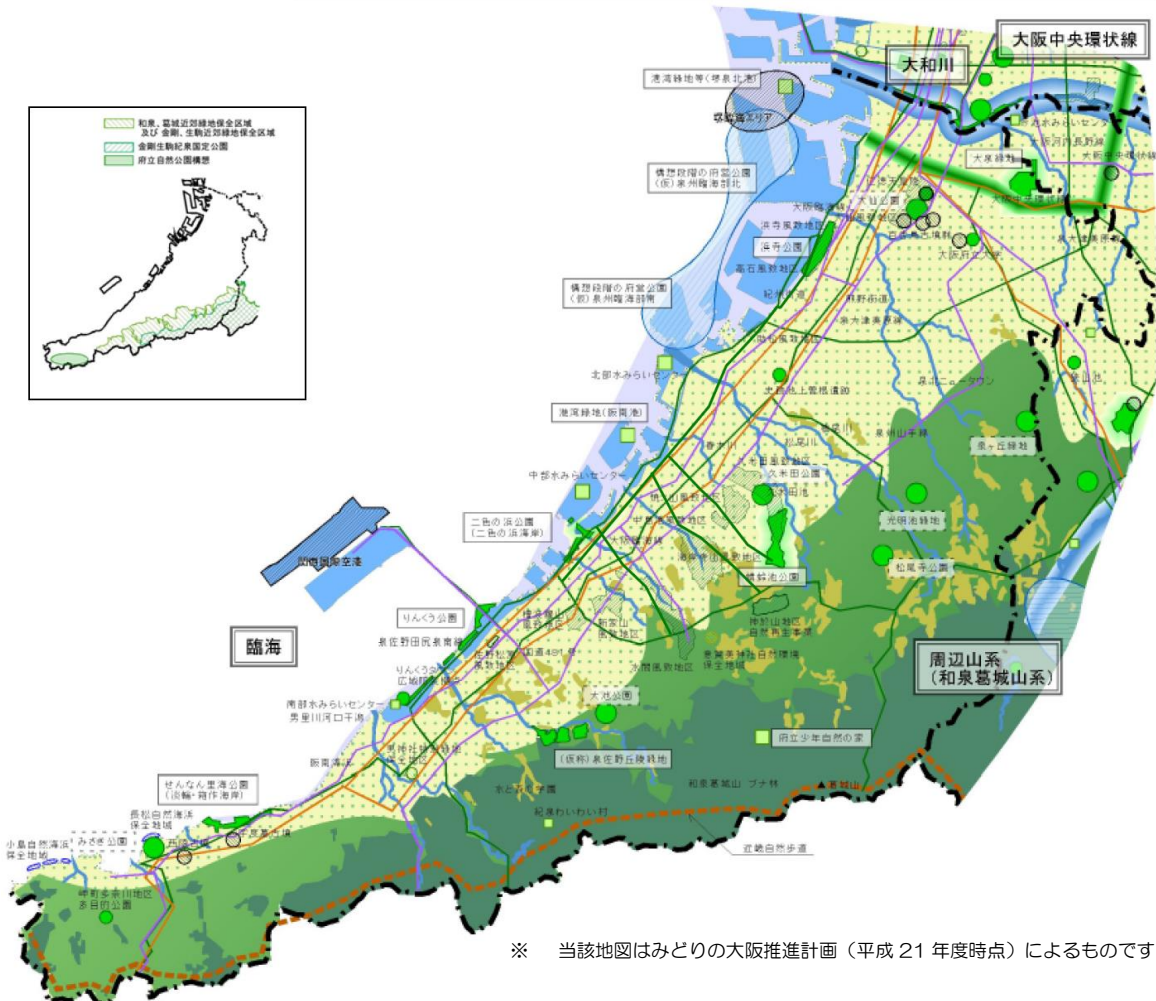
- ・農地や久米田池、光明池などのため池、水路等が一体となったみどり豊かな農空間の形成

- ・堺北港、阪南港などにおける親水性護岸の整備等の海岸線を活用した緑化空間の形成

- ・泉北・泉南丘陵の住宅地等における良好で開放性の高い民有地緑化の促進

- ・泉州水網やため池群の環境整備

- ・学校等の公共施設の緑化



※ 当該地図はみどりの大阪推進計画（平成 21 年度時点）によるものです

2) 第6次忠岡町総合計画（令和3年3月策定）

忠岡町総合計画では「良好で快適な住環境の形成」として、「公園・緑地といった憩いの場の整備や、街の緑化を推進し、快適で住みやすいまち」をめざすための施策が位置づけられています。

【施策 20 良好で快適な住環境の形成】

めざす姿

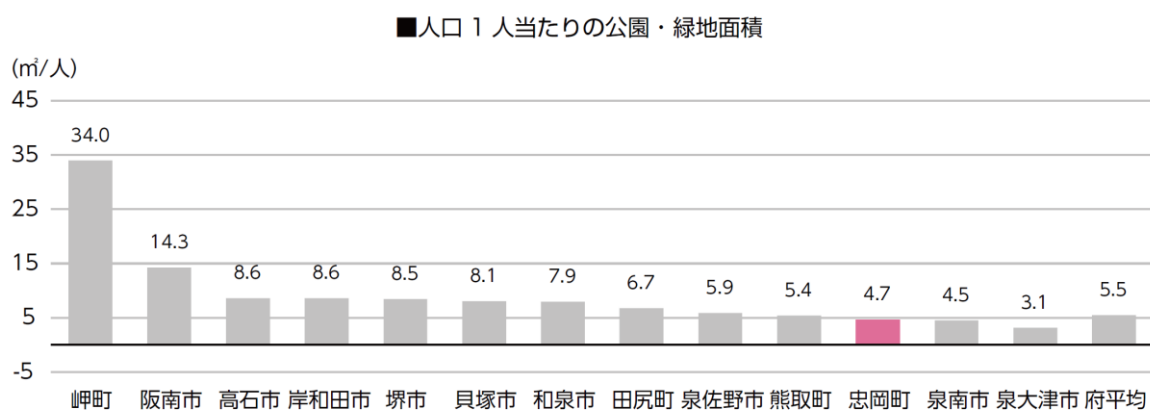
安全かつ快適で魅力的なまちと、良好で住み心地のよい住環境が整っています。

現状と課題

本町の大部分は、コンパクトかつ平坦な地形によって歩きやすい都市構造となっており、住宅や工場、商業地がまとまりをもって建設されるよう用途地域の指定などが行われています。一方で、大阪都心部まで約30分といった交通利便性の高さから、住宅系の土地利用が徐々に増加しています。

また、日本一小さな本町においては、その限られた土地の有効活用が求められるとともに、変化するニーズに対応した良質な住宅や、住民同士が交流できるような場所の確保が必要となっています。

既成市街地の安全性と快適性の向上、住宅地・産業用地としての魅力の向上に取り組むとともに、誰もが暮らしやすい良質な住居の確保、公園・緑地といった憩いの場の整備や、街の緑化を推進し、快適で住みやすいまちをめざします。



出典：大阪府統計年鑑「市町村別都市公園」2018（平成30）年12月

【施策展開の方向性】

2 憩いの空間の形成

- 全ての住民が、ふれあい・交流でき、憩い・やすらぐことができる場として、公園・緑地の整備・維持、緑化運動を推進します。
- 公園・緑地は地震や水害などの災害を想定した避難場所としての機能を備えた多目的な活用を図ります。

3) 忠岡町都市計画マスタープラン（令和3年3月改定）

忠岡町都市計画マスタープランにおいては、今後 10 年間のまちづくりの将来性を「住みたいと選ばれるまち 住み続けたいくなるまち 愛着と誇りを持てるまち ただおか」とし、各種施策を位置づけています。

【都市づくりの考え方】

忠岡町都市計画マスタープランでは、持続的発展が可能な都市づくりを推進するため、「住みたいと選ばれるまち 住み続けたいくなるまち 愛着と誇りを持てるまち ただおか」をまちづくりの将来像として、地域の特性や都市構造を活かしてまちの魅力を一層高める【攻めのまちづくり】と、現状のコンパクトな市街地やアメニティ（住み心地）を堅持する【守りのまちづくり】を視点に、都市づくりの目標を設定しています。

また、住民・事業者・行政の連携のもとに、都市づくりの目標の実現を目指すものとしています。

【まちづくりの将来像】

住みたいと選ばれるまち 住み続けたいくなるまち
愛着と誇りを持てるまち ただおか

【都市づくりの目標】

① コンパクト・プラス・ネットワークの形成

攻めの視点

守りの視点

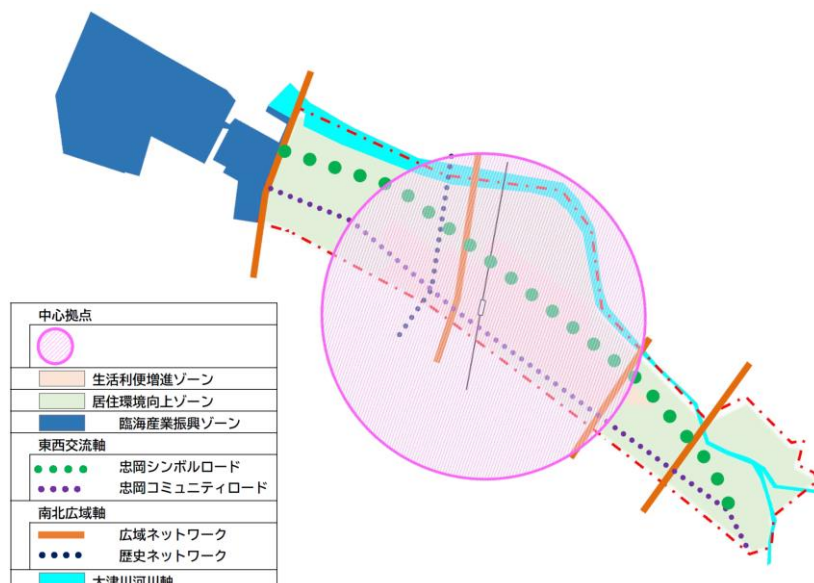
② 生活環境の改善や安全・安心の確保

守りの視点

③ 町の魅力の更なる向上と都市環境の保全・創造

攻めの視点

【将来都市構造（概略図）】



【公園・緑地の方針】

① 公園等の整備

- 未整備の都市計画公園である高月公園（前々池）、東区公園、北区公園については、必要性、代替性等の観点から総合的に評価、検証を行い、その結果を踏まえて整備手法を検討します。
- 日常的なレクリエーション活動等に供する児童遊園・広場等については、幼児から高齢者等の多様なレクリエーションニーズに対応できるよう機能の充実に努めます。
- 大津川河川公園では、住民の憩いの場となるよう水辺のにぎわいを創出する基盤整備の検討を進めます。

② 公園・緑地の適切な維持管理

- 忠岡公園（町民グラウンド）については、土壌改良、植樹の撤去等を行うとともに、側溝の清掃など適切な維持管理に努めます。
- 老朽化が進んでいる都市公園については、「忠岡町公共施設等総合管理計画」の個別計画に基づき、計画的な維持補修を行います。
- その他の公園についても、施設の安全性を確保するため、定期点検による現状把握を行った上で計画的な修繕を行い、機能の維持を図ります。
- 臨海地域における忠岡新浜緑地、新浜緑地公園の適切な維持管理に努めます。

③ 緑道の整備検討

- 町内において幅広く整備されている大津川河川公園を軸とした、公園・緑地等をつなぐ、緑道ネットワークの整備を検討します。

④ 緑化・美化の推進

- 公共公益施設の緑地については、それぞれが有する環境、レクリエーション、防災、景観、福祉や交流などの機能が十分に発揮されるよう、緑の保全・創出に努めます。
- 旧市街地等の高密度な市街地においては、避難場所の確保や延焼防止等の観点から、除却跡地の活用等新たな公園・緑地の整備手法の検討を進めます。
- 公園・緑地等の整備、更新においては、財政負担の軽減と併せてサービスの向上を図るため、Park-PFI 等による民間投資の誘導について検討を行います。
- 緑の保全や緑化を推進するため、地区計画や緑地協定の活用を促進します。
- 公園美化を推進するため、住民と行政による清掃活動の実施を検討します。

4 住民意向の把握

1) 住民アンケート調査

① まちの生活環境について

○忠岡町のまちに関する全体的な住民意向（住民が思うまちの強み・弱み）を把握するため、「第6次忠岡町総合計画の策定に関するアンケート調査報告書（令和元年 10月実施）」から、まちの生活環境について、以下の算出方法により満足度を把握します。

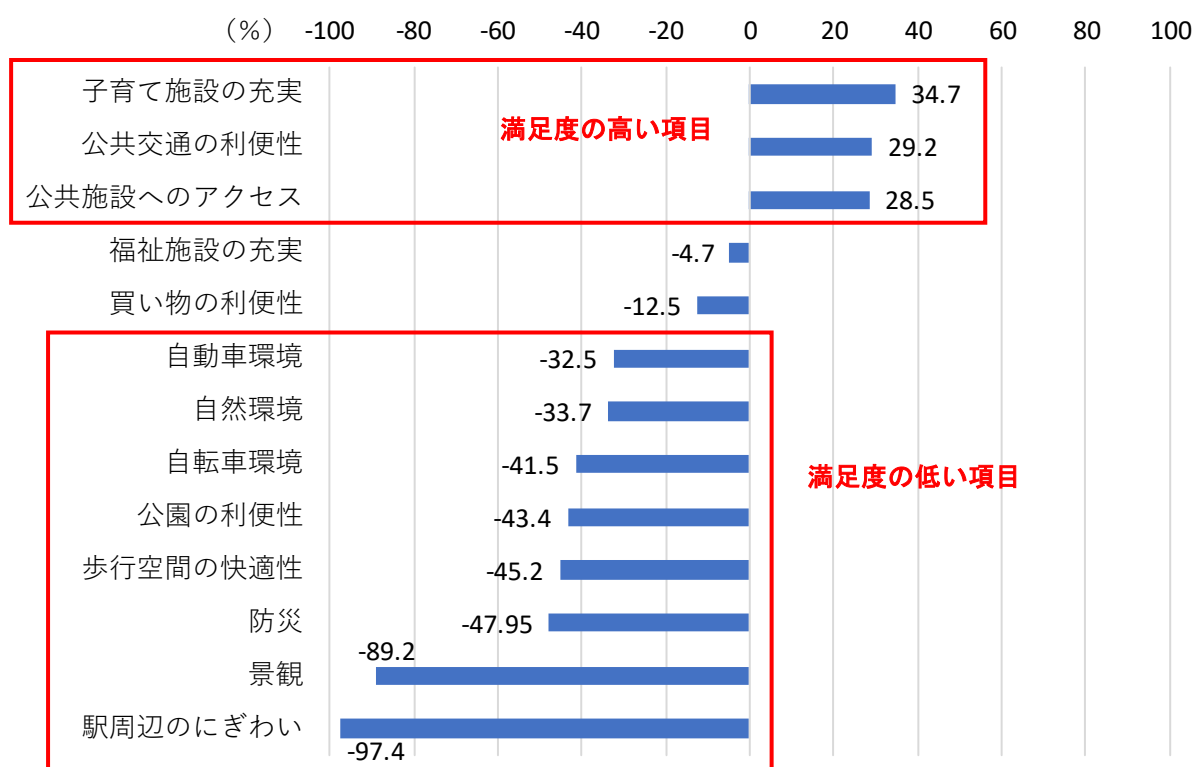
○算出方法

住民アンケート調査の回答割合から、以下の計算式により算出。

満足度＝「そう思う」×2＋「ややそう思う」－「あまり思わない」－「全く思わない」×2

○「自然環境」については-33.7 ポイント、「公園の利便性」については-43.4 ポイントと満足度が低く、今後の対応が求められています。

住まいの地区や駅周辺の環境 表 2-18



n=708

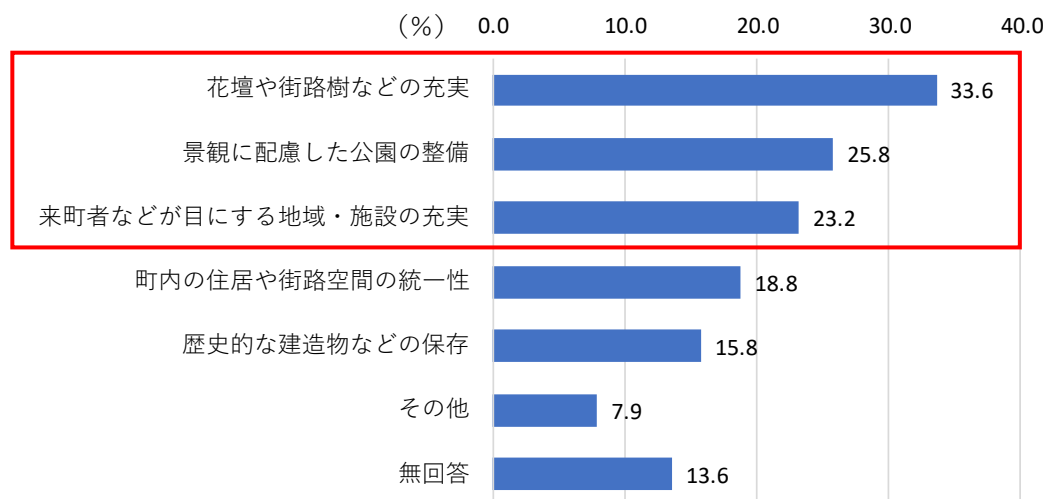
※グラフの見方

- ・ 回答率 (%) は、回答者数を基数 (n=number of case の略) として算出。
- ・ 端数処理の関係で合計が 100% とならない場合がある。
- ・ 複数回答の回答率は回答者数を母数として算出しているため、集計結果の合計が 100% を超える。

② まちなみや景観について重視すべきこと

○「景観」、「自然環境」、「公園」については、まち並みや景観について重視すべきこととして、「花壇や街路樹などの充実（33.6%）」、「景観に配慮した公園の整備（25.8%）」、「来町者などが目にする地域・施設の充実（23.2%）」に対する回答が多くなっています。

まちなみや景観について重視すべきこと（複数回答） 表 2-19



n=708

2) 公園を利用した社会実験から得た意向について

① 社会実験の概要

〇ウィズ・コロナ時代の公園や港湾等公共空間の新しい魅力づくりを目指し、忠岡新浜緑地・新浜護岸において、平時より利用の仕方の幅を広げる試行イベントを実施し、来場者と参加事業者を対象に、アンケート調査を行いました。

〇アンケート調査では、公園及び公共施設緑地等の活用に対する住民ニーズや、事業者の営業活動の実態、今後の施設活用にあたっての条件等を把握しました。

【社会実験での公園・港湾の活用内容】

〇新浜緑地・新浜護岸に平時よりも活用の幅を広げた4つのゾーン（フィッシングゾーン、アウトドア&飲食ゾーン、アクティビティゾーン、ステージゾーン）を設定し、出展・出演等で協力いただける企業・市民等を募集し、利活用ニーズを検証しました。

フィッシングゾーン

- ・平時は閉鎖している護岸施設を一部開放、釣具メーカーの協力を得て釣り教室を実施

アウトドア&飲食ゾーン

- ・平時は行っていない展示・販売や飲食販売等、事業者による営利活動を受入
- ・アウトドアメーカーやキッチンカー等飲食事業者による出店

アクティビティゾーン

- ・芝生や緑道等、施設の環境を活用したアクティビティの提案を募集
- ・大学や地域の団体、企業等による子どもの遊び体験を実施

ステージゾーン

- ・周辺に住宅がない環境を活かし、音量のあるパフォーマンスが可能なステージを準備、出演者を募集



平時の緑地・港湾

新浜護岸



平時は閉鎖している護岸施設

新浜緑地



平時はほぼ人のいない芝生広場

社会実験中の緑地・港湾



適度に人との間隔を保ちながらファミリーフィッシング



パフォーマンスやピクニック、遊びの空間へ

【アンケート調査の概要】

日 時：令和3年 11 月 20 日（土）・21 日（日）10 時～17 時
（21 日は 16 時まで）

場 所：忠岡新浜緑地・新浜護岸

調査方法：

- ・会場内での調査票の配布・回収
- ・会場内で QR コードを掲示しウェブアンケートのサイトへと誘導（来場者のみ）

回 収 数：

- ・来場者を対象としたアンケート 108 件（来場者約 1,000 人の概ね 10%）
内訳：20 日（土）42 件 21 日（日）：66 件
【上記内訳にはウェブアンケートでの回答 10 件を含みます】
- ・事業者を対象としたアンケート 22 件

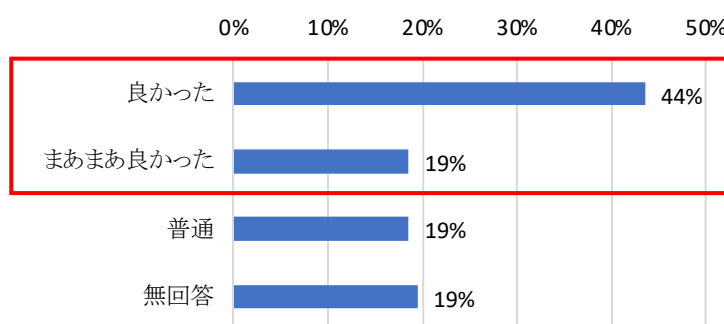
② 調査結果から把握された住民・事業者の意向

【来場者を対象としたアンケート】

○イベント全体に対する満足度は「良かった」「まあまあ良かった」が6割強、社会実験のようなイベントを今後もやってほしいかについては 98%が「そう思う」と回答しました。

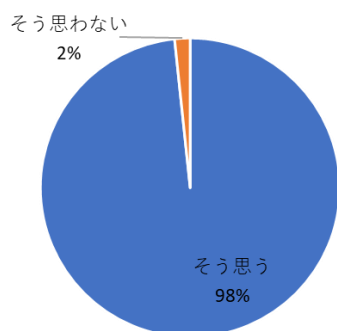
○公園及び公共施設緑地等でのイベントを今後もやってほしい理由としては、「地元で催しが増えてほしい」、「近場に子連れで楽しめる場所があったら良い」、「施設の魅力にマッチしていて楽しい」等の意見が寄せられました。

イベント（社会実験）全体に対する満足度



n=108

社会実験のようなイベントを今後も実施してほしいかと、その理由（抜粋）

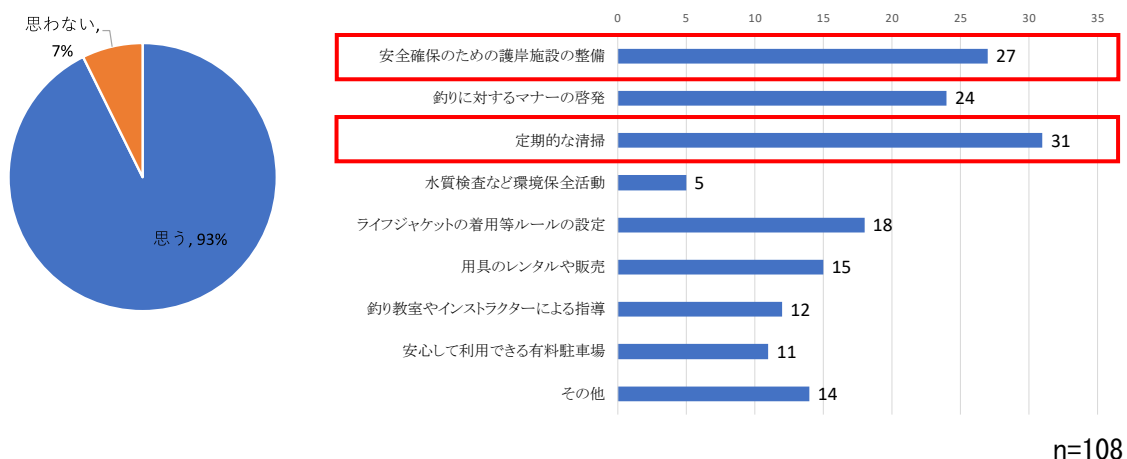


n=108

- ・イベントが少なくなったから地元で催しが増えてほしい
- ・近場に子連れで楽しめる場所があったら良い
- ・人が集まりにぎわいをつくっていない
- ・公園や緑地を活用したイベントは地域活性化のためにも積極的にやってほしいと思ったから
- ・楽しみが出来る
- ・施設の魅力にマッチしていて楽しいから
- ・近いし、駐車場あるので

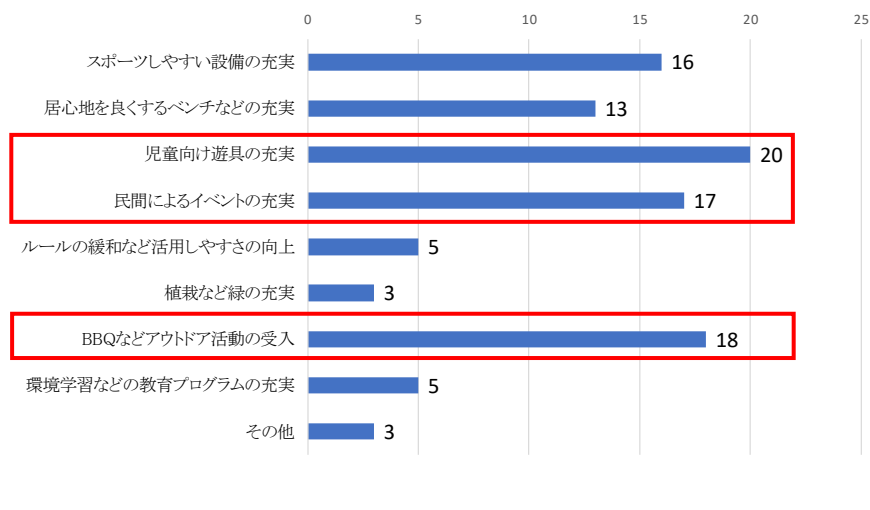
○フィッシングゾーンの利用者に、今後も新浜護岸を釣りの場として開放してほしいかについては、9割以上が開放を希望し、新浜護岸で必要な取組としては「定期的な清掃」や「安全確保のための護岸施設の整備」を挙げる回答者が多くなっています。

今後も新浜護岸を釣りの場として開放してほしいかと、新浜護岸で今後必要な取組



○今後の公園及び公共施設緑地等に対する要望としては、「児童向け遊具の充実」が最も多く、「BBQ などアウトドア活動の受入」、「民間によるイベントの充実」が次いで多く挙げられました。

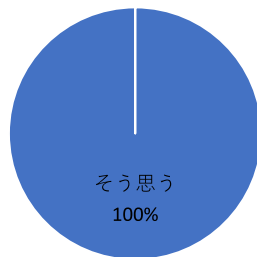
今後の公園及び公共施設緑地等に対する要望



【事業者を対象としたアンケート】

○社会実験のようなイベントへの今後の参加意向については、回答した事業者の全てから、また参加したいかの問いに対して「そう思う」との回答を得られ、忠岡新浜緑地の場所としての魅力やポテンシャルを確認することができました。

今後の社会実験のようなイベントへの参加意向と、その理由



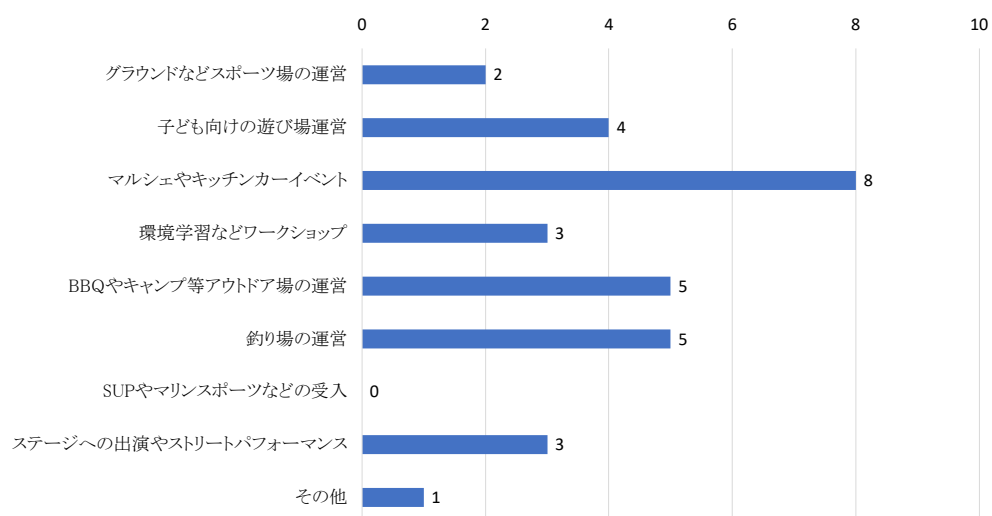
n=22

- 環境整備された場所をもっとたくさんの人に使って頂きたい
- 広いし良い場所かなと思います。
- 自然が多く、大変大きな公園で、様々な方と接することができ、非常に充実した時間になったため
- 場所は良いので、イベント内容が充実すれば出たい。
- 環境や場所は良かったと思いますが、事前 PR などの集客をもっとして頂ければと思いました。

○今後忠岡町内の公園及び公共施設緑地等で常時活動する内容として希望するものとしては、「マルシェやキッチンカーイベント」、「BBQ やキャンプ等アウトドア場の運営」、「釣り場の運営」が多く挙げられました。

○出店等で参加協力の得られた事業者が対象であるため、社会実験で企画したコンテンツと同じ内容が上位になりましたが、一時的な活動ではなく「常時の活動」としても希望が寄せられ、忠岡町内の公園及び公共施設緑地等の活用に関するポテンシャルを確認することができました。

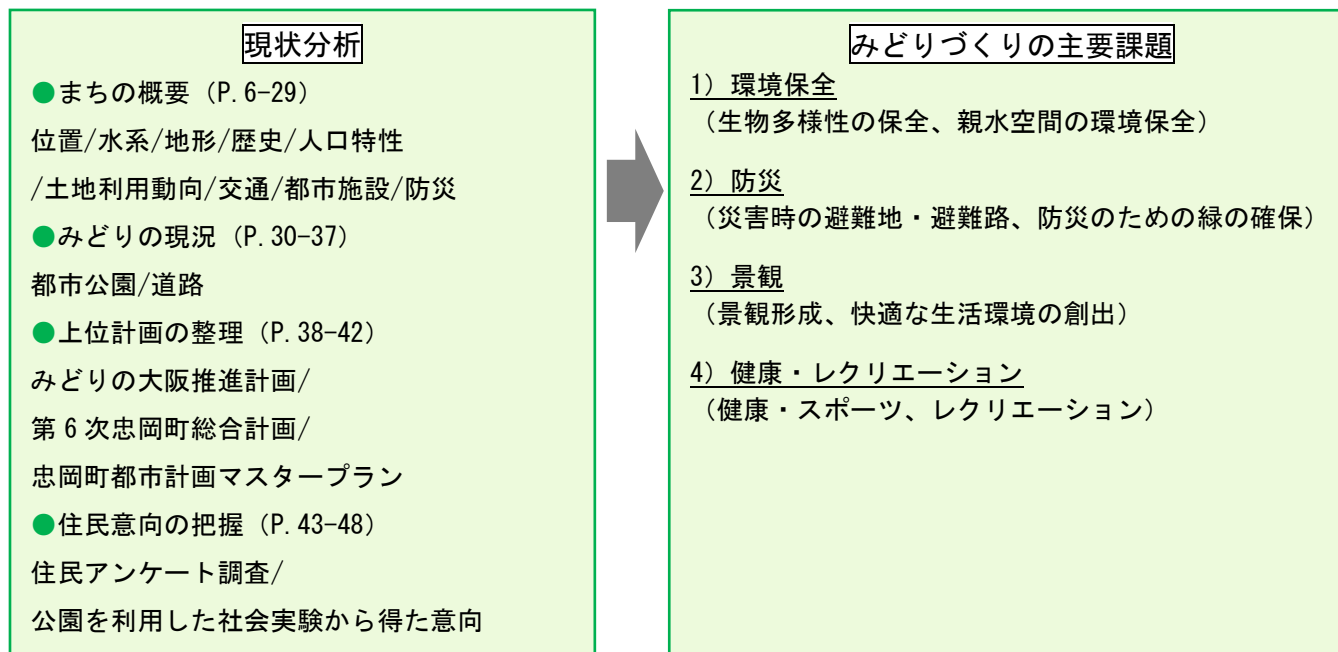
今後忠岡町内の公園及び公共施設緑地等で常時活動する内容として希望するもの



n=22

5 みどりづくりの主要課題

まちの概要やみどりの現況を基に、住民アンケートや公園を利用した社会実験から得られた住民意向を踏まえて、みどりの課題を以下のとおり整理します。



1) 環境保全（生物多様性の保全、親水空間の環境保全）

①都市のみどりの骨格の形成

- 本町の北東部一帯に流れ、野鳥、水生生物等の生息地として重要な役割を担っている大津川は、みどりの骨格として十分な機能を発揮するよう、健全で多様なみどりづくりを進める必要があります。
- 本町の大部分に面する大津川河川公園の大規模な緑地を背骨としつつ、主要幹線や緑道によるその他公園及び公共施設緑地等とのネットワークにより、都市のみどりの骨格形成を図る必要があります。

②すぐれた自然歴史風土

- 忠岡神社をはじめとする寺社仏閣は、本町における歴史的資源であると同時に市街地において確保しにくいみどりストックであることから、計画的な保全が求められます。
- だんじり祭りなどの継承も本町の重要な歴史風土です。このような町や人々にとっての歴史資産は、自然環境とともに保全し、後世に残していく必要があるといえます。

③快適な生活環境

- 街区公園をはじめとする住民に身近な公園・広場は、快適な生活環境を支えるみどりとして効果的な緑化を図る必要があります。
- その他に、小中学校のグラウンド、公共公益施設の植栽地、街路樹、工場や事業所の植栽地等も快適な生活環境を維持・創出するうえで緑化を推進する必要があります。

④農業エリア

- 東忠岡小学校周辺および高月向井田公園周辺の農地は、市街地に残された数少ないオープンスペースとして維持保全が求められます。

⑤自然との共生

- 本町において自然との共生を図るためには、大津川や前々池、その周辺の緑地を、生態的に価値の高いものへと誘導し、ビオトープネットワークの軸・拠点として位置づけ、みどりのネットワークを広げる必要があります。特に、松尾川と牛滝川の合流部にあたる地域は、小さい規模ながらも、本町で唯一まとまりのある残されたみどりがあり、親水性のある公共公益施設の整備等による有効活用が求められます。
- 忠岡町シビックセンターで整備されている滝組や水路等も、人工物でありながら生き物が生息する空間として重要であり、適切な維持管理が求められます。

⑥都市環境負荷の軽減

- 市街地特有の気温上昇（ヒートアイランド）を防止するため、今あるみどりの保全を図るとともに、新たな緑化の推進が求められます。
- 騒音や大気汚染等を緩和するみどりとして、計画的な街路樹の保全が求められます。

2) 防災（災害時の避難地・避難路、防災のためのみどりの確保）

①自然災害の防止

- 河川の洪水に関して、想定されうる最大クラスの大洪水による浸水想定では、臨海部を除いた町全域がその区域に指定されており、一部の区域は浸水想定 3.0m以上となっています。また、概ね100年に一度の確率で発生する大雨に伴う浸水想定においても、町東部の一部がその区域に指定されています。
- 沿岸部において津波及び高潮による浸水が想定されており、一部の区域は浸水想定 2.0m以上となっています。
- これらの大規模災害に対して、発災後の防災活動を見据えた公園及び公共施設緑地等のオープンスペース確保が必要といえます。

②人為災害の防止

- クスノキやクロガネモチなどの防火性の強い街路樹は、道路のスペースと相まって、延焼遮断帯としての機能を果たしており、計画的な植栽が望まれます。
- また、街路樹には主要幹線道路等の騒音を防止する役割もあることから、道路の交通状況を踏まえた植栽計画が必要といえます。

③避難体系

- 市街地内の一時的な避難地となるオープンスペースとして、小中学校グラウンドや大きな公共公益施設、都市公園等が挙げられますが、その中でも、町の中心部に位置している忠岡公園や隣接するシビックセンターについては、緑化を施した防災活動の拠点として整備しておく必要があります。
- 木造建物が密に立地する忠岡中・南地区については、主要な避難路の閉塞を防ぐためにも街路樹の積極的な植栽が求められる上、延焼を防ぐためにも街路樹やポケットパークの整備が必要といえます。

3) 景観（景観形成、快適な生活環境の創出）

①都市を代表する郷土景観

- 本町の北東部一帯に流れ、自然環境に貢献している大津川の河川景観は、本町を代表する郷土景観として適切な維持保全が求められます。
- 臨海地域北側の開放されている空間から大阪湾を望むことができる海岸線も、本町を代表する郷土景観であり、適切な維持保全が求められます。
- 忠岡町シビックセンター及び府営住宅は、みどりの乏しい中心市街地において、一体となって水とみどりを活かした景観を形成しており、今後も適切な維持保全が求められます。

②都市景観の創出

- 町の骨格を形成している街路景観（中央線のサツキ、野田線のケヤキ、吉井線のコブシ・ハナミズキ等）は、都市における生活空間の潤いをもたらす重要な要素であり、計画的な維持管理が求められます。

③ランドマークとなる場所

- 町内には、永福寺のビャクシンおよび緑水園など、ランドマーク的なみどりや社寺林等の歴史性のある樹木が多く存在しており、全体的に特色ある地区景観が形成されていることから、それらの保全を図っていく必要があります。
- 忠岡駅は、本町で唯一の鉄道駅ですが、駅周辺においては緑地的空間に乏しいため、みどりある景観形成が求められます。

4) 健康・レクリエーション（健康・スポーツ、レクリエーション）

①自然とのふれあいとみどり

○住民に貸菜園として提供している農地は、土に親しみ健康の増進を図ることのできる空間としての役割を果たしていることから、今後も適正な維持保全が求められます。

②日常圏におけるレクリエーションの場

○街区公園をはじめとする住民に身近な公園・広場や小中学校等公共のグラウンド等は、最も生活に密着した日常圏におけるレクリエーションの場として重要な位置づけにあることから、適切な維持管理による魅力向上が求められます。

③広域圏におけるレクリエーションの場

○臨海地域における忠岡新浜緑地および新浜緑地公園は、緑地空間とレクリエーション施設が一体として整備されており、数少ないレクリエーションの場として適切な維持保全が求められます。

④ネットワークの形成

○本町の大部分に面する大津川河川公園を背骨としつつ、主要幹線や緑道によるその他公園及び公共施設緑地等とのネットワークにより、都市のみどりの骨格形成を図る必要があります。

○街路樹などによって各種公園や社寺林などを結び、みどりのネットワークの形成を推進する必要があります。

○町内の交通課題にも視野を広げ、それぞれのみどりをつなぐネットワーク形成を図る必要があります。

第3章 基本理念等

1 みどりの基本理念

市街地の限られた空間を利用した

「効率的・効果的なみどり」を創出する

2 みどりの基本方針

上記に掲げたみどりの基本理念を踏まえて、みどりづくりの主要課題に対応したみどりの基本方針を以下の通り定めます。

1) 環境保全（生物多様性の保全、親水空間の環境保全）

野生生物の生息地等を形成する樹林地、水辺地、農地、文化財が一体になったみどりの保全や、新たなみどりの創出を行うとともに、道路や河川の緑化等によりこれらのネットワーク化を図り、野生生物の生息、ヒートアイランド化の防止をはじめとする都市環境の改善、都市骨格形成を図ることを基本方針とします。

2) 防災（災害時の避難地・避難路、防災のためのみどりの確保）

地震・火災等の災害発生時に避難地・避難路の役割を担うみどりの配置と、耐火性等を考慮した緑化について計画するとともに、騒音や大気汚染等を緩和することを目的とした地域の安全性に資するみどりの配置を基本方針とします。

3) 景観（景観形成、快適な生活環境の創出）

都市景観の現状や課題等を踏まえ、市街地を取り囲むみどり、市街地内の寺社等郷土景観を形づくるみどり、市街地内のランドマークやシンボルとなるようなみどり等の都市景観を構成する要素を対象とし、地域個性の魅力化と地域文化を醸成することを基本方針とします。

4) 健康・レクリエーション（健康・スポーツ、レクリエーション）

余暇時間の増大に伴うレクリエーション需要の多様化、自然とのふれあいに対する需要の高まりに応え、日常的なレクリエーション活動に対処し得るよう、みどりの利用形態や機能分担を勘案したみどり豊かで質の高い余暇空間を確保することを基本方針とします。

3 計画のフレーム

「第6次忠岡町総合計画」や「忠岡町都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画を参考に、計画フレームを設定します。

1) 対象区域

本計画の対象区域は、忠岡町全域（397ha）とします。
忠岡町では、町全域が都市計画区域に指定されています。

2) 目標年次

本計画の目標年次は「忠岡町都市計画マスタープラン」の考え方を踏まえ、令和12年とし、社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

3) 人口フレーム

本計画では、「忠岡町都市計画マスタープラン」と整合を図り、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の平成30年推計における、目標年次（令和12年）推計人口15,240人を人口フレームとします。

4) 計画期間における目標、指標

上記に掲げた目標年次を見据えた本計画の目標として、経年的に定量的なデータの収集・分析が可能な代表指標として以下の3項目を設定します。

① 都市公園及び主要な公共施設緑地の緑視率

目標指標		現況値	目標値
都市公園及び主要な公共施設緑地の緑視率において25%を上回る箇所数	地域コミュニティの場となる都市公園及び施設緑地の緑視率を向上し、ゆとりと潤いある景観形成を目指す。	5箇所 (令和3年)	9箇所 (令和12年)

② 人口1人当たりの都市公園面積

目標指標		現況値	目標値
人口1人当たりの都市公園面積	1人当たりの都市公園面積を確保し、地域コミュニティの場の形成を図る。	4.72㎡/人 (令和3年)	5.00㎡/人以上 (令和12年)

③ 公園及び公共施設緑地等を利用したソフト施策の展開

目標指標		目標値
公園及び公共施設緑地等を利用したソフト施策の実施回数	p.46に代表される公園及び公共施設緑地等を利用したソフトの展開により、フィールドの活用ポテンシャルを高める	令和12年までに実施主体（民間・行政）を問わず15回実施する。

第4章 みどりづくりのための施策

1 みどりづくりのための施策

みどりの基本理念やみどりの基本方針を踏まえて、みどりづくりの主要課題（p.49-53）に対応した施策を以下のとおり定めます。

1) 環境保全（生物多様性の保全、親水空間の環境保全）

①都市公園及び公共施設緑地等の保全

- 大津川河川公園は、市街地内において広がりのある広場的な空間の確保が困難な本町においては、その水辺が有する自然環境などとともに、住民が多様なレクリエーション活動を行なう貴重なオープンスペースとなっています。今後とも大津川河川公園とその周辺に存在する数少ない緑地帯の保全に努めます。
- 町内唯一の近隣公園である忠岡公園（町民グラウンド）については、土壌改良、植樹の適正配置を検討するとともに、側溝の清掃など適切な維持管理に努めます。
- 住民コミュニティの場となる小規模な街区公園についても、アイレベルでみどりを感じられる効果的な植栽を検討します。
- 都市公園を除く公共施設緑地等については、まとまったみどりの拠点として適正な維持管理を行うため、集約可能性について検討を進めます。
- 都市公園及び公共施設緑地等の整備、更新においては、財政負担の軽減と併せてサービスの向上を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）等による民間投資の誘導について検討を行います。
- 都市公園及び公共施設緑地等の整備、更新においては、緑化樹の寄付等の官民連携手法を積極的に活用し、緑陰を意識した適正なみどりの配置により、ゆとりと潤いが感じられ、より一層利用者に親しまれる環境を創出します。
- みどりの保全や緑化を推進するため、緑地協定等の活用を促進します。
- 公園美化を推進するため、住民と行政による清掃活動の実施を検討します。

②緑道、街路樹の配置

- 町営住宅東団地の北側に位置する旧堤塘敷を活用した、大津川河川公園と緑水園をつなぐ緑道の整備を検討し、市街地へのみどりの連続性向上を図ります。
- また、騒音や大気汚染等を緩和する対策として、主要幹線道路を中心に街路樹の保全に努めるとともに、みどりのネットワークが形成できるよう努めます。

③社寺林等の保全

- 既に大阪府の天然記念物として指定されている永福寺のビャクシンは、広く一般に公開されており、そのための整備にかかる支援を継続していきます。

④市街地農地の保全

- 都市環境の保全に資するみどりを確保するため、市街地内に残存する農地の市民農園や貸し農園等の有効活用を促進します。

⑤公共公益施設等における植栽地の保全

- 大規模な公園及び公共施設緑地等が少ない本町においては、町役場や学校などの公共施設内のみどりの充実に努め、町全体で豊かなみどり環境の形成を図ります。
- 東忠岡校区で建設中の認定こども園では、一般利用者に解放された広場を併せて整備する予定です。今後の施設整備や更新の際においても、施設利用者だけでなく広く住民の憩いやレクリエーションの場となる空間整備を推進します。

⑥民間施設における緑化の推進

- 大阪府の「建築物の敷地等における緑化を促進する制度」（平成 28 年 10 月改正）においてヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりをめざし、1,000 ㎡以上の敷地において建築物を新築、改築又は増築する際には、当該建築物及びその敷地について緑化を行うことが義務付けられており、これら制度等の周知に努め、民有地の緑化を推進します。

2) 防災（災害時の避難地・避難路、防災のためのみどりの確保）

①避難地となるオープンスペースの確保

- 避難場所については学校、総合福祉センター、高月コミュニティセンター等が指定されていますが、これ以外に、街区・近隣公園・公共施設緑地、児童遊園・広場をはじめとする住民に最も身近な都市公園及び公共施設緑地をコミュニティ単位の防災活動拠点として位置づけ、備蓄倉庫等の防災機能の充実を必要に応じて推進します。
- 大規模な津波や高潮の発生も想定し、被災後の炊き出し等に利用できるオープンスペースの確保を進めます。また、臨海部や大津川に設けられている都市公園及び公共施設緑地等の利用者に対して地震や津波に関する各種情報を円滑に伝達できるよう情報伝達手段の充実に努めます。
- 被災時の延焼防止等を図るため、密な市街地においてポケットパーク等の設置誘導策を検討します。

②避難路等の確保

- 本町における緊急時の避難路空間となる街路にあっては、倒壊建物等による避難路閉塞を防止する観点から適正な管理のもと街路樹の保全に努めます。

③街路樹及び公園内樹木等の整備

- 本臨海部等に位置する主要な街路や公園等において、津波や強風に対する被害軽減効果の発揮にも配慮して街路樹や公園内樹木等の配置を検討します。また、未供用の都市公園整備の検討にあたり、上記を配慮した計画の策定に努めます。
- 忠岡新浜緑地に植樹されている防風林については、町内の強風に対する被害軽減効果に寄与していることから、適正な管理のもと樹木の保全に努めます。

3) 景観（景観形成、快適な生活環境の創出）

①河川や海辺を中心とした水辺地域の景観の形成

- 大津川、牛滝川については、良好な水辺景観の創出を図り、水辺の魅力を向上させるとともに、水とみどりのふれあいの場として住民に親しめる空間の創出に努めます。
- 前々池は、全域市街地である本町において数少ない水辺景観資源といえます。当面的には、施設の安全確保を進めつつ、将来的には更なる住民の憩いの場としての魅力向上に努めます。

②街路樹の整備

- 美しい街路景観の確立のため、現在路線別に特色ある街路樹が設置されている町道中央線（サツキ、クスノキ）、町道野田線（ケヤキ）、町道吉井線（ハナミズキ、コブシ、アベリア）、町道北出 18 号線（クロガネモチ）等の保全・育成を存続すると同時に、その他の主要路線についても連続性のある街路樹の配置を図ります。

③緑道の整備

- 修景による快適な歩行空間の形成を図るため、旧堤塘敷の緑道としての活用手法を検討します。

④公共施設等の緑化

- 忠岡町シビックセンターや小中学校など、地域の象徴的な施設となる公共施設等とその周辺の緑化を推進し、本町の良好な都市景観の形成を図ります。
- 忠岡駅周辺においては、大阪府の緑化推進に対する制度である「都市緑化を活用した猛暑対策事業」等の活用を検討し、みどりある駅前景観の形成に努めます。

⑤地域コミュニティと連携した地域の緑化

- 大阪府の緑化推進に対する制度である「大阪府みどり基金を用いた緑化樹配付事業」等を活用し、地域単位での緑量の増加を図るとともに、住民・事業者等と連携した緑化意識の醸成に努めます。

4) 健康・レクリエーション（健康・スポーツ、レクリエーション）

①住区基幹公園等の配置

- 住区基幹公園は、住民の日常生活に密着した公園であり、各地域の特性に合わせ、住区に対して均等に配置されることが望まれることから、必要となる施設の整備・誘導を図ります。
- 忠岡公園については、忠岡町シビックセンター周辺と調和のとれた魅力ある緑地空間として、レクリエーション機能のさらなる充実、大津川河川公園との連携強化を図ります。
- 未整備の都市公園の整備を検討し、長期的な目標として「忠岡町都市公園条例」（昭和 53 年 3 月 11 日条例第 10 号）に規定する標準面積（5 m²/人以上）の確保を目指します。
- 都市公園の新規整備にあたっては、確保できる用地の面積、既設公園の誘致圏との重複、地域住民のニーズの高まりなどを総合的に検証して、新たな公園整備の必要性を判断します。
- 既存都市公園ストックの有効活用に重点を置き、利用者ニーズの変化や少子高齢化などの社会的背景を踏まえ、地域住民と連携し、都市公園の再整備・機能再編・バリアフリー化に取り組みます。事業にあたっては、今後、都市公園の老朽化状況等をもとに、事業エリアを検討していきます。
- 都市公園の新規整備にあたっては、公募設置管理制度（Park-PFI）や設置管理許可制度等の民間活力の導入を検討し、都市公園の魅力向上や賑わい創出を図ります。

②都市緑地の配置

- 大津川の河川敷については多種多様なレクリエーションの活動の場を設け、周辺地域と密着させながら水辺空間を利用した都市緑地とします。これと同時に既存の近隣公園である忠岡公園と連続する緑道整備を検討し、レクリエーションのネットワーク向上に努めます。

③身近な公園・広場等の配置

- 市街地における日常的なレクリエーション活動の拠点となる児童遊園・広場等については、地域住民に最も身近な憩いの空間として、幼児から高齢者まで多様なレクリエーションニーズに対応できる空間形成を図ります。
- 東忠岡校区で建設中の認定こども園では、一般利用者に解放された広場を併せて整備する予定です。今後の施設整備や更新の際においても、施設利用者だけでなく広く住民の憩いやレクリエーションの場となる空間整備を推進します。

④臨海地域の機能充実

- 新浜地区においては、下水道施設緑地である新浜緑地やその他港湾緑地など多くのみどり空間を有するが、市街地からのアクセス性に課題があるため、市街地近辺へのアクセス性を向上し、住民のレクリエーションニーズの充足に努めます。

⑤水辺を活かしたレクリエーション機能の充実

- 海辺や河川と親しめる新浜緑地や大津川河川公園は、自然の少ない本町においては重要な資源であることから、住民発意のレクリエーションニーズを充足できるよう関係機関との連携を強めます。

⑥農業を活かしたレクリエーション機能の充実

- 住民が土に親しみ健康の増進を図ることができる空間として貸菜園の魅力向上に努めます。

⑦学校・グラウンド

- 東忠岡校区で建設中の認定こども園では、幼児のケガ防止の観点から大部分に芝を植栽予定であり、利用者目線に立った植栽を進めていきます。
また、施設を更新する際は、適正な植栽に努めます。

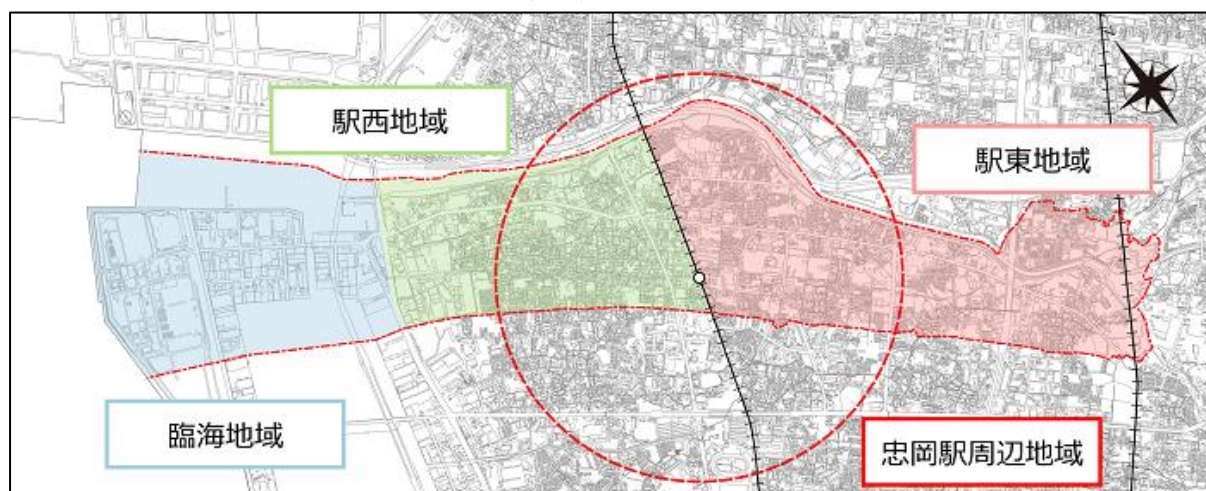
2 地域別みどりの配置方針

本計画においては、都市計画マスタープランとの整合を図り、下記の地域区分に基づいて各地域におけるみどりの配置方針を定めます。

地域区分の設定 表 4-1

地域区分	小学校区	町丁目	概要
駅東地域	東忠岡小学校	忠岡東、馬瀬、北出、高月北・高月南	概ね、南海本線以東の地域であり、シビックセンターや府営住宅も立地し、土地区画整理事業も実施されるなど比較的都市基盤が整い、また、農地やため池なども残されている地域です。
駅西地域	忠岡小学校	忠岡北・忠岡中・忠岡南	概ね、府道大阪臨海線以東から南海本線以西の地域であり、紀州街道などを軸に旧市街地が形成され、だんじり祭りも継承されている地域です。
臨海地域	—	新浜	府道大阪臨海線以西の地域であり、本町における産業振興の中核を担うとともに、多様なみどりを有している地域です。
忠岡駅周辺地域	東忠岡小学校 忠岡小学校	忠岡東・馬瀬・忠岡北・忠岡中・忠岡南 ※忠岡北・中・南は各3丁目を除く	概ね、忠岡駅を中心に半径1km内の地域であり、本町における都市活動の中心的な役割を果たす拠点として、都市機能が集積している地域です。

地域区分図 図 4-1



<駅東地域>

1) 地域の施設等の整備状況

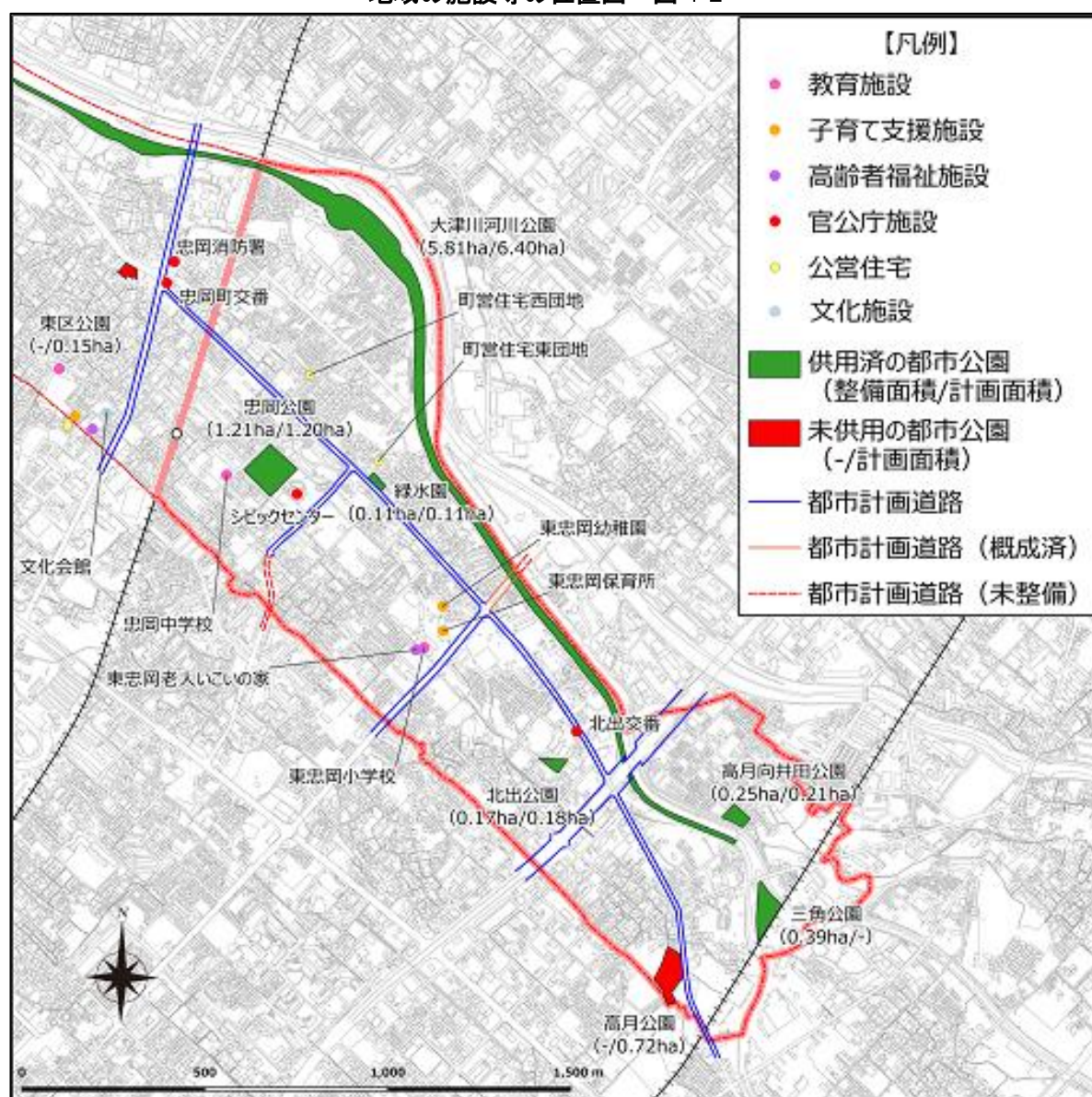
○地域の施設としては、シビックセンター、東忠岡小学校、忠岡中学校、幼稚園・保育所、東忠岡老人いこいの家などが整備されています。

○道路の整備状況は、都市計画道路については、本町と岸和田市を結ぶ忠岡吉井線が一部未整備供用中の状況にあります。また、本町と泉大津市・岸和田市を結ぶ忠岡野田線は概成済であり、泉大津市側の整備を待つ状況にあります。

他、主要道路として、国道 26 号、府道堺阪南線、府道田治米忠岡線、忠岡中央線などが整備されているとともに、中板橋、高板橋の橋梁も整備されています。

○都市公園及び公共施設緑地の整備状況は、忠岡公園（町民グラウンド）、高月向井田公園、大津川河川公園などが整備されています。また、大津川や牛滝川、前々池などの自然環境が存在しています。

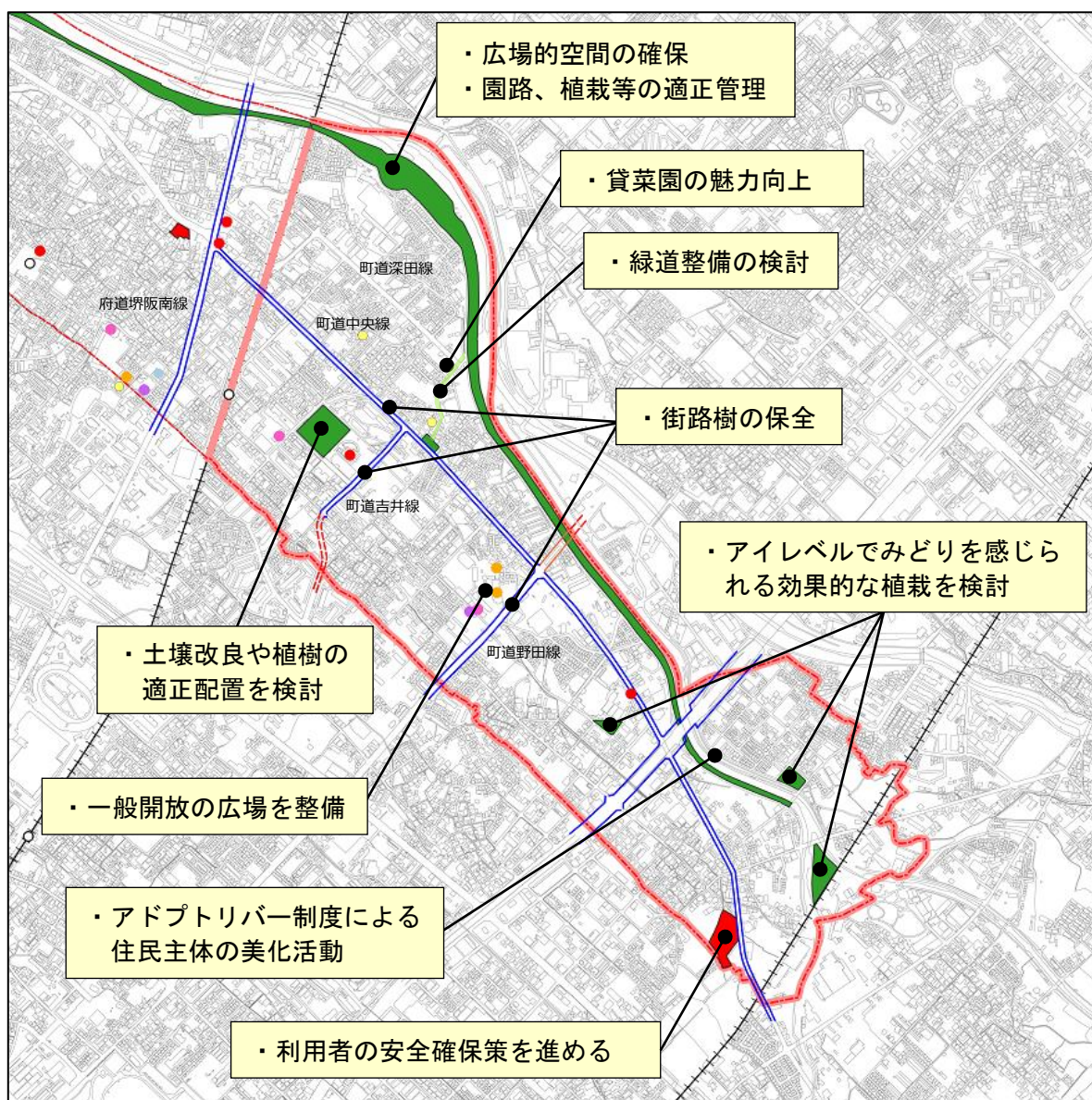
地域の施設等の位置図 図 4-2



2) みどりの配置方針

- 駅東地域に幅広く整備されている大津川河川公園と町道中央線・町道深田線を主要なみどりの東西軸と位置づけ、南北軸となる府道堺阪南線・町道吉井線・町道野田線と一体でみどりの骨格を形成します。
- まとまったみどりのあるシビックセンターエリアから緑水園を通じて大津川河川公園をつなぎ南北軸の強化を図るため、緑水園と大津川河川公園を結ぶ旧堤塘敷の緑道整備を検討します。
- 東忠岡校区で建設中の認定こども園では、一般開放される広場を設置予定であり、シビックセンターエリアと北出公園の間に位置するまとまったみどり拠点としての役割が期待されます。
- 未整備である高月公園については、現在の利用形態として利用者の安全確保策に努め、水辺の活用が可能な貴重な空間でもあり、多様な生物の生息環境等に配慮した公園的整備等を検討し、生態系の保全と水辺とのふれあい空間の創出を検討します。

駅東地域のみどり配置方針図 図 4-3



1) 地域の施設等の整備状況

地域の施設等の位置図 図 4-4



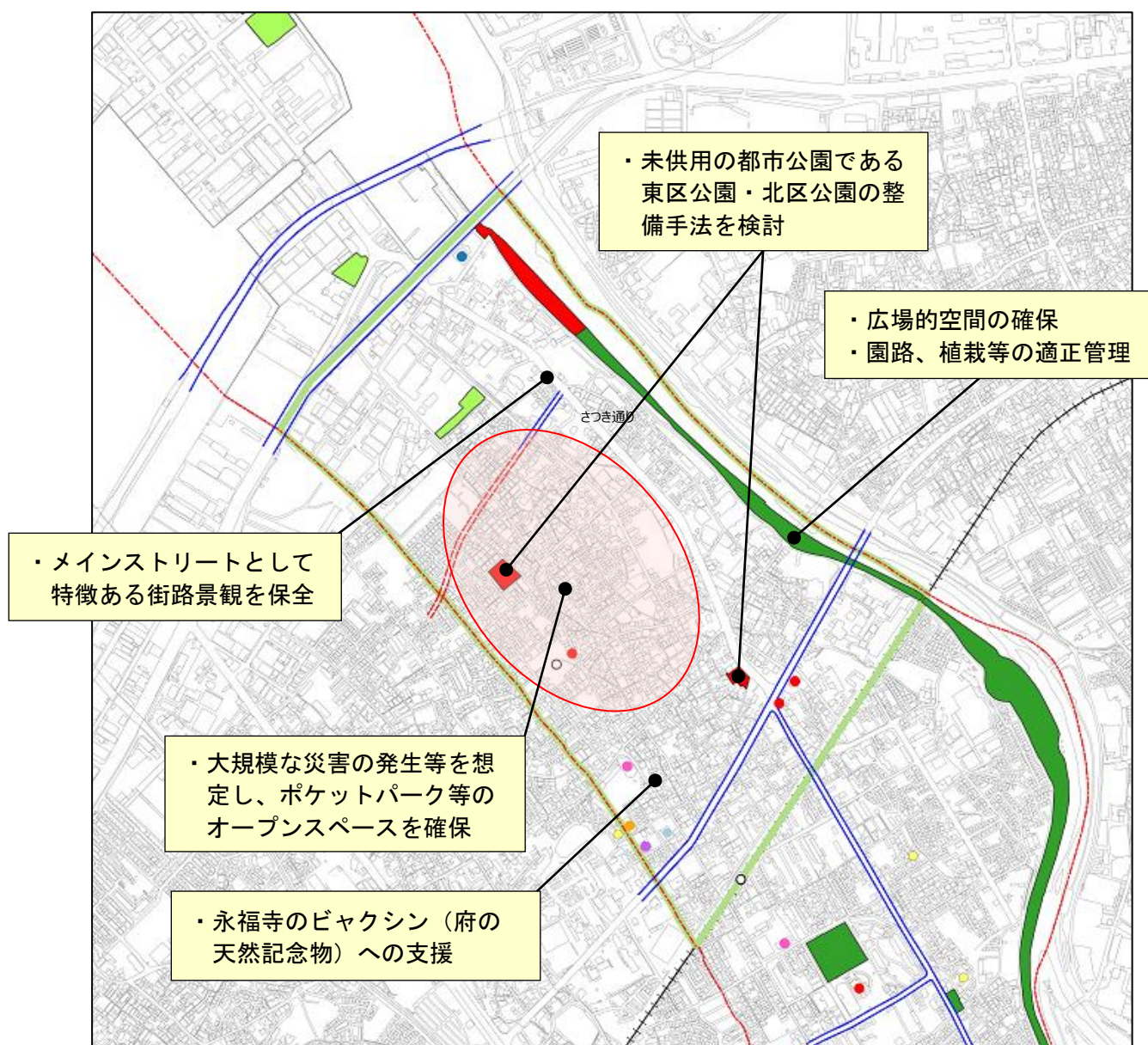
2) みどりの配置方針

○駅西地域に幅広く整備されている大津川河川公園と町道中央線を主要なみどりの東西軸と位置づけ、南北軸となる府道堺阪南線・府道大阪臨海線・町道泉大津岸和田線（紀州街道）と一体でみどりの骨格を形成します。

○駅西地区では、都市公園として東区公園と北区公園の2か所が計画決定されているものの、いずれも未整備の状態にあります。近隣の児童遊園である西区ふれあい公園の規模縮小により公園二 zones の超過が想定されることから、東区公園及び北区公園の整備手法の検討を進めます。また、大津川河川公園の未供用区間の利用等を検討します。

○本町のメインストリートでもある町道中央線（さつき通り）には、クスノキ（町の木）とサツキ（町の花）が植栽されており、町を代表する街路景観を形成しています。今後も、まちのシンボルとして適切な維持管理を実施していきます。

駅西地域のみどり配置方針図 図 4-5



＜臨海地域＞

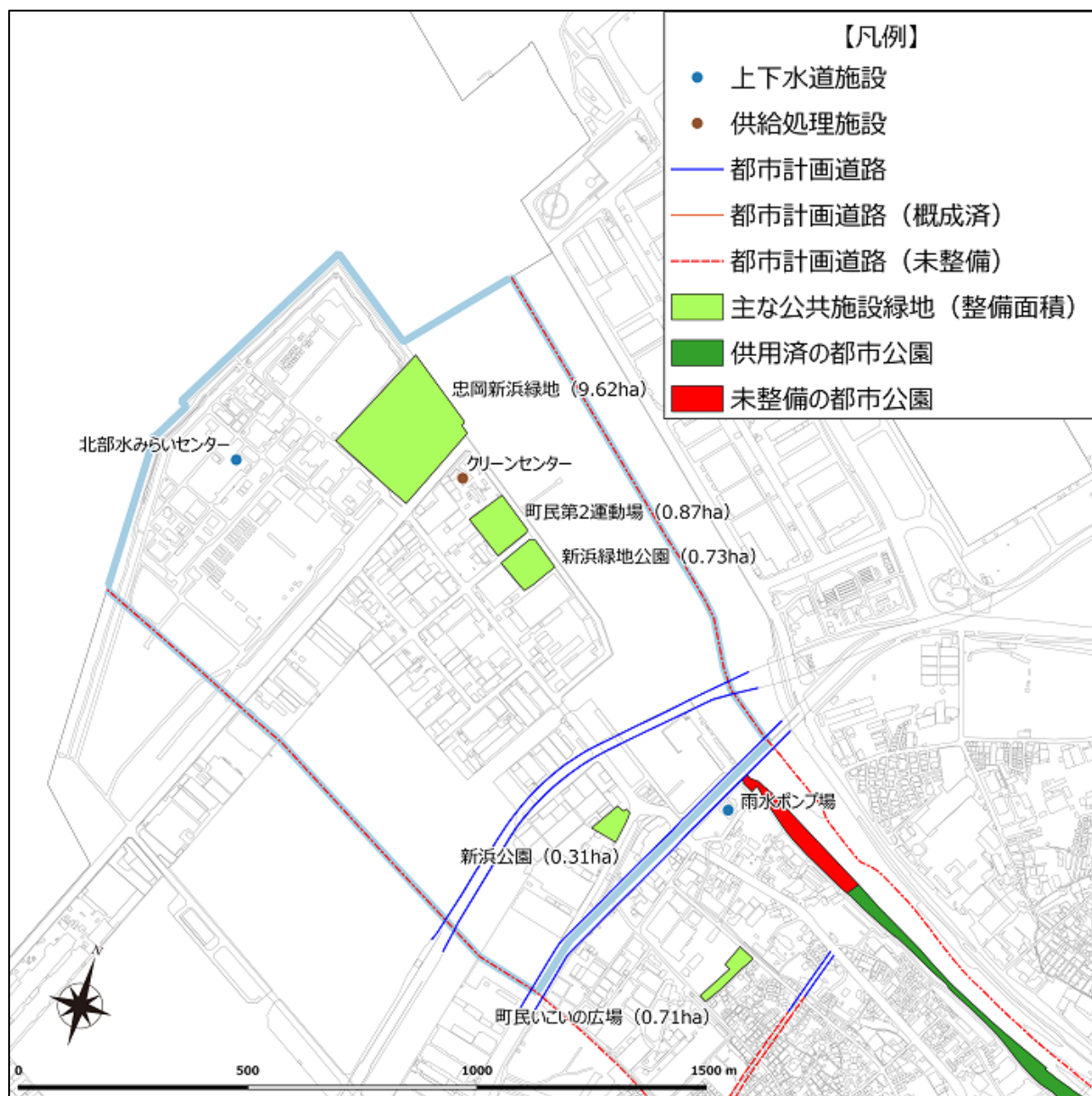
1) 地域の施設等の整備状況

○地域の施設としては、クリーンセンター、第2町民運動場、新浜テニスコートクラブハウスが整備されています。

○道路の整備状況は、都市計画道路である大阪湾岸線が整備されています。

○都市公園及び公共施設緑地等の整備状況は、新浜緑地、町民第2運動場、新浜緑地公園、新浜公園が整備されています。

地域の施設等の位置図 図 4-6

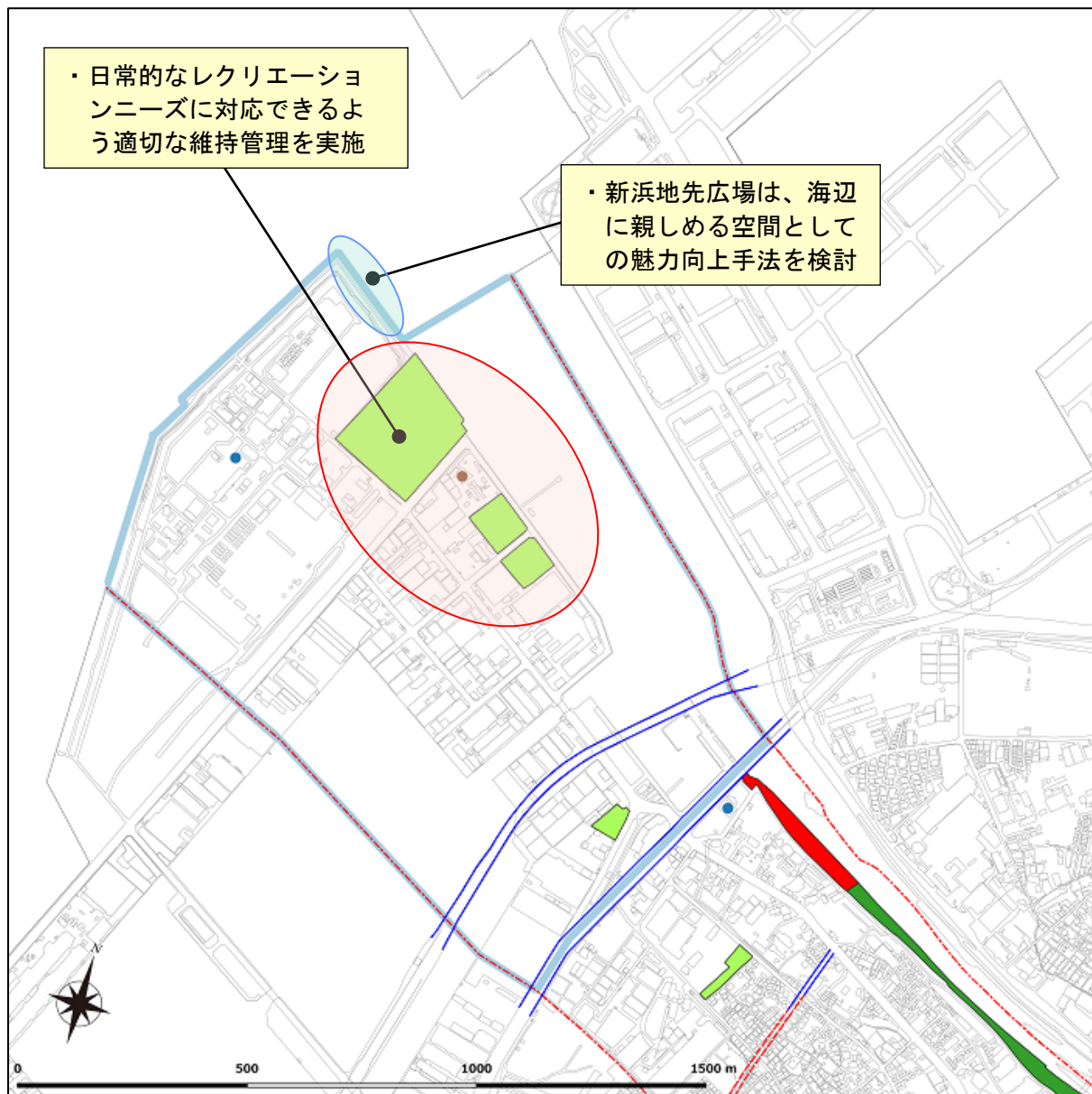


2) みどりの配置方針

○臨海地域には、他の地区にはない大規模な緑地等が多くあり、いずれもスポーツや各種レクリエーションの場としての利用が多く見られます。P.45 にて記載の社会実験においては、更なる利活用ニーズが見られたことから多様なレクリエーションニーズに対応できるよう適切な維持管理を行います。

○新浜地先広場は、町内で数少ない海辺に親しめる空間として更なる魅力向上手法を模索していきます。

臨海地域のみどり配置方針図 図 4-7

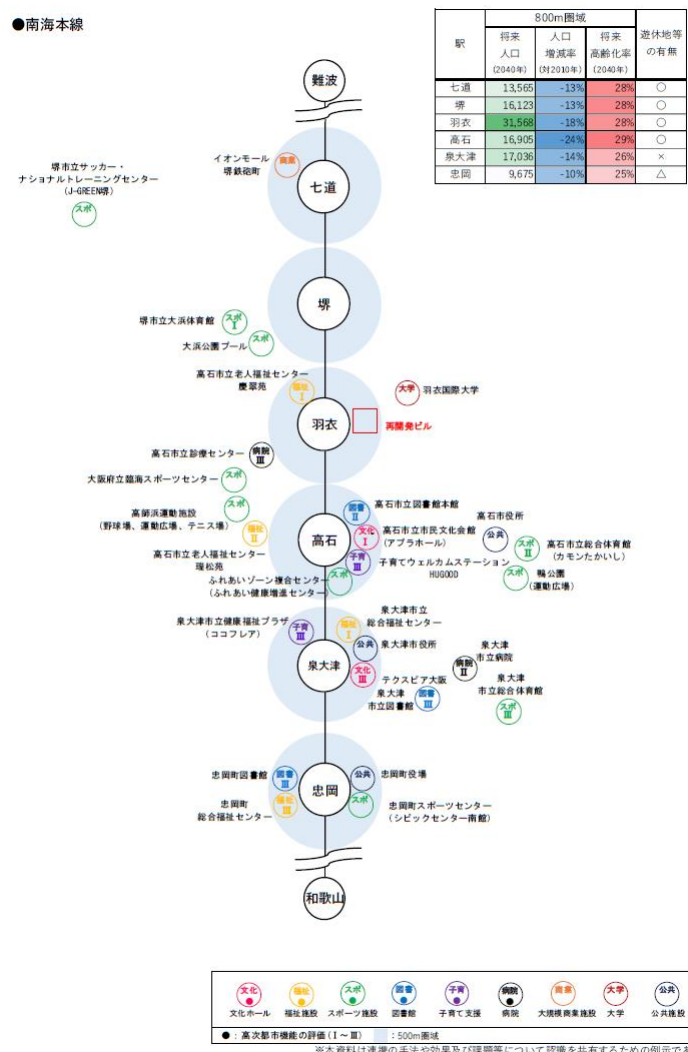


<忠岡駅周辺地域>

1) 地域の施設等の整備状況

- 地域の施設としては、町役場（シビックセンター）、忠岡小学校、東忠岡小学校、斎場、文化会館などが整備されています。
- 道路の整備状況は、都市計画道路については、本町と岸和田市を結ぶ忠岡岸和田線・忠岡吉井線が一部未整備供用中の状況にあります。その他の主要道路として、堺阪南線、大阪臨海線、町道本通り線、紀州街道などが整備されているとともに、楯並橋の橋梁も整備されています。
- 都市公園及び公共施設緑地等の整備状況は、東区公園、北区公園などが計画されていますが、ともに未供用の状態にあります。また、忠岡神社の巨木群や永福寺のびゃくしん等のみどり景観、正木美術館等の歴史文化施設やだんじり祭りに代表される伝統行事等といった地域資源も多く存在しています。
- 南海本線沿線の他の鉄道駅の周辺における都市機能の集積状況と比較しても、忠岡駅は多くの都市機能が集積しています。

南海本線沿線における都市機能の集積状況 図 4-8

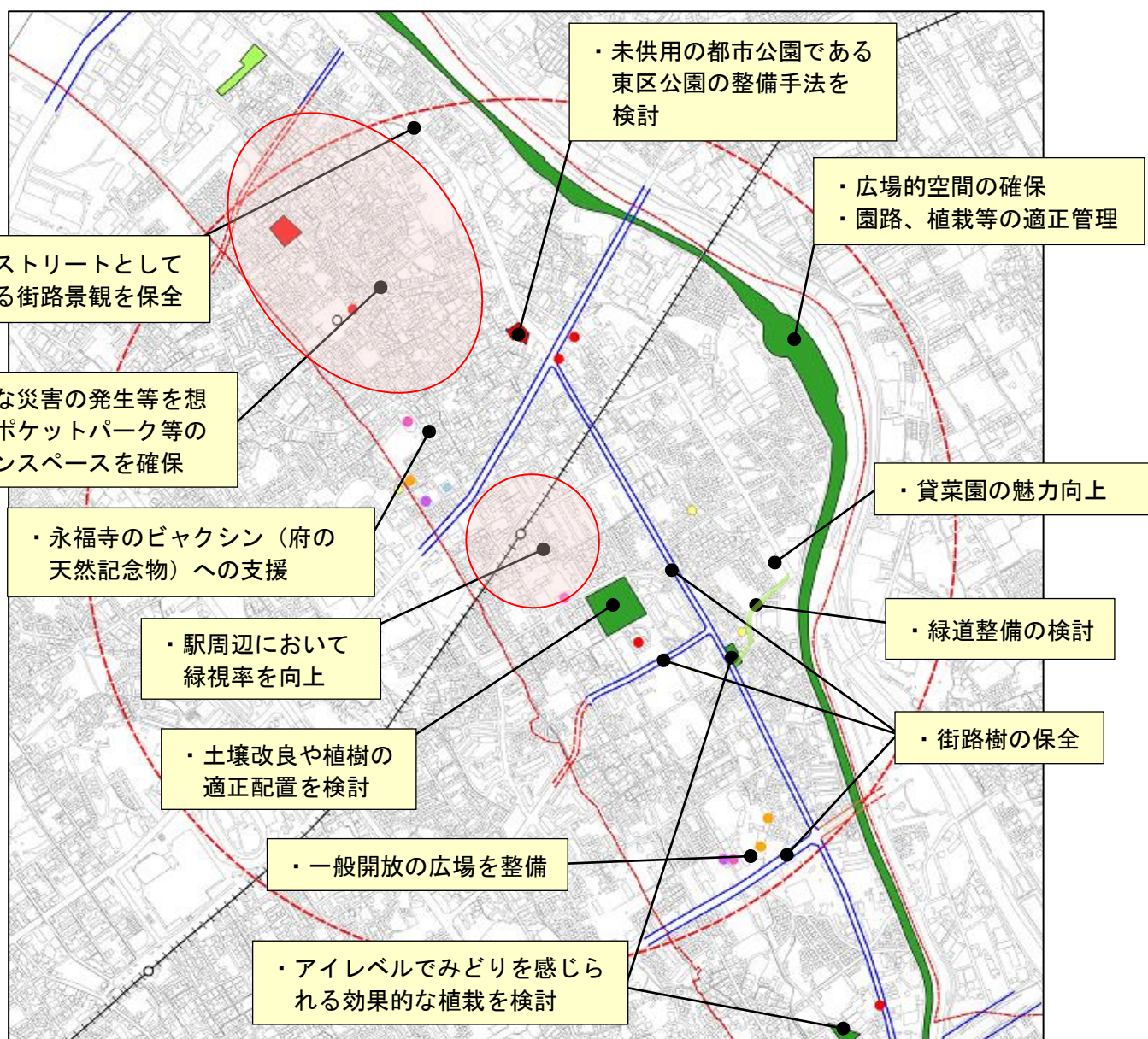


出典：「泉北地域における鉄道沿線のまちづくり調査分析報告書（平成31年3月）」

2) みどりの配置方針

- 駅周辺地域北側に幅広く整備されている大津川河川公園と町道中央線・町道深田線を主要なみどりの東西軸と位置づけ、南北軸となる府道堺阪南線・町道吉井線・町道野田線と一体でみどりの骨格を形成します。
- 駅周辺においては、限られた土地を活用して緑視率向上を図るべく、官民連携の取組も視野に入れた手法検討を行います。
- まとまったみどりのあるシビックセンターエリアから緑水園を通じて大津川河川公園をつなぎ南北軸の強化を図るため、緑水園と大津川河川公園を結ぶ旧堤塘敷の緑道整備を検討します。
- 東忠岡校区で建設中の認定こども園では、一般開放される広場を設置予定であり、シビックセンターエリアと北出公園の間に位置するまとまったみどり拠点としての役割が期待されます。

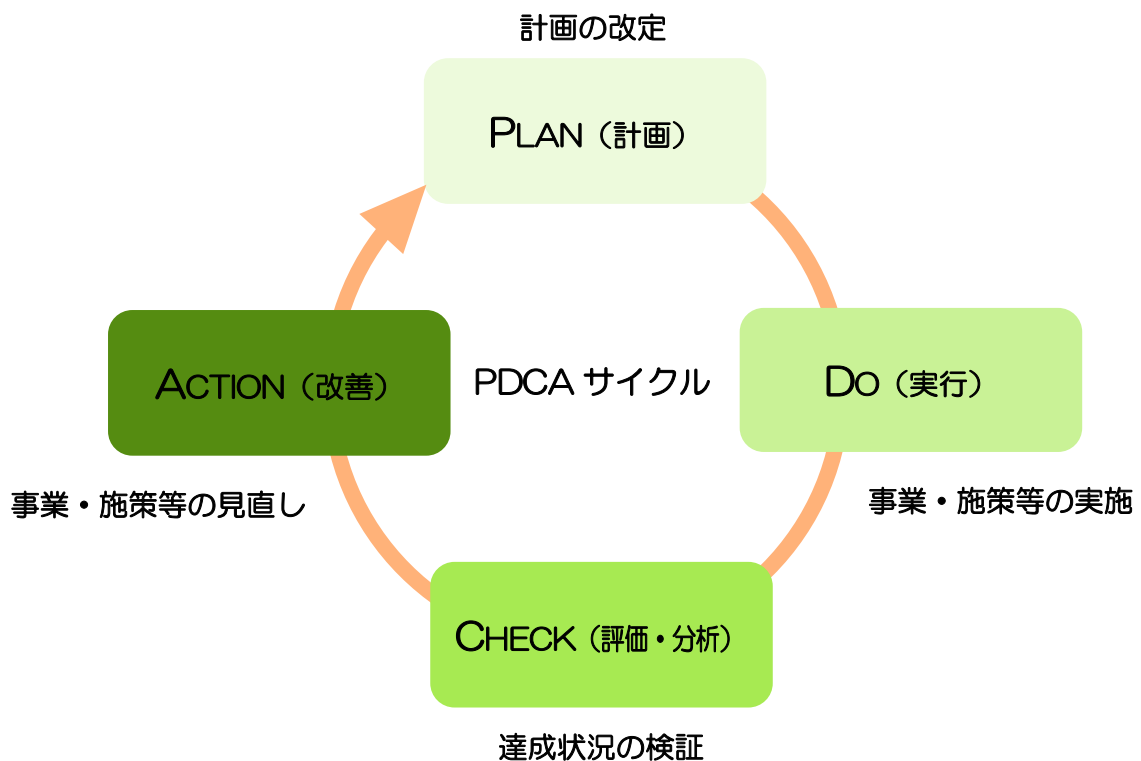
忠岡駅周辺（中心市街地）のみどり配置方針図 図 4-9



3 本計画の検証と見直し

本計画では、忠岡町都市計画マスタープラン（R3～R12）と整合を図り、目標年次を令和 12 年（2030 年）とし、上位計画の見直し等と併せて評価と検証を行うとともに、社会情勢、住民意向の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

また、本計画が目指すみどりの将来像の実現に向けて、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクルで進行管理を行います。



～資料編～

1 都市公園及び主要な公共施設緑地の緑視率（令和3年11月撮影）

1) 忠岡公園（平均緑視率 4.65%）

○視野 1（緑視率 3.52%）



○視野 2（緑視率 5.77%）



2) 緑水園（平均緑視率 49.05%）

○視野 1（緑視率 35.76%）



○視野 2（緑視率 59.34%）



○視野 3（緑視率 56.05%）



○視野 4（緑視率 45.04%）



3) 北出公園 (平均緑視率 18.54%)

○視野 1 (緑視率 15.19%)



○視野 2 (緑視率 14.14%)



○視野 3 (緑視率 16.74%)



○視野 4（緑視率 28.07%）



4) 高月向井田公園（平均緑視率 12.08%）

○視野 1（緑視率 11.13%）



○視野 2（緑視率 1.60%）



○視野 3（緑視率 15.80%）

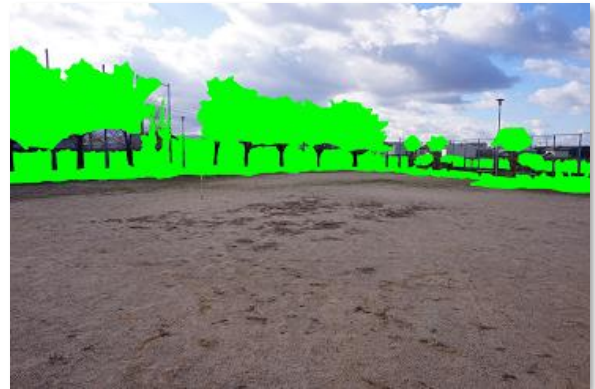


○視野 4（緑視率 19.77%）



5) 三角公園（平均緑視率 15.28%）

○視野 1（緑視率 15.43%）



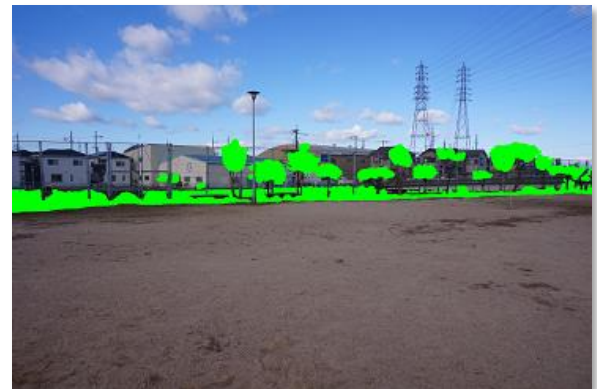
○視野 2（緑視率 23.26%）



○視野 3（緑視率 17.10%）



○視野 4（緑視率 5.31%）



6) 大津川河川公園 (平均緑視率 53.94%)

○視野 1 (緑視率 53.94%)



7) 新浜公園 (平均緑視率 56.29%)

○視野 1 (緑視率 56.29%)



8) 新浜緑地公園 (平均緑視率 26.92%)

○視野 1 (緑視率 26.92%)



9) 忠岡新浜緑地 (平均緑視率 35.89%)

○視野 1 (緑視率 11.29%)



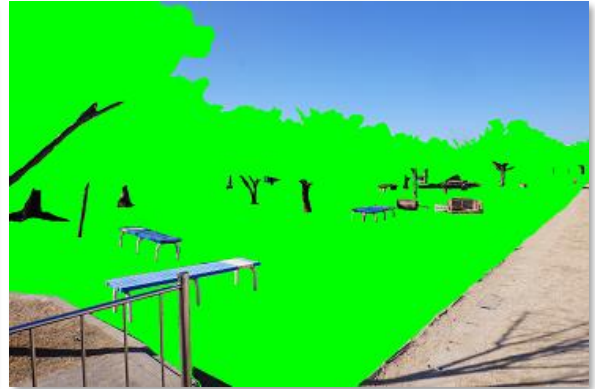
○視野 2 (緑視率 28.66%)



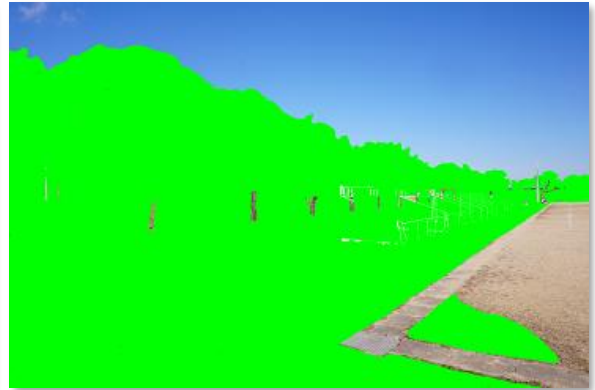
○視野 3 (緑視率 10.10%)



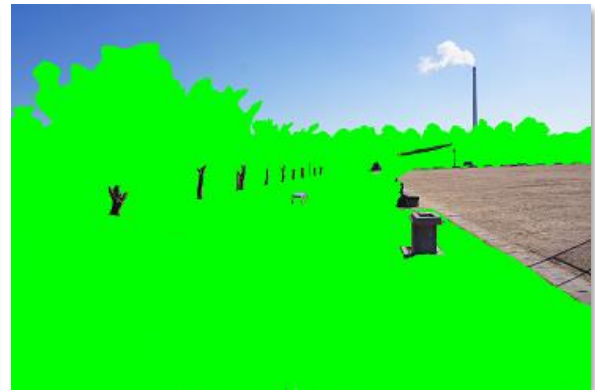
○視野 4（緑視率 58.27%）



○視野 5（緑視率 61.11%）



○視野 6（緑視率 65.52%）



○視野 7（緑視率 16.31%）



10) 町民いこいの広場（平均緑視率 18.80%）

○視野 1（緑視率 18.80%）



忠岡町みどりの基本計画

令和4年（2022年）5月

発行／忠岡町 編集・制作／産業まちづくり部建設課
〒595-0805 大阪府泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34-1
TEL：0725-22-1122（代表）
URL：<https://www.town.tadaoka.osaka.jp/>